

をも徴收することとなり、學校授業料をも此中に包含せしめたり。此等使用料及び手数料は年と共に増加すれど、其の歳入總額に對する割合は、兩者を合し、明治二十五年度に一割二分を算せる外は、多きも四分を越えず。報償金は從來瓦斯管税を特別市税雜種税として徴收せしを廢し、明治四十一年度より神戸瓦斯株式會社と契約して、同社の決算期毎に純益金の百分の五を納附せしめしに始る。四十三年度より新に神戸電氣鐵道株式會社をして、決算期毎に純益金の百分の五を納附せしむることとし、同社に對しては、四十四年度に條件を附して報償金納附を免じ、大正三年度には同社との報償金契約を改訂し、市内の電氣鐵道及び其附帶事業より生ずる純益に對しては、千分の五十、電燈電力及び其附帶事業より生ずる純益に對しては、千分の五十五を徴することとし、大正六年其事業を市に買收する迄繼續納附せしめたり。其他阪神電氣鐵道株式會社との契約により、大正二年度より同會社をして毎年一千圓を納附せしむることとし、以て大正七年に及びしが、此等報償金の合計も、歳入總額に對する割合は、最も多き年にては、六分を越えず、最も割合の少き年には、二厘に満たず。雜收入には過年度市税不用品賣拂代、林産物賣却代等あり、其性質上、收入額に年々差異あるを

免れざれど、其歳入總額に對する割合は、歐洲大戰勃發以前には、五分乃至九分に過ぎざりしが、大戰進行中には一割乃至二割七分となれり。繰越金も歳入の主要の科目として年々計上せらるゝものなれど、其歳入總額に對する割合、大戰勃發以前には一割九分に達せる年もありしかど、爾餘の年には一割以下にして、最も少き年には五厘に満たず、大戰進行中も大正三、四年度には九分を越えず、大正五年度より急激に増加して、大正七年度には二割を超え、たれど、これは例外とすべし。國稅徴收の爲め市に交付せらるゝ國庫交付金の額は、國稅の増減に伴ひ消長不定なれど、歳入總額中の二厘八毛乃至二分七厘を占むるに過ぎず、縣稅徴收の爲めの縣交付金は、明治二十九年迄市の豫算に計上せられしが、これとても總額中の一分五厘乃至四分三厘なりき。其他には歳入總額の三厘六毛乃至七分七厘に當る傳染病豫防等の爲めに收入する縣補助金の、二十二年以降引つゞき毎年計上せらるゝあり、區返納金の三十七年度より計上せらるゝあるも、これも歳入總額に對する割合は、最も多き年にも七分に過ぎず、最も少き年には五厘を越えず。教育に關し國庫より受くる補助金に至りては、其額更に少し。特別經濟及び基本財産よりの繰入金、國庫分配金、國庫下渡金等も亦歳入の一科

目たることあれど、總額に對する割合はいづれも五厘を越えざりき。借入金及び債券収入、公債募集金等の合計は、時に市税額よりも遙に多きことあれど、これ經常収入と同一視し能はざるものなり。之を要するに神戸市の市費歳入は市税其大半を占め、其以外の經常収入は僅に其一小部分を爲すに過ぎず。

市制實施初年度の財政

明治二十二年市制の將に實施せられむとするや、三月神戸區會は、内務大臣の指示せる市制實施順序によりて市會を組織し、明治二十二年度神戸市歳出入總計豫算の議決を見る迄に要すべき時日を三ヶ月と見込み、四月より六月までの經費として二千二百餘圓の歳出入を可決し、六月神戸市會成立するや、七月以後の同年度豫算中、先づ急を要する經費として二万九千圓の歳出入を可決せしが、年度末までに更に約二万圓の追加ありて、二十二年度歳出入總計豫算四万九千九百圓となれり。當時市税として徴收せるものは、地租一圓につき十二錢二厘の國税附加税と、營業税一圓につき一圓二十錢、及び家屋一個につき三厘四毛の地方税附加税あるのみにして、財政頗る困難なりしかば、二十二年七月官地拜借人に借地料一圓につき十四錢以内、官舎居住者に年額三圓以内、貸席一ヶ月五十錢以内、娼妓同十錢以内を賦課し、以て歳入二千圓を増さむとして稟請せしも、遂

に許可を得るに至らず、前も他に財源の進むべきなかりしかば、已むを得ず借入金に以て不足を補充せり。然るに同年度の歳出決算は豫算に比し二千二百圓を減じ、歳入決算には幸にして營業割の千三百圓を首とし、合計二千六百圓の増收あり、歳入超過約五千圓を算したれば、三千餘圓を繰越金とし、千八百餘圓は之を市内三學區の經費となせり。

二十三年度には土木費及び教育費の増加あり、且つ虎列刺病流行し豫防費を要すること多く、爲に豫算に一万二千圓追加の必要を生じ、總計七万三千六百圓の歳出となり、一方に於ては米價騰貴による市況不振の爲め營業割の減收千三百圓に達せしも、前年度に比し甚だ高率なる家屋税を徴收せるによりて、歳入決算は豫算に比し三百圓の増收となり、歳出決算は豫算に比し二千六百圓を減じたれば、遂に三千圓の歳入超過となれり。然るに翌二十四年度の市況前年に比し一層不振なりしかば、前年増課せる營業割の賦課率をば更に増して本税一圓につき二圓八十錢となし、二十二年度に比し十三割の増收を得、地租割をも前年度に比し三錢五厘を増して六錢二厘四毛となせるも、家屋割をば八厘を減じて五厘三毛とせしかば、歳入決算は八万九千二百圓となり、豫算よりも五千八

百圓の不足を示せしが、歳出豫算中支出を要せざるもの七千四百圓を生せしを以て、結局千六百圓の剰餘となれり。而して是年度にも前年に引つゞき虎列刺病及び天然痘の流行ありしかど、市は豫備費を有せざりしを以て、六百圓未滿の臨時支出をも借入金に仰ぎ、其支拂の爲めには二十五年年度の市税を増徴して之が償還に充てたり。

明治二十五年年度の歳出入豫算は七万八千八百圓なりしも、歳出決算は減じて四万五千圓となれり。これ從來の豫算には市税を以て充當すべき區費を包含せしも、是年十一月從來の神戸湊西葺合の三區會の外に新に湊東區會組織せられしを機とし、區費を市豫算より除き、區會の議決に任せしに因る。されば二十五年度市費歳出入決算を以て既往年度に比較せむには、各年度の決算より區費を控除するを要す、即ち左表の如し。

	區費を含める 市費歳出決算	區費歳出決算	差引純市費歳出決算
明治二十二年	四七、七〇〇	一六、三〇〇	三一、四〇〇
同 二十三年	七一、〇〇〇	二五、七〇〇	四五、三〇〇
同 二十四年	八七、六〇〇	四三、〇〇〇	四四、六〇〇

同 二十五年	七八、八〇〇	三三、八〇〇	四五、〇〇〇
--------	--------	--------	--------

二十五年年度の地租割は二錢にして前年度よりも四錢二厘少く、營業割は七十五錢にして前年度より二圓五錢少く、家屋税は五厘餘にして前年度より三毛少し。此等の低下はいづれも後半期よりの區費削除に伴ふ市歳出豫算の減額に應せむが爲めなり。是より先き二十四年府縣制の發布ありて、其實施の曉には郡市經濟再び共通となり、爲めに神戸市の損失一ヶ年五萬圓に達すべく、斯かる負擔の増加は、財政困難なる市の到底堪ふる所にあらざりしかば、市は新府縣制發布と共に郡市經濟分離運動を試み、二十五年に至りて其目的を達するを得たり。

明治二十六年年度豫算には全然區費を計上せず。而して其額四万六千圓なれば、前年の決算より多きこと一千圓なり。然るに自治體の基本財産造成等の爲めに、年度内に追加すべきもの三萬圓に垂んとせしが、二十六年年度豫算編成の初め決定せる市税額すら既に歳入總額の九割を超え、而も此市税中には前年度の課率以上のものありしを以て、今追加補填をなさむとするに方り、其補填の全部を從來の市税科目の増徴にのみ仰ぎ難きより、當局者遂に特別市税を起すの必要を覺り、區制時代に賦課せる歩一税を復舊し、賣買讓與に際し、其目的物たる

二十六年
財政經理の
困難

土地又は建物の價格百分の一を、其買得者又は譲受人に賦課し、國立銀行税として市内本店及び支店に純益金千分の十以内を賦課し、尙ほ間接國税たる船税、車税、取引所税、及び地方税たる演劇、興行の二税に對しては、其附加税を徴收し、以て市税一万圓の増收を圖らむとせしに、此七種の新税中、歩一税、國立銀行税、船税、車税は年度内に徴收を許可せられしを以て直ちに之を實施したり。然れども其他の新税は年度内に遂に許可を得る能はず、許可の新四税も、許可遅延の爲め悉く減收となり、加之傳染病豫防費、埋火葬場新設費、並に道路改修其他土木費等多額の追加を要し、歳出總計七万六千圓を算するに至れるに對し、歳入決算には雑收入、國庫交附金、手数料等の増收ありしも、歳出を償ふを得ず。因りて土木事業の繰延を行ひ、其他一般に節約を加へたれば、歳出決算は豫算に比して一万一千圓を減じ、歳出入同額となり、辛うじて同年度を終るを得たり。

日清役の影響を受けたる二十七八年度の財政

明治二十七年年度の豫算は力めて緊縮の方針に従ひ編成せられしも、年度末迄に二万圓の追加を要し、總計七万五千圓となり、翌二十八年度には追加四万圓を併せて總計十一万七千圓となれり。而して二十七年年度には從來の市税々率に異動なかりしも、新に國稅附加税として所得割を起し、且つ地方稅附加税中にて

從來營業割に包含せる雜種税をば獨立せしめ、此所得割と雜種税とにより歳入一万圓の増加を圖りしが、日清戰役の影響によりて市況活潑となるに伴ひ、歳入に一万四千圓の増收ありて、總計八万九千圓を收入せり。されば歳出決算の豫算を超過すること二千四百圓に達せしも、尙ほ一万圓の剩餘となり、此形勢は二十八年度にも持續され、同年度歳入の増收二万九千四百圓に達したれば、最初二万四千圓を計上せし借入金も、其四割は遂に之を借入るゝに至らず、歳出の減少と相待ちて三万三千三百圓の剩餘を生せり。

二十九年度
財政經理狀

明治二十九年度豫算編成の際には、新編入の湊村、林田村及び池田村より、市税雑收入、國庫交附金等歳入合計九千圓を收入することとし、市税中地租割課率九厘を増して九錢二厘となし、歳出及び歳入を七万四千九百圓となせしも、湊村以下の併合は、市をして其財政に約三千圓の損失を豫期せざるを得ざらしめ、且つ同年道路溝渠の新設改修を要するあり、築港調査等新事業の起るあり、加之未曾有の大水害復舊工事費、并に天然痘、腸窒扶斯等の流行による傳染病豫防費等臨時支出多額に上りしかば、年度末迄の追加額二十五万八千七百圓となり、豫算の三倍を越ゆるに至れり。されば其補填の爲めに要せし借入金も亦例年に超

又二十二年度乃至二十八年年度借入金は之を通算するも尙ほ六万圓に達せざるに、是歳一ヶ年の借入金のみにて實に十七万圓以上となれり、財政の困難なる蓋し市制實施後未曾有と云ふべかりき。爰に於て大に支出の節約及び事業の繰延べを行ひ、以て四万五千圓を減ずることを得、一方には經常歳入の増收ありしにより、幸に市税の増徴を行ふなく、歳入決算三十一万七千圓、歳出決算二十八万五千三百圓、剩餘三万七千七百圓にて同年度を終ることを得たり。これ一に戦後の好況と市の發展との齎せし賜にして、從來幾多の論争を経て、而かも財政上の顧慮より實施に躊躇せる水道の敷設事業が、總額四百万圓十ヶ年繼續の特別會計として、此年可決、直に著手せられしも、亦實に戦役の餘響による。

明治三十年度より市税目に大變動あり、地租割及び所得割の外に、新に營業割を加へし三種直税附加税と、家屋税、歩一税、營業税、雜種税の四特別市税とを徴收することゝなれり。是より先き明治二十四年發布の府縣制は、兵庫縣に於ては二十九年十月一日より實施せらるゝことゝなりしかば、神戸市が舊市制第二十七條第四項により郡部と其經濟を異にし、市部地方税及び其附加税として市税を徴收せし制度は自ら消滅し、市は爲めに歳入の一半を失ふに至れり。加之市

府縣制及び
營業税法實
施に伴ふ市
税目の變動

は別に勅令により、府縣豫算の十分の一を限度として、臨時少額經費を分擔することゝ定まり、神戸市も三十年度よりして兵庫縣經濟の一部を負擔せざるべからざるに至りしかば、市は二十九年十一月特別市税に關する細則を定め、從來の地方税をば市税とし、以て縣費負擔に備ふると共に、市費にも充當することゝし、曾て特別市税として徴收せし歩一税を復興し、同時に特別市税の範圍を改正擴張し、三十年二月再度の稟請によりて遂に許可を得たり。然るに三十年度より營業税法新に實施となり、從來地方税たりし營業税の大部分は國税に移され、地方税として残れる部分も、國税との權衡上、課率改正の必要を生じ、加之從來の國立銀行税、船税及び車税の廢止せらるゝありしかば、神戸市は三十年六月二十九日條例第十號を以て特別市税に關する細則を發布し、且つ二十七年六月を以て稟請し、三十年三月を以て許可を得し、里道使用條例により、里道建設の電柱一本に付年額五十錢以内を賦課することゝせり。此外には三十年六月許可を得し督促手数料條例も亦歳入増加の一方法なりき。而して三十年度には前年度に賦課せる地租本税一回に付九錢二厘の地租割を四十一錢四厘とし、所得本税一回につき三十錢なりし所得割を四十錢とし、新に加へし營業割に在りては本税

三十年度の
財政

一圓につき五十錢を課し、特別市税中家屋税をば附加税としての前年度地方税課率より二錢一厘を増して二錢三厘とし、歩一税に在りては依然百分の一を以て課率とせしも、營業雜種兩税と共に其範圍を改正擴張し、かくて前年度に六万四千圓なりし市税歳入豫算をば増加して二十一万一千七百圓を計上し、別に里道使用料及び雜收入に於て新に合計五千圓を計上したれば、從來兵庫縣より受けし交附金と、土木費衛生費等合計二万三千七百圓の補助とは、地方税の消滅によりて之を受くる能はざることとなりしかど、尙ほ二十二万八千四百圓の歳入豫算を編成するを得、歳出科目中には始めて縣費負擔額五万七千九百圓を計上せり。然るに此豫算の決定後歳出中の教育衛生土木等の諸費に臨時追加を要するあり、縣費負擔にも一万二千圓の追加ありて、歳出豫算總計二十八万三千九百圓となりしかば、家屋税の増徴及び借入金等によりて均衡を計らむとせしが、市税に二万五千四百圓、國稅附加税、使用料、手数料に合計八千五百圓の増收ありしより、雜收入に少額の減少ありしに拘はらず、豫算以上の増收二万五千七百圓に及び、歳入總額は三十万九千六百圓に達し、借入金中九千圓は實借に至らず、一方に於て歳出の決算は豫算に比して一万四千六百圓を減せしを以て、剩餘四万

四百圓を翌年度に繰越すこととなり、而も施行すべき事業にして未だ著手せざるものあり、計畫の事業にして繰延べたるものあり、財政に眞の餘裕を示せるにはあらざりき。

三十一年度の財政

明治三十一年度に於ける市の縣費負擔は十二万四千圓にして、前年よりも多きこと五万四千圓、市經常費の五割七分を占むるに至れり。されば臨時費に三万圓の減少ありしも、歳出總額は前年度を越ゆること三万四千六百圓となれり。因りて經常歳入中地租制をば、前年増加のまゝ、四十一錢四厘を課し、家屋税をば賦課個數一個につき、前年度に一錢三厘を加へ三錢六厘とせり。然るに是年財界恐慌の餘波として、歳入に九千圓の減收ありしに對し、年度末迄の歳出追加總額五万九千圓に達し、經常歳出たる縣費負擔の追加のみにて、五万圓を算せしかば、土木事業の繰延によりて歳出を減すること一万五千圓、以て約八千圓の剩餘金を翌年に繰越すを得たり。

三十二年度の財政

明治三十二年年度の豫算は三十九万一千九百餘圓にして、歳出經常費中、前年度に比し増加の著しきは縣費二万七千圓、土木費二万圓、役所費一万二千圓等なり。臨時費には最初約五万圓の減額ありしも、而も年度末迄に土木費の三十二万圓、

衛生費二万七千圓、改正條約の實施により、新に市の管理に移れる居留地費一万二千圓等夥しき追加あり、經常費にも縣費二万一千圓の追加等ありしかば、歳出の豫算總計七十九万四千七百圓となり、此中事業の繰延べによりて、決算歳出は六十万六千四百圓となれり。されば是年家屋税をば一旦前年度より一厘を減じて三錢五厘となせしに拘はらず、更に改めて個毎に二錢一厘を増徴することとし、又新に諸證明閲覧手数料の徴收を始めたり。而も此等の加徴は居留地費國庫補助と合するも合計八万圓を超えずして、到底以て四十万圓の追加歳出を補填し得べくもあらざりければ、市は遂に二十六万八千圓の公債募集と、約六万圓の臨時借入金とによらむとせしに、歳出中事業の繰延べとなり、不要に屬せるもの約十九万圓に及びしを以て、市税及び雑收入等に減收ありしに拘はらず、歳入決算は六十万七千六百餘圓となり、歳出を差引き一千百圓の剩餘となりしかば、市債も十万五千圓の實借に止めたり。

三十三年度の財政經理の状況

明治三十三年度の歳出豫算は五十六万九千餘圓にして、別に新事業費の計上なきも、尙ほ前年度當初の歳出豫算に比し十七万餘圓の増加を來せり。これ比年増加し來れる縣費負擔は是年三十万圓に達し、これのみにて市税の七割を

占むる勢なりしを以てなり。因りて前年度本税一圓につき四十一錢なりし地租割を減じて十五錢とし、特別市税中家屋税を二錢五厘として、前年度初の課率より一錢を減じ、海員雇傭取扱手数料をば之を廢止せしも、其他の特別市税に改正を加へ、新に墓地使用料を興こし、以て市税及び雑收入に於て三万圓の增收を計り、其不足の補填をば之を借入金に仰ぐこととせり。然るに年度末迄に里道改修費十五万二千圓、高等商業學校の敷地買収及び共工事費等十三万八千圓、汚物掃除法の實施に伴ふ經費九万圓、衛生費四万二千圓等追加せられて、歳出總計百一万三千圓に達し、年度當初の豫算に比し約倍額となりしかば、歳入中家屋税は年度初の課率に比し一厘五毛の増徴に止めしも、地租割に於ては十三錢六厘を増徴して五十五錢とし、營業割及び所得割に於て各二十錢宛を増徴して七十錢宛とし、國稅附加税増徴の許可を得、以て此歳出の膨脹に應ずることとせり。而して此國稅附加税には幸にして二万圓の增收ありしも、此增收は縣費負擔額の追加によりて相殺せられたれば、市は遂に市債及び借入金合計三十六万圓を以て歳入の不足に充てざるべからざるに至りしが、決算に於て遂に五万二千圓の剩餘を見、市債及び借入金の実借十八万五千圓、即ち豫定の半額に止まるを得

しは、事業繰延により歳出決算八十万五千圓となれるに對し、歳入決算は市税、雜收入等に增收ありて、八十五万七千圓となれるによる。

三十四年度
の財政

明治三十四年度には新事業の計畫なかりしも、而も歳出の自然増加著しく、歳出豫算八十三万三千圓に達せしに、前年度の收入中、元居留地の外人に課せる家屋税七千六百圓は、其後課税の當否に疑義を生じ、是年之を計上するを得ざるに至りしかば、家屋税を三錢五厘とし、前年度に比し九厘の増徴をなせしも、歳入の不足尙ほ二十九万圓あり。已むを得ず市債と借入金とによりて歳出入の均衡を計りしも、年度末迄に土木費及び衛生費等の追加歳出合計六万六千圓ありしを以て、營業割及び所得割の課率は前年通り七十錢となせしも、地租割に二十錢を増して七十五錢とし、家屋税に一錢三厘四毛の増徴をなし、雜種税の改正及び脱漏調査を行ひ、且つ市税調査委員を設けて財源を調査し、専ら增收を計れり。然るに歳入豫期の如くなる能はずして、却りて三万圓の減收を見、歳入決算は七十五万一千四百圓となりしが、歳出決算も亦豫算より減じて七十一万五千圓となりしかば、差引三万六千四百圓を翌年に繰越せり。

三十五年度
の財政

明治三十五年度の豫算は年度末迄の追加を合算すれば七十三万圓を越え、市

公債及び借入金、の未償還額は二十五万圓に達せり。而して歳入の大宗たる市税は之を極限迄徴收すとも五十万圓を得るに過ぎず、其他の收入は三万圓以内にとまり、強て特別市税の營業税を増徴せむか、國稅營業税額を越ゆる誅求となり、市民負擔に堪へずして、廢業者を出すべく、却つて財源を失ふの虞れあり。是に於て數年來制限超過の課税をなし來りし國稅附加税をば更に増徴するの外なしとし、新に許可を得て地租割をば一回迄、所得割及び營業割をばいづれも七十錢迄徴課し得ることなし、年度初めの豫算に於て地租割九十錢、所得割及び營業割各七十錢を賦課し、家屋税をば前年度より二錢八厘九毛を減じ、一錢一厘となせしに、市税及び使用料手数料等二万三千圓の減收あり、歳入決算は七十一万二千五百圓となりしが、歳出にも土木事業未完の故を以て支出を要せざるに至れるありて、三万八千五百圓の繰越となれり。三十六年度歳出豫算は六十七万二千九百圓なりしが、歳入は商工業不振にして、市税の増收到底期すべからざりしを以て、地租割をば前年度より増して一回四十錢とし、家屋税をも増して一錢七厘として、其他督促手数料をも増徴せしかば、年度末迄に土木、衛生、勸業等に三万七千八百圓の追加ありしに拘はらず、別に市税の増徴を行ふことなくして

支辨するを得、歳入決算に七千七百餘圓の減收を示して七十万二千九百圓となるも、歳出決算亦豫算よりも少きこと二万三千九百圓なりしを以て、一万六千餘圓の繰越金を生ずるに至れり。

日露戦役中の市財政

明治三十七年度には日露戦争勃發の爲め諸般の施設を現状維持の程度に止めしかば、其歳出豫算は五十二万二千六百圓となりて、三十二年以降未曾有の少額を示せしが、歳入に於ては雜種税中に五個の新税を起し、別に特別市税中に支店税を加はへ、里道使用料の増徴をも行ひたれど、地租割をば前年度よりも引き下げて七十五錢とし、所得割及び營業割をば各六十錢に減じ、家屋税をば僅に五厘を課するに止め、年度内の追加九万圓をば借入金で以て之に充てたり。然るに戦役は歳入に好影響を與へ、增收三万八千八百圓を算したれば、歳出の一万一千二百圓減と相待ちて五万圓の繰越となれり。翌三十八年度には歳出豫算六十五万四千圓の外に、戦時應急施設の必要生じ、且つ始めて黒死病の流行ありしと、元居留地外國人永代借地内の家屋に課せる家屋税を、三十二年に溯り還附せざるべからざるに至りしとにより、追加額三十五万圓を算するに至りたれば、家屋税を前年度よりも二錢三厘多からしめ、外に二十五万圓の借入れをなせ

膨脹せる三十九年度の財政

しに、前年より繼續せる戦役の好影響により、歳入の增收一万一千一百圓に達し、歳出決算は豫算に比し三万三千二百圓を減せしかば、差引四万四千二百圓の繰越となれり。

明治三十九年度歳出豫算は追加五十九万圓を合して總計百四十万九千圓之を戦前明治三十六年度の總豫算に比すれば約二倍なり、蓋し戦時緊縮の反動として、戦後市勢の急激に發展し、必要なる施設速かに増加せるに外ならず。而して歳入に於ては市民の負擔加重を避くるに努め、税率の多くは前年度に於て既に前々年度よりも輕減せる税率を適用せるを襲ひ、家屋税は前年度よりも更に低減して二錢五厘としたれど、而も決算に於ける市税の增收七万二千圓を算せり。蓋し戦後の好況によるものなり。因りて市廳舎新築、東山病院、塵芥焼却場の新築并に下水溝幹線改修費等の新事業費に充て、且つ從來の借入金中高利のものも償却せむが爲め、新に神戸市債券條例を制定し、額面八十八万圓、利率年六分以内の公債を發行し、年度内に三十二万九千七百圓を收め得しを以て、是年借入金豫算十六万七千圓も實借の要なくして了り、歳入決算は豫算に比して二万三千八百圓の增收となれるに對し、歳出決算は事業未完了の故を以て、豫算よりも

二十五万二千七百圓を減じ、歳入超過二十七万六千五百圓なる未曾有の記録を示すに至れり。

四十四十一
年度の財政

明治四十年年度の歳入決算は二百五十一万四千餘圓、其歳出決算は二百十九万圓にして、之を前年度の決算に比し歳出歳入共約百万圓を増加せしが、これ専ら築港分擔金を計上せるによる。築港費の財源は初め之を公債に仰ぐ豫定なりしも、其納入時期に際し、財界恐慌を來せるを以て先づ百十五萬圓を借入れ、以て公債發行に有利なる時期を待つこととし、前年決定せる市債券發行條例により、年度内に十萬圓を收めて、應舎新築及び其他の新事業費とし、一般經常費の爲めには家屋税を三錢とし、歩一税の課税範圍を改正擴張し、以て歳出との均衡を圖りしが、歳出の著しき減少と市税の増收とによりて、三十二萬圓の繰越金を生ずるに至れり。翌四十一年度には前年度よりの繼續事業及び築港分擔金の外に縣費負擔額の増加もあり、市勢調査費亦新に計上せられ、歳出百二十六万九千六百圓となりしかば、市税中三十八年度以降同率を保ち來れる地租割を九十五錢に、所得割を五十三錢に、營業割を六十五錢に増加せり。然るに年度末迄に尙ほ臨時費百二十三萬圓、經常費六萬圓の追加を要することとなり、一方に於ては財

歳出の自然
膨脹と四十
二年年度の財
政

界の恐慌に累せられて、市税に二万三千七百圓の減收を見るありしも、市税以外
の收入即ち縣補助金、雜收入、報償金等に少からざる増收ありしを以て、公債二十
七万一千圓、借入金百一万二千五百圓及び前年度よりの繰越金を合して、歳入決
算は豫算を超過すること十二万四千九百圓、而して一方に於て歳出の減少二十
四万二千二百圓に及びしを以て、結局三十六万七千圓の繰越金を見るに至れり。
市費施設を要する事業年と共に増加せるのみならず、歳出の自然膨脹亦勢の
免れざる所なれど、三十八年以後五年間の増加は特に顯著なるものあり。日露
戦役の起るや、市費は大に緊縮せられ、三十七年度歳出決算は之を三十六年度に
比し八萬圓の減少を見たりしが、三十八年度に至りては前年より三十七萬圓を
増して九十七萬餘圓となり、三十九年度には百十五萬圓、四十年年度には二百二十
萬圓、四十一年度には二百三十餘萬圓となれり。然れども市税の課率には一定
の限度ありて、濫りに踰越を許さざるのみならず、一般經濟界の影響を蒙り、徵收
往々にして豫期の如くならず。歳入總額中市税の占むる割合は年々減少し、三
十七年度には七割六分なりしも、三十八年度に五割六分、三十九年度に四割五分、
四十年年度に二割八分、四十一年度には二割九分となれり。之を三十七年度より

四十一年度迄に、市税の一戸負擔六圓八十八錢より八圓五十五錢に増加せしのみなるに對し、市費歳出一戸平均負擔十圓より激増して二十五圓七十錢となれるを考ふれば、歳出の支辨を専ら市税に待つこと益、困難となれるを明にするを得べし。況や市負擔の縣費のために、此市税の大半を割かざるべからざるは、市の最も苦痛とする所にして、市が年々施設すべき事業の爲めに、公債の發行に、將た又借入金に腐心せるは、實に已むを得ざるに出でしなり。されば未曾有の財政膨脹の後を受けし明治四十二年度に於ては、地租割以外の諸税の課率を高くし、特別市税の大改正を行ひて新に特別市税條例を制定し、且つ新に國稅取引所税の附加税を興して、以て歳入百二十四萬三千六百圓中の六割強をば、市税によりて收入せむと圖り、曩に決定せる債券條例による未募集額十七萬圓をも歳入豫算に計上せり。然るに歳出豫算總計四百一十一萬圓にして、就中追加としては經常費四萬圓、臨時土木衛生費二十六萬圓、市債費二百十萬圓等あり。此巨額の市債費は築港工費の分擔の爲めに外ならずして、是より先き市は其總工費中、市の分擔金四百三十七萬圓を明治四十年年度以降十ヶ年間に分納することとなり、四十年年度分擔金百萬圓をば、公債發行の時機を得ざりしより、一時借入金により

納附を了せしが、四十二年五月世界稍恢復せるを以て、神戸市築港公債條例を制定し、同年度より大正五年度迄に額面四百六十万圓を募集することとし、同年七月先づ前年度借入金百萬圓の償却と、四十一年度分百萬圓納附との爲め、利率年六分、價格額面百圓に付九十五圓以上として、二百五十萬圓を募集し、以て二百四十四萬七千四百餘圓を得たるなり。以上の外歳入の不足填補の爲め、十萬五千五百圓の借入金をなす豫定なりしも、實際に於ては市税及び雜收入等に增收多くして、決算は豫算に比し增收十六萬圓を算し、歳出決算は豫算に比し十九萬五千圓の減少を見しを以て、差引三十五萬五千圓の繰越金を生じたり。

明治四十三年度には新事業の計畫なかりしも、前年度に比し、經常費中役所費、土木費等の増加あり、縣費負擔の激増あり、臨時費に於ても國庫納附金、市債費等の増加ありて、歳出總計百四十八萬三千圓となれり。然るに是年法令改正の結果、地租割は之を宅地租、田租及び其他の三種に類別して賦課することとなりしかば、本税一圓につき宅地租割を二十一錢、田畑地租割を五十二錢、其他の地租割を四十四錢とし、以て地租割合計に於て前年度に比し四萬圓の增收を圖り、其他特別市税の家屋税に三厘を増して三錢三厘の課率とし、一方に於て所得割をば

四十三四年
度の財政

前年度より三十三錢を減じて二十二錢とし、營業割をば四十錢を減じて三十錢となせるも、尙且つ市税全部を通じて六万圓を増收し得べき豫算となせり。然るに年度末迄の歳入の增收十八万八千八百圓を超えて、其決算百八十四万四千八百圓となり、歳出追加は十八万圓に達せしも、歳出決算は豫算に比して六万五千六百圓を減せしを以て、差引二十四万七千五百圓の歳入超過となれり。此年度の借入金は其額僅に五万圓にして、歳入總額に對し二分七厘に過ぎず、且つ前年度には借入の五割七分を算せる公債募集も、是年には皆無にして、市税は歳入の四割七分を占め、前年度の一割九分なるに比し其差著るし。然れども縣費負擔は其額四十万圓に垂んとし、市税の約二分の一を占めれば、之が爲めに市の困難せること依然たり。翌四十四年度の總歳出は二百四十五万九千六百圓にして、年度當初の豫算に比し約百万圓の追加あり、此追加中、經常費に屬するは僅に一万六千圓なるも、臨時費には市債費の六十八万圓、公園費の三十万圓等あり。此市債費は既定の築港分擔金納附の爲めにして、公園費は舊湊川埋立地買收の爲めにせるものなり。市は同埋立地を以て公園となさむとし、九月事業公債條例を制定せしも、財界の事情公債發行に利ならざりしかば、一時三十万圓を借入

れて以て十一月公園地の買收を了せしが、年度末に至り利率年五分、額面三十一万五千圓の事業公債を發行して、借入金を償却せり。是年一般經常費に充つべき市税科目中、前年度より賦課率を引き下げしもの多かりしに拘はらず、市税總額に於ては十一万圓の增收ありしが、募集豫定の公債中六十万圓をば發行するに至らざりしを以て、歳入決算は百九十五万九千圓となり、豫算に比し約五十万圓を減せしが、歳出にも事業繰延べにより約七十万圓の減額を見しを以て、約二十万圓の歳入超過となれり。

大正元年度
の財政

明治四十五年大正年度に於ても財源豊ならざるよりして、新事業の計畫なく、豫算の編成は節約を旨とせしが、而かも其歳出豫算は百四十六万二十圓を算し、之に追加を合算すれば百八十九万四千三百圓に上り、而して其主要部分を占むる縣費負擔は、市郡分賦率の改正によりて、負擔額六万圓を増し、四十三万二千四百圓となれり。歳入に於ては市税の自然增收を豫想し、務めて市民負擔の輕減を圖り、課率の引下を行ひ、使用料、手数料、雜收入等に合計二万圓の減收ありしも、市税及び報償金等に增收あり、決算の豫算より多きこと十四万圓にして、歳出の決算が豫算より八万圓を減せると相待ち、二十二万一千圓の繰越金を算せり。是

年築港公債額面六十萬圓を發行し、五十七萬圓を收めて以て前年度分擔金納附の爲めの借入金を償却し、此年度の分擔金をも納附せり。

大正二年度の
の財政

大正二年度の豫算編成の消極的ならざるを得ざりしこと前年度と大差なかりしも、而かも此年度には治水堤防費、市立商業學校新築費等約三萬圓の新事業費を計上し、總計百五十五萬圓となれり。然るに土木衛生教育費等に十七萬圓追加の必要生せしを以て、家屋税の増徴と報償金及び雑收入の豫想增收とを以てその財源に充てしが、此增收は略豫想の如くなるを得、加ふるに歳出豫算中支出を要せざるもの十萬一千四百圓に達せしを以て、市況不振による市税の減收一萬四千六百圓、使用料及び手数料の減收合計三萬圓に達せしかど、歳入決算は豫算に比して約三萬六百圓の增收となり、歳出決算との差十三萬二千圓を算せり。

緊縮せる大
正三年度の
の財政

大正三年度の歳出豫算總計百六十四萬三千百餘圓にして、之を前年度に比すれば八萬圓少く、前々年度に比すれば約三十萬圓を減せり。而して前年度政府財政緊縮の影響を蒙り不振に陥りし市況は、是年七月歐洲大戰の勃發によりて更に一層の沈滞を増せるを以て、年度の初め市税の税率を引き上げ、歩一税の課

税範圍を改正擴張するありしも、而も市税の減收五萬圓に及び、歳入決算は豫算に比し二萬三千圓の減收を見しが、歳出の減少十六萬圓に及びしを以て、差引十三萬五千圓の歳入超過となれり。築港分擔金に關しては、前年度迄に既に三十萬圓の公債を發行し、四百三十七萬圓中三百萬圓の納附を了せしが、是年政府よりして既定分擔額中百三十三萬圓を免除すとの命令あり、因りて殘額約四萬圓をば基本財産よりの流用と、既發行公債の殘金とにて納附を了し、以て其分擔金を完納せり。

大正四年度の
の財政

大正三年の緊縮方針は翌大正四年にも繼續せしかど、此年度の歳入豫算に於ては、明治二十六年以降引き續き百分の一の課率を襲用せる歩一税を、此年度限り千分の十二とし、雜種税の科目及び課率を改正し、家屋税をば前年度に比し五厘を増して四錢八厘とせしかば、市税に五萬圓の增收あり、雜收入、使用料及び手数料の增收も合計五萬圓に上れり。されば國庫交附金、縣補助金、財產賣拂代等の減收合計六萬圓に達したれど、尙ほ歳入に四萬圓の增收を見、其決算百八十五萬七千圓となり、歳出決算の豫算に比し二十萬一千六百圓を減せるにより、結局二十四萬一千圓の歳入超過となれり。

大戦の影響
と大正五六
年度の市財
政

大正五年度にも新事業の計畫なかりしかど、物價の騰貴は自然に歳出の増加を促し、其總計豫算は百九十二万八千圓を算へ、前年度に比し約十萬圓の増加となれり。而して歳入に於ては地租附加税中、宅地租の明治四十三年度以降引つづき本税一圓に付二十一錢なりしを、是年二十四錢に改め、十四年以後五十錢六厘なりし宅地租以外の地租附加税に於て七錢を増徴し、家屋税率をも前年度より四厘を増して五錢二厘となし、以て歳出の増加に應ずるに力めたり。然るに前年度に始まれる市勢好況の繼續により、市税二十五万五千圓、雜收入二十一萬圓の増收を見、爾餘の歳入科目にも多少の増收なきにあらざりしかば、歳入決算は二百三十六万五千圓に達し、豫算を超過すること四十三万六千八百圓となるに、歳出決算は豫算に比し十二万一千圓を減じたれば、結局五十六萬圓の繰越金を見たり。蓋し市制實施以來未曾有の巨額なり。此巨額の繰越金を受けし翌大正六年度の歳出總計豫算は二百四十二万五千圓にして、前年度に比し五十萬圓の増加を見しが、これ經常費中役所費一万七千圓を増し、新事業費として女子商業學校費に六千圓を計上せる外に、歳出各科目を通じ、いづれも多少の増加を要し、其合計十七萬圓に達せると、臨時費にありて教育費三萬圓、區費充當金

十三萬圓を主とし、各科目合計三十二萬圓の増加ありしとにより、而して歳入に於ては財産賣拂代及び雜收入をば前年度に比し合計五萬五千圓を減せしかど、雜種税中に自用自動車、雇仲居税等の新税目を加へ、市税總額に於て十萬圓、使用料、手数料、報償金、并に國庫補助金に於て合計六万二千圓の増收を豫想し、借入金を増加すること十四万五千圓とし、且つ繰越金二十四萬圓を増加計上して以て歳出との均衡を計りしが、市況愈々繁昌となり、商工業大に振ひしを以て、市税の増收七十四萬圓に上り、雜收入の増收も亦七十四萬圓を算し、報償金にも十五萬三千圓の増收ありて、歳入決算は其豫算に比し百六十九萬圓を増加し、實に四百一十一萬五千圓となり、歳出は十二萬圓を減せしかば、結局百八十一萬圓なる巨額の繰越金を出すに至れり。

歐洲大戦の好影響は上述の如く大正四年より漸く顯はれ、爾後年を逐ひて加はりしかば、大正六年度には市の財政の上にも激甚なる變化あり、市税、雜收入等は未曾有の増收を示せしかど、同時に有らゆる物價を騰貴せしめられたれば、市費亦從ひて増加膨脹し、大正七年度歳出豫算總計は四百八十三万四千八百圓に上り、前年度に比し二百四十萬圓を増加せり、即ち經常費にありては役所費九萬圓、土

膨脹せる大
正七年度の
財政

木費七万六千圓、中等學校費二万圓、汚物掃除費七万圓、及び縣費負擔三十二万圓等合計九十一万圓を増し、臨時費にありては區費充當金に七十八万五千圓を増加せる外新事業費として公設市場、同食堂費合計十七万四千圓、市史編纂費五千五百圓を計上し、合計百五十万圓を増せり。而してかく激増せる歳出に對し、歳入豫算に於て市税は全體を通じ税率を低下せるに拘はらず、前年度に比して百十六万圓を増收すべく、之に加ふるに公設食堂の收入六万二千圓、雜收入十萬圓を以てし、區費充當七十八万五千圓の殆んど全部は借入金によりて之を支辨することとせり。然るに未曾有の好況の影響により、歳入決算は雜收入二百三万圓、市税九十八万圓の増收を首とし、豫算に比して合計三百二十六万八千圓の増收となり、歳入總計八百十万三千四百圓を算へたり。市税々率を低下してすら尙且つ斯く巨額の増收を見、就中豫算十九万圓なりし雜收入が、決算に於て二百二十二万圓を越ゆるに至れるが如きは、蓋し未曾有の現象なり。而して歳出中支出を要せざるもの五十四万八千圓に達せるを以て、歳入の歳出に超過すること三百八十一万七千圓となれり。神戸市多年の問題たりし家屋税賦課方法の解決を見しも亦實に此財政の好況による。

家屋税賦課法の改正

明治十九年神戸區が家屋税賦課法を制定するや、明治十一年地租改正の際の土地等級に準據せしが、市制實施後も依然として該賦課法を襲用せり。然るに日清戦争後市勢著しく發展を加へ、從來下位に在りし土地の一變して上位となるもの多く、永く此舊制によらむこと、負擔の公平を期する所以ならざるに至りしかば、改正の議は既に明治二十八年の市會に上りしかど、當時市勢の前途尙未だ測り知り難しとの理由を以て否決となれり。三十年九月に至り家屋税賦課法改正案可決せられたれど、これは一部の改正に止まり、實際に適應せざる憾多かりしに、爾後十年間殆ど何等の變更を見るに至らざりしかば、之が改正の必要を唱ふる聲年を逐ひて愈々高く、三十九年十二月に至り賃貸價格に據らしむる目的を以て、市内家屋調査をなさむとの提案あり。此案は急激なる改正の市民生活に影響する所甚大なりとの理由を以て、四十年十一月市會の否決する所となりしも、改正の必要は市會の明かに認めし所なれば、調査方針を改め、建物の種類、坪數、賃貸價格及び敷地の地位等を參酌して、以て賦課個數を定め、賦課率は建物の構造と用途とによりて算定することとし、此方針によりて進めし調査は四十二年に至りて完了し、市は之によりて一ヶ年數万圓を増收すべき立案をなせ

しが、此案亦市會の可決する所とならずして、爾後荏苒十年を経たり。然るに大正六年九月に至り、建物の構造の精粗并に敷地の地位に應じて等級を定め、之を以て賦課個数を算定するの議市會の可決する所となり、其調査の結果により定めし家屋税等級改正の件は、大正七年十二月市會の承認を經、以て多年の懸案を解決するを得たり。是に於て市は此家屋税賦課法の改正を機として、明治四十二年五月制定以後、一部の改正を見しのみなる條例第二十九號市税特別税條例に大改正を加へたり。其改正は從來賦課期日及び納附期限をば單行規程となせしを廢して、之を新條例中に包含規定し、營業休止後、次の課税期日前に再び同一の營業を開始せる場合、新規開業として課税せる從來の條項は苛酷に失する嫌あるを以て、之を改正して次の課税期日まで課税を延期することとし、收入金額を課税標準とする營業税及び雜種税々率の從來多額納税者に軽く、少額納税者に重かりし弊を改めて、少額納税者に輕からしめ、從來最低收入金額六十圓以上の者より課税せしを百圓以上と改め、雜種税中に含めし藝妓置屋業を轉じて營業税中に含め、課税標準たる收入金額を定むるに當り、從來卸と小賣の區分及び銀行業保險業の收入金額計算方法の規定なかりしを、新條例に之を設け、年額

市税特別税
條例の改正

五十圓に過ぎずして、徵稅手数料と相償はざりし漁業税を廢止し、免稅事項の規定を明確ならしめ、且つ其範圍を擴張せる等を主とし、條文の配置にも改正を加ふる所あり。此改正條例は大正七年十二月市會の可決を經て、大正八年度より實施することゝなれり。

特別會計に
屬する諸事
業費

以上の外市の財政に就き述べべきものに特別會計に屬する事業費あり。今其總額のみに就きて之を見むか、明治二十九年度より三十八年度迄の水道敷設費歳出合計約五百万圓、歳入約八百万圓、明治三十二年度より四十年迄の導水事業費歳出入各約七十万圓、明治四十四年度乃至大正七年度迄の水道擴張費歳出約千五十五万圓、歳入約二千万圓、明治三十二年度より大正七年度迄の水道費歳出約千二百四十二万圓、歳入約千五百六十万圓、三十七年度より四十二年迄の船舶給水事業費歳出入各約二十七万圓、大正六七兩年度の電氣事業費歳出約三千四百二十四万圓、歳入約三千四百六十六万圓、同年度の電氣事業用資金歳出入各約百七十五万圓あり。別に區會の議決を經て、専ら區の小學校の經營維持に充當せる明治二十二年度より大正七年度迄の區費歳出約一千百五十万圓、歳入約千三百六十万圓あり。

學區費歳入

神戸市立小學校の維持經營に充つべき區費につきても亦説明の要あり。市制實施後明治二十五年迄は區會の組織未だ整頓せざりし故にや、區費をば市費の中に包含せしめて、市會之を議決したれど、二十六年以降は區會自ら之を評決し、其歳入は地租割反別割家屋稅并びに戸別稅に據りしも、市費歳入以外に別途の徵收をなし、其賦課率は學區有財産の多寡により一様ならざりき。而して區費に充當すべき此等諸稅中、財源として主要なるは家屋稅にて、其賦課個數一個の課率明治二十二年より明治二十八年迄は、神戸、湊東、湊西、葺合の四區中神戸の五毛最も低く、最高は葺合の四錢三厘なりしが、湊、林田二區を加へし二十九年度には湊西區の二厘三毛最も低く、林田の九厘五毛最も高くして、神戸は四厘五毛を課せり。然るに爾後區費の膨脹に伴ひ此家屋稅も次第に増加し、大正七年度には六區中、課率最も低き神戸區すら九錢二厘を課し、湊東區は十五錢、湊西區は十五錢二厘、林田區は二十一錢、葺合區は二十一錢八厘となり、湊區の如きは實に四十五錢を課するに至り、同年度六區の家屋稅收入合計六十六万圓を以て、市費に充つべき家屋稅收入十五万圓に比すれば、其課率に雲泥の差あるに至れり。區費地租割も家屋稅と同時に徵收を始め、明治二十六年迄本稅一圓に

付神戸湊東は五錢、湊西區は二錢一厘、葺合區は四錢を課せし。爾後各區皆五錢に改め、且て四十二年迄に至りしが、四十三年より各區共に更に改めて一錢となし、四十四年度には又改正して宅地租割を一錢、其他の地租割を二錢四厘となし、以て大正七年度に至れり。反別割は三十三年より四十二年迄林田、湊二區に限り之を徵收し、一段歩につき兩區共に田六十錢、畑四十錢、宅地七十錢とし、開墾地反別割は林田區のみ之を徵收し、其率七十錢なりき。戸別割は大正七年度にのみ之を徵收せしものにて、神戸の二錢三厘を最低とし、最高は湊區の三十

諸稅以外の
區の歳入

市内諸區の歳入は此等諸稅の外に財産收入、國庫下渡金、市補助金、雜收入等ありて、明治二十二年度には約一万圓に過ぎざりしが、三十二年には二十九万圓、四十二年には六十二万圓、大正六年度には百九万圓となり、大正七年度には更に急激に増加して二百二十万圓に垂とせり。然れども區費の膨脹も亦年と共に甚しく、以上の歳入のみを以てしては到底義務教育施設の完備を期し難かりしかば、區は屢、市より補助を受けて、區費の不足を補ひ、區の家屋稅を以て其償還財源に充當し、其額市制實施以降大正七年度迄に約二百万圓を算し、大正四年以

降に市より受けたる補助額のみにて百五十万円に達せり。然るに大正七年十二月に至り翌年度より學區制を廢止することとなり、定まり、市は各區の負擔せる債務を繼承することとなり、たれば、區費に充當すべき諸税は大正七年度を限りとし、賦課の必要なきに至れり。

市有財産

神戸市には市有財産、區有財産及び市が委託を受けて保管に當れる部落有財産あり。市有財産は明治二十二年市制實施に際し、地方税經濟より新に神戸市に引繼げるものと、從來神戸區費にて支辨せるものとを神戸市長の管理に屬せしめしに始まる。當時市有財産となれるは市廳舎敷地、建物、揭示場、神戸市製産物品評會場、避病院敷地、建物等に於て、爾來三十六年迄は水道用地、建物以外に市有財産の増加なし。換言すれば三十六年度の市有財産なる市廳舎敷地二千餘坪、水道用地九万一千餘坪、病院敷地、墓地等三万七千七百坪、建物合計千六百九十坪、現金二万五千餘圓中より、水道用地及び其建物五百坪を除ける殘餘を以て、略、市制實施當時の市有財産と推定するを得べし。其後市有財産次第に増加し、明治四十四年度に至りては、市役所敷地千六百餘坪、圖書館敷地八百九十坪を始めとし、公園及び水道用地、病院敷地、塵埃焼却場、墓地等三十三万三千九百坪、建物三

千八百坪、有價證券二万八千二百圓、現金一万一千三百餘圓となり、爾後學校敷地、市川橋養所敷地、屠場敷地、電氣事業用地等を加へ、水道用地も擴張せられたれば、大正七年度には土地總計百一万二千坪、建物一万四千坪を算し、有價證券には増加なきも、現金は一万二千五百餘圓となれり。此等有價證券及び現金の管理につきては、舊市制に何等の規定なかりしも、四十四年改正市制の實施せらるゝや、同年十二月神戸市基本財産管理規則制定せられたり。

資金及び積立金

以上の外に市の特別財産として、獎學資金、慈善資金及び積立金あり。獎學資金は故澤野定七の遺志により、澤野久七より公債證書額面三千圓を寄附せるを採納し、大正元年八月神戸市澤野獎學資金規程を制定せるを初めとす。川崎芳太郎より甲號五分利公債證書額面一万九千圓の寄附を受くるや、大正二年五月神戸市川崎獎學資金規程を定め、爾後大正七年度迄に兼松中村、成瀬森本、鯛植田、百々、長谷川及び湊山小學校、御幸夜學校、女子技藝學校、獎學資金等加はるありて、寄附の採納毎に規程を設け、獎學資金の總額は四万八百圓に達せり。慈善資金は大正二年五月川崎芳太郎の寄附せる甲號五分利公債證書額面三千圓を採納し、神戸市川崎慈善資金規程を定めしに始まり、爾後田村、川村、柳田、成瀬の四慈善

資金規程を制定し、總額九千五百圓あり。積立金は、大正元年十二月市吏員の退隱死亡、遺族の扶助等の場合の給與の爲め、條例を以て規定せる給與基金を始めとし、大正二年四月設定に係かる工業改良、商品販路擴張等の爲めの實業獎勵基金、大正七年設定の御下賜金積立金、同年内帑下賜金と寄附金三万五千餘圓を以て設定せる公設食堂基金、寄附金四万六千餘圓を以て設定せる救濟基金等にして、大正七年末總額八万三千九百九十四圓を算せり。大正六年度設定せる市史編纂準備積立金は、大正七年度より編纂事業を起すこととなりたれば、六年度内に之を廢止したり。

區有財産の
管理規程

區有財産に關しては、明治十年小學區畫改正以降幾多の變革あるも、今之を詳にする能はず。明治二十二年市制實施せられ、神戸市に神戸・湊西・葺合の三區會を設くるや、地方學事通則に據る學區と市制による財産區とは、茲に合致したれば、區は區會條例によりて、區有財産保管規程を設け、區内居住の市公民三名を其管理人とし、以て區内市立小學校の設立維持を經營し、二十五年湊東區、二十九年湊・林田二區の追加せられて、總計六學區となりし後、學校關係の財産と其以外の財産との管理規程は、共に改正を見ず、區會専ら其責に任せしが、明治四十二年

六月學校關係以外の財産を有する神戸・湊西・葺合・湊東の區有財産管理委員規程、新に制定せられ、神戸に五人、湊西に四人、葺合に二人、湊東に二人の委員を置き、其事務取扱規程をも定むる所あり。同年九月湊東區が其財産を舉げて市に寄附するや、四十四年六月管理委員規程の改正となり、殘餘の三區に加ふるに、新に林田區の委員を以てせしに、林田區も亦四十五年三月其財産全部を賣却せり。一方に於ては、學區關係以外の區有財産中、神戸・湊西二區の所有にして、貸與により利得するもの、爲めに、四十三年二月特に貸與規則の制定あり、大正二年四月葺合を追加して、神戸・湊西・葺合區有財産貸與規程を制定し、同時に神戸・湊西二區の積立金管理規程を定め、大正四年九月には、區有財産管理委員規程を廢して、新に神戸・湊西・葺合區有財産管理委員條例を制定し、四人宛の委員を選擧せしめ、踵ぎて大正五年二月其事務取扱規程に改正を加へたり。

學校關係財
産の引繼と
共有山林

大正七年十二月多年の縣案解決せられて、大正八年三月を限り、市内六學區は廢止せらるることとなりたれば、六學區は學校關係の區有財産即ち有價證券一萬九千三百五十圓、現金一萬二千八百八十八圓餘、圖書機械器具見積價格二十五萬二千四百餘圓、校舍見積價格百二十二萬七千九百餘圓、學校敷地四萬七千七百九

十餘坪、其見積價格四百六万三千九百餘圓を神戸市長に引継げり。爰に於て學校關係及び其以外の區有財産をも有せざるに至りし林田・湊二區並びに學校關係の財産のみの所有者なる湊東區を除き、爾餘の三區即ち神戸・湊西・葺合は學區關係を離れて單一なる財産區となり、大正七年度末には湊西區は宅地八千三十坪、山林・原野・墓地合計百四十七町四畝餘、神戸區は宅地一万六千四百十七坪、山林・原野・墓地・保安林・溜池合計五百七十一町六反四畝餘、葺合區は山林・原野合計三百三十一町一反歩餘を所有し、湊西區には他町村との共有山林三百三十町歩あり。建物は三區の所有合計五百坪に足らず。而して此等區有財産中主要部たる山林は、多くは神戸市背後の口一里山及び中一里山に屬するものにして、此山林は其境界の決定までに數百年に亙り幾多の變革あり、所謂山論として屢、訴訟を経しものにて、特に中一里山につきては、明治五年地券發行に際し、神戸の各町村を始め、當時八部・菟原兩部に屬せる三十八箇町村聯合し、古來其地租を負擔せるを理由として、其下附を申請せしに、其地元山田村民大に驚き、妥協を試みて成らざるや、三十八箇町村を相手取り、中一里山所有權確認の訴訟を兵庫裁判所に提起せしことあり。一件記録に據れば、中一里山はもと山田庄に屬し、被告三十

八箇町村は山田庄に借地料を出して之を借受けしに、延寶六年の檢地以降、被告町村に同山の年貢を割賦納入せしめしより、所有權自ら被告町村に移りしもの如く解せらるゝに至れりと云ふ。因りて山田村は其訴訟理由として、慶長以來の沿革を叙べて、所有權の所在を明にし、同山は當然山田村有として下附あるべきものなりと主張せり。然れども第一審に於て原告の敗訴となり、控訴して再び目的を達せず、明治九年十一月に至りて中一里山の所有權は全く被告三十八箇町村に移るに至れり。其後同山は各町村に分割せられしも、明治四十四年同山中百七十六町歩の神戸區有となれるに對し、葺合區は享保年中の菟原八部兩郡境爭論裁許狀を證據とし、神戸區のみの專有に委する能はずとて之を争ひしが、同年十二月鹿島市長の調停により、神戸區は前記反別中七十四町三反歩餘を無償にて葺合區に分割し、爾後入會の關係を絶てり。明治三十三年に起こり、大正二年に至りて解決せる奥平野村外六個村共有にかゝる山林分割の紛議も、亦中一里山分割に關聯せるものなり。

部落有財産
神戸市の町村共有財産即ち所謂部落有財産は、夙に各部落によりて造成せられしものにて、維新以降幾多の變遷を経しも、財産の維持管理に關し規定する所

ありしは、市制實施の時を以て嚆矢となす。明治二十二年各部落の共有物にして新市三十部落の共有財産として引繼がれしは、現金三千三百圓の外に、元町五六丁目の共有財産を始めとし、宅地一万一千五百坪、田畑、山林、雜種地合計八町三反歩、溜池敷四反六畝餘、建物二千九百坪にして、以上の見積價格に現金を加ふるも尙ほ三万圓を超過せざりき。爾後隣接地の編入に伴ひ、財産を有する部落の數も著しく増加するに至りたれど、部落有財産は因襲の久しき幾多の情弊ありて容易に整理し難く、且つ市制の條文は市の一部の事務、特に部落有財産の管理に關する規定に於て明確を缺くものありしを以て、市參事會をして其管理の綱を掌り、管理方法を規定し、保管人を選定せしめ、以て其整理維持及び増殖を圖る所ありしも、而かも統一せる管理事務取扱方法の制定速に成り難く、三十六年に至り調査稍進捗して、六十部落の財産を整理し得たりしが、當時の見積價格は約百五十万圓を超えたり。其後六十部落中、賣却又は寄附によりて其財産を失ふものあり、地目を變換するものあり、溜池を開墾するものある等、其異動數百件に及び、今一々之を記す能はざれど、大正七年度に市に届出であるもの四十九部落となり、其財産宅地一萬八千四百餘坪、田五畝餘、山林七百六十六町歩、原野四町

四反歩、溜池敷二十四町歩、墓地七反八畝歩、以上見積價格四百四十万圓之に建物立本、有價證券の見積價格并に現金、預金、貸附金等一切の財産を加ふれば、五百三十万圓に達すべく、各部落にはいづれも協議會を設け、議員五名乃至十八名を選擧し、協議會長其保管の責に任じて維持増殖の事に當れり。

納税成績

最後に市民の諸税納附の成績、滞納による缺損及び市民の負擔に就きて一言せむに、神戸市諸税納附の成績は、他の大都市に比し久しく下位にありしを以て、市は此滞納の弊を矯正せむが爲め、或は指定納期の経過と共に直ちに注意書を發送し、或は法定納期の切迫するや、吏員を派して懇諭を加へ、國税の督促狀と共に附加税、特別市税納附の督促をも行ひ、或は稅務署との聯絡を周密且機敏にし、多額の納稅者にして滞納常習の弊ある者に對しては、特に再三督促を爲し、或は滞納者の一定期間差押物件保管の習慣を即時引揚の取扱に改むると同時に、滞納常習者に對し差押を勵行する等、滞納督促及び其處分方法につき改正施設する所あり、其成績漸次に良好なるを得るに至りしかど、尙ほ遺憾の點甚だ尠からず。之を最近十箇年間の神戸市統計に徴するに、國税にありては明治四十二年度に督促狀發送三萬八千八百件、金額六十万圓を超えたりしも、爾後漸次に減少

して、大正五年度には八千五百件、十七万四千圓となれり。然るに大正七年度には滞納者又激増して一万餘件、百五十万圓を超えしは、蓋し歐洲大戰の影響により、營業稅、所得稅の前年以來激増せるが爲め、納稅者中異議を申出づるもの多かりしにも因るべけれど、一面には神戸市民の納稅に關する弊風尙ほ未だ全く矯正し得ざるものありしに基くならむ。然れども大正七年度の國稅缺損額は僅に千八百圓に過ぎざれば、之を既往九年間平均五千圓を算するに比し、良好なる成績を示すものといふを得べし。市稅の督促狀發送は四十二年度に七万九千件なりしが、爾後減少し、大正七年度に六万件となれるも、金額は三十八万圓より七十万圓に増加し、毎年一万圓乃至二万圓の缺損あり。財産差押處分は國稅にありては、最も多きも一ヶ年一千件二万圓、少きは三百件四千圓を超えざれど、市稅の場合には、少くも一ヶ年七百件五千圓を下らず、大正三年度以降には著しく増加を示し、大正七年度には三万四千件十八万圓を超ゆるに至れり。

市民の負擔

次に市民の負擔は明治二十六年以降大正七年度に至る二十四年間に、國稅一戸平均負擔は三十一倍し、市稅は十七倍、區費充當市稅は十三倍し、國稅一人平均負擔は二十七倍弱、市稅は十五倍、區費充當市稅は十二倍となり、諸稅合計一戸平均負擔は二十七倍して百五十六圓、一人負擔は二十四倍して三十四圓七十五錢となれり。其増加率の大正五年度以降に特に著大なるものあるは、主として時局の影響による市況繁昌の致す所なるべし。大正元年度乃至大正七年度六大都市諸稅一戸負擔を比較するに、神戸市民の負擔は、大正四年度以前には第五位又は第六位にありしが、大正五年以後には負擔激増して一躍第二位となれり。此一戸負擔の増加は國稅の増加共主因たるべく、國稅の増加は以て神戸市民の富の増加の他の諸大都市の市民に比し、著しく多きを想はしむるものあり。されど市稅のみにつきて之を觀れば、神戸市民一戸の負擔は、大正六年迄は第四位にあり、大正七年第五位に下れり、以て諸大都市に比して市民の負擔甚だ輕きを知るべし。これ蓋し神戸にありては、市稅以外の歳入の他の諸大都市に比して多く、市稅課率はよりて以て低率となすを得るに因るなるべし。

引用書目

大藏省藏地租改正局別纂、兵庫縣町村費取調帳、同理財局參考書兵庫縣京議同市街改稅、同、府縣舊稅法、地租改正紀要、地租改正會議錄誌、地租改正入費割帳、奥平野村地租減額數額書。

中一里山一件記録。生田村及び花熊村舊記。五厘金關係記録。明治四年兵庫津中入費書上帳。兵庫縣津。兵庫縣布令類集。兵庫縣會史。兵庫縣史稿。兵庫縣統計書。神戸市財政要覽。神戸市會議事録。同成議録。神戸市原議録。神戸區會成議録。神戸市區會成議録。神戸市事務報告。神戸市統計書。六大都市比較統計。

第八章 衛生

神戸病院の
濫觴

開港の初め神戸及び其附近の施政未だ緒に就かざるに方り、病院を建設するは人命を保助し、貧民の病みて醫藥を得ざるものを救助するの道なればとて、明治元年四月兵庫裁判所は政府の許可を得、貴賤の別なく有病者を治療し貧民に醫藥を施さむとし、病院掛を置き、其事務を掌らしむることゝなれり。これ蓋し當時外國人中に神戸を以て甚しき不健康地なりと爲す者ありて、衛生的設備を忽諸し難き事情ありしによるならむ。建設に要する資金は之を寄附に仰ぐことゝし、管下各町村に周旋掛若干名を置き、兵庫神戸にては十一名の商人をして之に與らしめ、以て勧誘に力め、七千九百兩の寄附金を集め得たるを以て、宇治野村庄屋莊右衛門の寄附に係かる今の下山手通八丁目所在の地所一反八畝歩を敷地とし、元年四月十日上棟式を擧げしに、竣工に垂んとして暴風の爲めに倒壊せしを以て、復た新に工を起し、二年三月竣成し、四月二十日米國醫師を聘して創めて治療を開始せり。これ即ち縣立神戸病院の濫觴なりとす。

此病院開設の二年四月には同院内にて醫師養成の方法を講ずることとなり、六年には大に設備を整ふるあり、翌七年には微毒病院の福原町に建設せらるゝあり、其他醫治に關する施設は、爾餘の一般行政に先んじ著々實行せられ、其成績亦稍見るに足るものなきにあらざりしも、保健衛生の思想及び其施設に至りては、尙ほ殆んど見るべきものなかりき。抑も神戸居留地の之を横濱に比し卑濕甚しく、健康に適せざるは、開港の當初外字新聞の既に指摘せる所にして之に對する衛生的設備甚だ不完全なりしかば、明治元年居留地の土工に著手するや、英人ジェーダブルユー・ハートの設計によりて大に埋立を行ひ、道路を廣くし、區劃を整へ、街路樹を植ゑ、特に下水の排除に留意し、歐洲都市の下水道に準じ施行する所あり。居留地のみは之によりて別天地の觀を呈するに至りたれど、足一たび居留地を出でむか、道路掃除の村々の負擔として、舊慣により僅に繼續せらるる外に、何等保健上の施設なきのみならず、清潔に留意する者尠く、道路は迂餘狹隘、下水溝亦不完全にして屢、壅塞し、降雨ある毎に汚水街上に溢れ、加之市民の私に路上及び下水溝に尿桶を備ふるあり、塵芥は馬糞と共に隨處に堆積し、之を取掃らむとせる幾多の縣の嚴達も、よく其實效を擧ぐる能はざりき。

明治十年に於ける虎列刺の大流行は、官民をして初めて衛生の重んずべきを悟らしめしものゝ如く、衛生上の施設並に稍、其面目を新にするを得たり。是より先き明治九年區長及び戸長をして衛生事務を管掌せしむることゝせしを、十年二月改めて神戸兵庫二區に専任醫務取締を置き、以て衛生及醫務に關する一切の事務に與らしめしが、十一年四月之を廢し、其事務を區長に復歸せしめたり。十二年四月兵庫縣は町村衛生委員の設置を令し、三万人以上の町村に二名の委員を置きて、其町村内衛生状態の調査改善に従事せしめ、惡疫流行の際には、更に臨時委員を増員することゝなし、十三年には新に衛生課を置き、以て管下の衛生事務の統一を圖りしかば、神戸區役所にも衛生係新に置かれたり。同年神戸區内に神戸・仲町・兵庫の三戸長役場を設くるに及び、役場管内の衛生事務は戸長之を管し、町村協議會共事務に干與し、塵芥掃除其他の經費をば、部内戸數に割賦徵收し、惡疫流行時には區長の命によりて適當の方法を講ずることゝなせり。十八年八月彙に置く所の町村衛生委員廢せられて、區長共事務を引繼ぎ、神戸區衛生事務取扱條規は改定せられしが、二十年三月戸長役場の廢止と共に、區長は區の衛生事務を統轄するに至れり。

市の衛生事務

市制實施後市の傳染病豫防清潔法は市營事業となり、市役所には衛生掛ありて其事務を掌りしが、二十二年九月庶務規程の改正によりて衛生事務は庶務掛の管掌となり、二十三年庶務掛は改まりて庶務課となれり。此庶務課分掌の衛生事務は明治二十七年の改正によりて庶務課中衛生係に屬することとなり、三十三年五月新に獨立して衛生課となり、上水道の一部竣工するに至りて、給水事務も亦衛生課の掌る所となりしが、三十九年給水課の新設と共に給水事務は同課に移れり。爾後衛生課の事務には大正五年迄殆んど變動なかりしが、同年五月の改正によりて、衛生課は傳染病豫防汚物掃除上水検査撤水衛生組合病院及び醫師扶助救護慈善團體救護費調定及び其徵收墓地及び埋葬火葬に關する事等十項を分掌することとなれり。

衛生常設委員の制

衛生課と共に衛生事務に干與するものに、明治二十三年設置の衛生常設委員會あり。同委員會は是より先き同じく市會議員を以て組織し來れる勸業土木兩常設委員會と並置するものにて、八名の市會議員より成り、傳染病豫防消毒避病院埋火葬場種痘屠場貧民施療街路厠圍糞尿汲除塵芥掃除等に關する計畫出願等に關し、市長の諮問機關たりしが、二十七年衛生土木兩常設委員會は合併と

良水の缺乏

神戸市が上水道敷設の必要を感せしは、其理由主として良水の缺乏に因るものにて、神戸の井水の不良なる、他の大都市に比して特に甚しきものありしが如し。されば明治十年虎列刺病の猖獗を逞しくするや、其原因主として飲料水の不良にありとせる兵庫縣當局者は屢、縣達を發して井戸の改造を命じ、同時に糞池構造の改良、下水汚物の掃除を嚴命し、以て汚水の井水に混ざるを防がしめしが、爾後戸口急激に増殖し、新に井戸の穿たるもの、市内特に山手方面に多きを加ふるや、下町方面の井戸は爲めに水量の減少を來し、海岸接近の井戸は潮水の浸入を受くるに至り、良水の缺乏更に甚しきを加へたりしかば、傳染病流行の原因此に在りとなす者多く、明治十九年傳染病患者二千人を超ゆるに及び、上水道敷設論現はれしも、爾後得失を論争する約十年に亙りて決せず。此間市は屢、井水の調査を行ひ、其改良の方法を講じつゝありしが、明治二十二年の調査に據れば、全市の井戸一万九百の中、飲用に適するもの僅に百七十にして、此良水を使用する者は六千人、即ち總人口の百分の四に過ぎず。其外に濾過又は煮沸により

て飲用に堪へしめ得べき井戸八千餘、其慶によるもの九万四千人、即ち總人口の百分の七十あり。換言すれば總人口の十分三弱、約三万四千人の使用する二千七百餘の井戸は、全く飲用に適せざるものなるを示せり。されば悪疫一たび襲來するや、傳染の迅速猖獗なる怪むに足らず。明治二十六年に施行せる井水調査の結果は、之を二十二年に比し大差なかりしも、明治三十一年の調査には、井戸の構造此間に改良せられしが爲か、全市の井戸約一万六千の中、飲用に適するもの大に増して三千二百となりしも、濾過又は煮沸により飲用し得るものは著しく減じて僅に二千五百となりたれば、總人口の七割四分、十六万人は、飲用に堪へざる井水を使用しつゝあるを示し、衛生上の危険一層加はれり。不良井水の斯く夥しく増加せるは、其原因汚水海水の浸入、土壤成分の溶解、及び地下水路の壅塞に存するものにて、其中汚水の浸入のみは掘鑿を一層深からしめ、井戸側を改良して以て之を防止し得べしと雖、さりとて改造の普及を一時に市民に強ふること難く、其他の諸原因に至りては、全く之を排除すべき道なかりき。これ市の急速に上水道敷設工事を施行せる所以にして、三十三年には一部の給水を開始し、三十八年全工程の完成を見しかば、市民茲に始めて愁眉を開くを得たれど、而

かも人口の激増は、四十四年遂に給水計畫の大擴張を必要とするに至らしめ、大正七年には擴張工事殆んど其半を了せり。然れども飲料水の供給には遺憾の點尙ほ未だ少しとせず、大正七年の上水使用戸數は約七万戸にして、總戸數の五割五分を占むるに過ぎざりき。

汚水の排除
と下水道の
計畫

上水道と相並びて市民の保健に必要な下水道は、外國人居留地に在りては、明治の初年より外人の設計に基づき、稍見るに足るべき施設之なきにあらざりしも、其他の地區に在りては、設備の見るに足るものなく、市は兵庫縣の再三の命により、重要な市事業の一として溝渠を改造し、其汚塞の疏通に力めざるにあらずりしも、而かも其工事多くは一時の彌縫に止まり、市の地形の急勾配は水路の施設上、他の大都市に優る便宜を有するに拘はらず、四五條の大下水を除けば、新設の溝渠悉く狭小なる開渠に過ぎざりしを以て、往々にして壅塞し易く、然らざれば構造の醜惡なるよりして、汚水地中に浸潤し、適當に排除せらるゝものは半に過ぎず。加之衛生思想の發達せざるより、塵芥を溝渠に委棄する者多かりき。されば明治二十四年神戸市會の決議により、下水道により排除さるべき物質、開渠と暗渠の比較、流域の區分と其排水量、大下水の適否及び其改良法等の

調査に著手し、明治二十七年に至りて完了し、穴門筋より居留地を貫通する懸川○懸川トモ書ス下水、宇治川を利用せる宇治川下水、東川崎町を流通する東川崎下水、兵庫八幡通より入江町に通ずる樋ノ上下水、柳原踏切より新川に流入する眞光寺下水の五、大下水を幹線として、完全なる改修を行ひ、同時に圃圃の改築をも行はしめむとせり。然るに此の五大幹線下水の改修計畫すらも、調査のみに止まり、著手せらるゝに至らざること數年に及びしが、上水道工事の進捗するに及び、下水道敷設の必要再び唱道せられて、市は三十三年八月再び其設計に著手し、雨水と汚水とを併せ排除する目的を以て混合流下法を採り、配水區域を九區に分ち、四十年後の將來を豫測して、工費二百萬圓を要すべき完全なる下水道敷設計畫を立つるに至りしも、財政の窮乏に支へられて亦實施を見るに至らず。茲に於て三十九年八月曩の大計畫を改め、主として雨水排除のみを目的とする四ヶ年繼續事業を起工し、大下水中、琴緒蟹川、宇治川、奥平野、外川、柳原の六大幹線に工費二十三萬五千餘圓を投じて、幅平均一間、延長約四千間の改修を行ひ、四十四年三月其工を竣り、翌四十五年三月外川線の延長工事をも竣工せり。然れども此等暗渠の大下水も、浚渫の必要を生ずること頻繁にして、之により下水の完全なる排除を期

する能はざりしかば、大正七年下水道敷設の一日も緩うすべからざるを認め、大正八年度より二ヶ年繼續事業として、先づ下水道基礎調査に著手することゝ定まれり。

塵芥汚泥の處分

塵芥汚泥の掃除及び其處分につきましては、明治三年居留地及び外國人雜居地内の道路掃除を請負制度となし、塵芥を投棄すべき箇所を指定して掃除を勵行せしめしことあり。然れども塵芥を路傍若しくは空地に堆積し、或は之を河川溝渠に投ずる者多く、取締規則により違犯者を所罰せるも、尙ほ其實效を擧ぐるこゝと難かりしものゝ如し。明治八年海岸通五丁目なる從來の塵芥船積場を廢し、市内河筋の塵芥掃除を請負に附し、脇濱海岸より船積として、遠く港外に搬出せしめ、港内投棄を嚴禁せり。明治十一年五月兵庫神戸兩部溝渠の掃除を市民の負擔となし、十二年七月市街掃除取締規則及び溝渠浚除規則を定め、居住人の掃除範圍を指定し、道路及び溝渠の掃除と時々撒水とを負擔せしめ、年四回の汚泥浚除を地主の負擔とし、戸長及び什長をして之を督勵せしめ、汚泥及び塵芥をば掃除の翌日迄に隔絶せる場所に搬出投棄せしめ、命に背く者に對しては、區役所若しくは警察署より叱責を加ふることゝせり。されば街衢の掃除は年と共

に改良せられ、明治十四年三月に至りては塵芥溜塵捨場規則改正せられて、市民の居室裏には塵芥容器として、桶若しくは箱を備へしめ、別に一定の場所に共同塵捨場を設けしめ、海上投棄をば海岸より一里以上の沖合に限り、此等の経費は之を現住人の負擔とし、請負人を定めて塵芥の搬出處分を爲さしむる場合には、町村衛生委員連署を以て、豫め許可を請はしむることとし、明治二十二年七月には新に神戸市道路溝渠掃除取締人夫服務規程を定め、市内を宇治川以東市郡境界迄、宇治川以西湊川迄及び湊川以西一帯の三區に分ち、人夫取締一人を置き、每區十五人宛の人夫を配し、其巡回心得を規定して掃除を勵行せしめ、二十五年には神戸市衛生組合及び町村衛生委員設置方法を定めて、塵芥掃除をも之によりて處理せしめしが、三十一年三月兵庫縣令により該規則廢止となりしを以て、市は新に衛生組合假方法を規定し、組合の事務として溝渠及び塵溜を掃除し、其塵芥汚泥をば一定の運搬器に容れ、健康上有害ならざる場所に投棄し、一部の塵芥は之を焼却せしむることとなせり。明治三十三年發布の汚物掃除法は更に之に改良を加へしものにて、兵庫縣の定めし施行細則に基づき、毎戸若しくは一地域毎に所定の塵芥容器を備へ、運搬器をも定めて、市の検査を受けしむることゝ

衛生組合の
濫觴

し、市は掃除監視吏員職務章程及び同服務規程を制定し、市役所内に監視事務所を置き、其派出所を二ヶ所に設け、市内を二十七區に分ち、掃除監督長をして監視吏員及び人夫を指揮し、私人の義務に屬する場所の掃除の状況を調査監督せしめ、尙ほ別に神戸市汚物掃除法を制定し、掃除區域を十區に分ち、每區に人夫八人乃至二十四人を配置し、指名入札によりて定めたる掃除請負人をして塵芥溜及び私道の溝渠を掃除せしめ、公共溝渠の爲めには五十五人の人夫を使役し、二十日毎に一回宛浚除せしめ、生田川尻辨天濱及び關屋町濱を以て塵芥汚泥の船積場とし、海上に投棄する場合には、海岸より五海里以上の沖合に於てせしめ、塵芥中肥料となるべきものは之を販賣せしむる等、規定頗る具備するに至れり。然るに市の戸數は當時既に六万を超え、市中より搬出する塵芥は一日平均二万五千貫に達し、曩に定めし衛生組合の設備を以てしては、僅に其一小部分を焼却し得るに過ぎず、加之焼却は多く人家の傍近に於て行はれ、惡臭堪へ難く、請負に附し、港外に投棄せしめし塵芥は、風潮により港内に流れ入り、禁に背きて港内に委棄せるものと共に、公衆衛生に甚しき危険を與へたりしが、明治三十六年二月に至り、京都市の採用せる方法に倣ひて、五ヶ年間の塵芥焼却請負を、出願する者あ

塵芥焼却と
塵芥搬出量

り願書の如くんば、港内の不潔を除き、海中投棄費四千圓を節し、併せて灰代一千圓の利益を収むべかりしを以て、試みに之を許可せしに、成績豫期の如くならず、爰に於て三十九年八月塵芥処分方法を改定し、市會は焼却場二ヶ所新築の豫算二万八千餘圓を可決せしが、其後計畫を變更し、濱添通に唯一ヶ所の焼却場を建設せり。塵芥の焼却のみは斯くして爾來市營となりしも、塵芥の請負搬出方法宜しきを得ざるより、市民の非難多かりしかば、市は更に一步を進め、塵芥の搬出をも市營となし、日々吏員督勵の下に人夫をして運搬に従事せしめしに、一ヶ年の塵芥搬出量約一千万貫に及び。然るに此一千万貫中、焼却塵芥は三十九年より四十二年迄年々五百万貫を算し、賣却するを得しは二百万貫に過ぎず、海中に投棄せられし三百万貫の中には、逆に港内に流入するもの尠からず、其後賣却し、或は無料にて譲與せる塵芥著しく増加し、大正元年には四百万貫、大正五年には五百万貫となりしも、海上放棄も亦増加し、其量大正二年に四百五十万貫、大正三年には五百万貫となりしかば、塵芥焼却場を増設して海上投棄を減少せんとの議あり。然れども敷地の關係上直ちに起工するに至らず、大正六年に至りて始めて之を林田區内に建築するを得たるも、其処分量は著しく増大せらるゝに

至らず。大正七年の搬出總量は千六百万貫を算せしが、焼却は設備完からざるが爲め、百七十万貫を超えず、無料譲與は六百万貫を超えられど、殘餘の八百萬貫は海上に投棄せられたり。此外從來年々約二百万貫を算せし汚泥は、初め其大部分を海上に投棄せしも、其後一部分を埋立其他の需要者に無料にて交附せり。大正七年の汚泥は總量四百四十万貫なりき。

當初の尿尿
処分

完全なる下水道を有せざる都市に在りては、發達愈、其大を致すに當り、尿尿の處分が衛生上の大問題となるは、數の免れざる所にして、神戸も亦其例に洩れず。明治初期十餘年間の神戸は、市内の人口稠密ならず、近郊には耕地多かりしを以て、殆んど尿尿の處分に苦しむことなく、明治十四年頃に至り神戸區と湊東區の一部との尿尿汲取に従事せる者は組合を成せしも、兵庫方面に在りては尙ほ直接農家の汲取るに委せ、組合と單獨とを論せず、若干の報償を提供して汲取りをなせること舊時と異なる所なかりき。然るに明治三十三年兵庫縣は其縣令第二十八號を以て汚物掃除法施行細則を制定し、之によりて市内の土地所有者、使用者又は占有者は、其所有占有又は使用地域内の汚物掃除と清潔保持との義務を負ひ、掃除義務者なき部分は、市共掃除を負擔することとなり、尿尿も此細則によ

り、汲取業者以外に委託して汲取らしむるを得ざることとなりしに、舊慣を繼續し、依然農家をして直接汲取りをなさしむる必要ある神戸に於て、直ちに此規定を施行し難き事情あり。若し此規定を勵行せむか、爲めに市内の農業者に必要なる肥料を供給する能はざる恐れあるのみならず、内務省令にて尿尿處分を掃除義務者の負擔とせる趣旨に副はざる嫌あり。されば七月一日を以て施行細則實施の期日と定めしに對して、市民中共延期を請ふ者多く、六月中旬には數百名の市民結束して、數次市役所及び縣廳に參集して懇願已まず、神戸市參事會亦公益上默視すべからずと爲し、知事の反省を促す所ありしが、縣當局遂に之を納れず、豫定の期日より之を實施し、市内を數區に分ち、若干營業者を指定して其尿尿汲取に従はしめしに、其設備不完全にて、到る處尿尿の停滯を來し、衛生上の危険名狀すべからず。此に於て市參事會は反復其改正を知事に請ひ、知事亦遂に其必要を認め、一部の改正を爲す所ありしも、而かも其改正は毫も市及び市民請願の要旨に合せず、之に憤れる數百の農業従事者、湊川堤防に集り、物情恟々たり。爰に於て神戸市會は又意見書を提出し、掃除義務者をして隨意處分せしむるの便なるを述べ、細則の改正を請ひしも、知事之を可かざりしかば、同年九月更

に意見書を内務大臣に提出し、爾後内務省と兵庫縣との間に此問題の研究せらるること數年に及びし、後明治三十七年三月に至り、縣令第九號の發布あり、三年の汚物掃除法施行細則中、汲取業者にあらざれば、取扱の委託を受くること能はずとの條項は依然存置せられたれど、郡村に接近したる地域にして、市長の指示したるものは此限りにあらずとの但書追加せられて、掃除義務者の隨意處分に委任し得ることとなり、市長は新生田川以西一圓、湊村一圓、長田・池田・東尻池・西尻池・野田・駒ヶ林六ヶ村、大開通、水木通、中道通各七丁目以西、上澤・下澤・松本・大井通一圓等を郡村接近地と指定したれば、積年の爭議茲に解決せり。而して從來湊川以東、新生田川以西に於て組合を結び、汲取に従事せる尿尿汲取業者は、汚物掃除法の實施と共に其組合を解き、新に尿尿汲取を營業とする自衛株式、神戸行清・共同衛生、神戸肥料等四會社の神戸部に組織せらるゝあり、兵庫部には兵神肥料合資會社の設立を見しが、明治四十二年四月には個人の營業者にも汲取を許可することゝなれり。

困難なる尿尿處分

尿尿汲取者の補償提供は明治二十四年衛生組合の設立せられし頃、一般の習慣として尙ほ存せしも、汲取を衛生組合に一任し、組合をして補償を收受せしむ

る家主ありしより、衛生組合中にも此代償を以て主要歳入となし、一戸の尿尿代を一ヶ年二十錢乃至三十錢と定め、汲取業者より徴收するもの少からざるに至れり。大正七年の市の調査に據るに、衛生組合を組織せる町々の中、尿尿代を收受せざるもの約二百、主要の財源として收受せるもの約百あり、汲取業者より納入せる尿尿代一ヶ年約四万円を算すと云へり。汲取れる尿尿は、汲取組合の成りし初めの頃、即ち明治十四五年には組合より之を郡村の農家に販賣し、而かも供給毎に足らざりしが、後には船積として近くは攝播地方、遠くは和歌山、徳島及び瀬戸内海沿岸地方に販賣することとなり、二十五年頃には一日の平均搬出量約一千荷となり、尿尿船港内に充満して、衛生上甚だ憂ふべきものありき。因りて市は湊川尻及び辨天濱に限り尿尿船の繫泊を許し、三十八年八月新に脇濱海岸、新生田川尻、小野濱、辨天濱、關屋町、兵庫運河枝線及び新湊川尻の七ヶ所を指定し、以て漸次増加する尿尿船の混雑を防止せり。然るに今一人一日の尿尿量約五合強とするも、明治三十三年には神戸市の尿尿量一日千二百石、四十二年には二千石となるべき計算なるに、市内に於ては此時耕地の跡殆んど絶え、近郊肥料の需要も亦激減し、販賣に努力せる結果、同年には一荷平均七錢、一ヶ年總計十二

万六千圓を得たるに拘はらず、其取扱に數万圓の経費を要し、而かも尿尿の需要に一定の季節あり、一方に於て貯溜方法の講せらるゝなかりしかば、其停滯堆積を避け難く、餘剰の海中に投棄せられ、甚しきに至りては港内に委棄せられて、衛生上の大問題となれり。大正七年に於ける神戸市一日の推定尿尿量三千二百石中、蒸發及び土中浸潤等により減少する分約二割なりとせば、残す所約二千六百石にして、之に對して同年神戸兵庫、兵神、大正共同の五肥料會社、明石郡農會、並びに個人營業者二人の汲取れるもの合計一日約二千五百石に相當せるを以て、計數上は一日の停滯量僅に約百石に過ぎざるべき理なれど、實際は供給の過剰、人夫の不足、風浪による運輸の遅延、需要季節を待てる會社の故意の汲取遅延等の爲めに、停滯豫想外に甚しかりしを以て、同年の末市會は汲取監督機關を設けて汲取を勵行せしめむとの建議を可決し、以て將來尿尿の汲取及び其處分を市營事業となさむとするに至れり。

神戸に於ける保健上最初の施設たる神戸病院は、明治二年四月二十日を以て開院式を挙げ、米國人醫師ウエトル治療を司り、醫師森龍玄病院取締たり、三年四月外人醫師を解雇し、邦醫をして専ら治療に當らしむることとし、病院敷地も當

神戸病院の沿革

初四反六畝なりしを、明治五年七月更に隣地一反六畝を併せ、経費をば貿易五厘金と病院収入とを以て之を支辨せしが、十二年之を地方税經濟に移し、十五年縣立神戸病院と改稱す。爾後拂下げの議屢、縣會に提出せられ、中には廢止説をすら唱ふる者ありしかど、いづれも成立せず。三十二年職制の改正あり、内科、外科、眼科、婦人科の四科設置せられ、明治三十三年には楠町七丁目元共進會跡六千八百坪の地に新築移轉せり。同病院患者數は明治二十二年外來延五万人、入院延一万二千五百人なりしが、大正七年には外來延七万一千人、入院延六万七千人となれり。開院後院内に置かれし醫師養成所は、明治九年神戸病院附屬醫學所と稱し、十二年辨天濱に假校舎の設置あり、明治十五年縣立神戸醫學校と改稱せしが、二十一年に至り縣立神戸藥學校と共に廢止せられたり。

神戸病院の開設後、幾もなく英國公使は外務省に勸めて、神戸に徴毒病院を設立せしめむとせしが、當時福原町移轉のこと未だ決せざりしを以て、此勸告は直ちに容れらるゝに至らず。福原の荒田町に移轉を了するや、兵庫縣は明治七年十月神戸、兵庫兩市街の娼妓賦金を以て徴毒病院を設立するに決し、新福原町の娼樓を買入れ、修繕を加へ、同年十一月工事竣功するや、翌八年二月十五日開院し

福原病院の
沿革

て診察治療に従ひ、當時の娼妓約五百人を六組に分ち、一人毎週一回診察をなし、同年院内に授業局を設け、入院患者に算術、讀書等小學科の初等科目を授けしが、これは十年四月に廢止となれり。十一年六月病院を公立神戸病院附屬徴毒病院と改稱し、下山手通七丁目二千八百坪の地を購入し、十三年二月新築成りて此院に移轉し、明治二十二年四月更に縣立徴毒病院と改稱して、兵庫縣管下全部の娼妓の檢診を爲すこととなり、三十二年二月又改稱して縣立驅徴院となり、同年十月福原町貸席營業者の出願せる荒田町二丁目畑地三反三畝餘の寄附を納れ、改築の工を起こし、三十三年四月之に移轉し、同時に縣立福原病院と改稱せり。大正七年の入院患者延人員五万四千五百人にして、之を明治二十二年の二千八百人に比すれば約二十倍に垂とせり。

市立避病院
の濫觴

神戸に初めて傳染病院を設けしは明治十年なり。蓋し當時虎列刺病猖獗にして、病者通路に斃れ、慘狀甚しかりしかば、内務省は國費を以て夢野村字東山に避病院を設け、患者を收容し、且つ入港船舶を檢疫して、其患者を和田岬なる避病舎に收容し、神戸及び兵庫區も亦各、臨時避病舎を設けしが、此等は虎列刺病の終熄と共に、東山避病院の外、皆廢止せられたり。其後明治十二年神戸區が東山避

病院の敷地内に病舎を建設するあり、十四年には兵庫縣の傳染病院を下山手通七丁目に設くるありしも、共に幾もなくして廢止せられたれば、避病院と稱すべきは僅に東山一ヶ所を残すのみなるに、其設備完からずして、十五年以後屢傳染病の大流行に遭ひ、衛生上寒心すべきものありき。明治二十二年市制實施せられて後、東山の避病院は縣より神戸市に引繼がれ、葺合村の避病院亦同村の市部編入により市の管理に歸せしかば、市は明治二十六年葺合避病院を改築し、明治二十八年には宇治野町所在元監獄敷地三千三百坪を購入して、先づ東山病院を移轉し、以て大に設備の改善を計らむとせしに、住民の烈しき反對に遭ひ、已むを得ず其計畫を中止し、翌二十九年更に敷地を御崎村に相し移轉を企てしも、再び村民の拒斥する所となりて果たさず。三十一年移轉地として、東尻池村に一万餘坪の敷地購入せられしも、又附近住民の反對に遭ひ、加ふるに市會議員中、同村發展の爲め別に適當なる候補地を定むべしとする者あり、この建議遂に市會の容るゝ所となりて、而かも新候補地の選定を見るに至らず。三十三年借入金により四万五千圓を投じて避病院を改築すべしとの案市會を通過せしも、敷地依然決せざりしを以て、工事に著手すること能はず。斯くしつゝある間に三十二

常設東山避病院

年には傳染病猖獗を極め、終歲患者を絶たず、而して自宅に於て療養する能はざる細民患者その多數を占むるのみならず、生計に餘裕を有する者にありても、衛生思想尙ほ幼稚にして、消毒方法の理解完からざりしを以て、翌年一月市は從來流行病の終熄と共に閉鎖するを例とせし東山避病院を常設に改め、三十四年三月院長以下十八名の職員を任命して市立東山病院と稱し、同年六月より市醫師會の請を容れ、需に應じて細菌學的及び顯微鏡的検査を施行することとし、三十五年には細菌學的検査の範圍を擴張し、從來ベスト及びチフス菌、并びにウキダール反應の検査を主とせしに加へて、チフス患者の尿及びコレラ患者糞便の検査をも行ふこととし、明治三十七年傳染病流行するや同病院を擴張し、且つ曩に葺合村に設けし避病舎を同避病院の分院とせしが、尙ほ病室の不足を感せるを以て、東川崎町の所有に屬する建物を借入れ、應急の設備を加へて患者を收容せり。

病院敷地購入問題と其善後

此の如く同年の傳染病流行の、避病院設備の不完全を感せしむること特に痛切なるものありしを以て、市參事會は市會の委任により、東山避病院に隣接せる夢野村字下司女に於て、敷地として一町三反四畝歩を買收せしに、これよりして

市政上の大問題を惹起こし、市長坪野平太郎の不當支出の故を以て引責辭職するあり、病院移轉問題茲に一頓挫を來さむとせしが、東山避病院の建物中古きは明治十年の建築にかゝるあり、病室腐朽して使用に堪へざるもの多かりしかば、兵庫縣知事は之を傍觀し難しとなし、内示によりて市に改築を促し、市會之に應せざる場合、縣にて之を改築し、所要の經費を市に負擔せしめむとせしかば、市會は遂に敷地購入を承認し、水上浩躬市長となるに及び、四十一年七月始めて改築費七万三千七百圓を可決し、同時に別に二反九畝餘を増加購入して敷地を擴張し、四十二年更に五万七千餘圓の設備費を追加し、四十三年五月に至りて工事を竣成せり。

東山避病院
の新築

新築の病院は二十六棟より成り、總建坪一千八十三坪にて、院内の設備も全く面目を一新せしが、大正三年には貿易製產品共進會より建物の寄附を受けて、之を改築して病室を増加し、爾後尙ほ再三の増改築をなせるを以て、大正七年には共敷地五千餘坪、建物千二百五十坪となれり。されば東山病院新築後久しく使用せざりし葺合分院をば、大正四年七月全く之を廢止し、其建物二百坪を賣却せり。東山病院收容患者數につきては、明治三十六年以前を詳にするを得ざれど、

其延人員明治三十七年には一万千七百八十八人あり、四十一年には五万三千四百八十八人あり、新築以後は傳染病の甚しき流行なかりしも、病源系統不明の傳染病患者絶ゆることなく、大正七年の收容は延三万三千六百八十八人なり。

市立衛生試
驗所の開設

神戸市内井水の概して不良なるより、市は屢、水質の検査を行ひしも、常設の検査機關を缺くこと久しかりしが、市の上水道敷設工事の進捗に伴ひ、三十六年上水検査の爲め、囑託技手三名を置き、事務所を東山病院内に設けて、細菌學及び理化學的検査を行はしむることとせしを以て、同技手等をして兼ねて市内井水の検査をも行はしむることとせり。然るに大正元年此検査機關廢止となりて、市立衛生試験所新に設けられ、上水のみならず一般水質に關する検査並びに公衆衛生及び個人衛生に關する細菌學的、理化學的検査を行ふこととなれり。同試験所は所長以下六名の職員あり、一定の試験料を徴收して検査の需に應じ、且つ志望者には所長の認可を得、所内にて研究に従事するを許すの制あり。爾來此機關を利用するもの年々増加し、大正七年には上水検査千四百件、有料試験三千五百件に達し、之を大正元年の上水検査一千百件、有料試験二百件に比し、莫大なる差異を示すに至れり。

市立屯田療養所の開設

政府は肺結核患者年々の増加に驚き、大正三年法律を公布し、大都市をして肺結核療養所を設置せしむることとしたれば、神戸市も内務大臣の命令に基づき、五年三月療養所設置の件を決し、九月敷地八千坪を夢野村に選定し、六年九月起工、七年十月一日開所式を挙げ、神戸市屯田療養所と稱す。建坪六百餘坪にして、病室及び消毒機關等の設備見るべきものあり。所長、副所長、醫員、藥劑員、書記、機關士事務員及び看護婦を置き、神戸市在住民にして、療養の途なき肺結核患者を收容し、藥餌、衣服、寝具其他の日用品必需品を給與又は貸與し、全治者及び他に適當なる療養の途を得る者をば退院せしむる規定あり。大正七年中の收容患者五十人にして、其内同年内の退所十三人、死亡十二人なり。

埋葬火葬の設備

埋葬火葬に關する設備を擧ぐれば、明治二年居留地前町公園、即ち今の三宮郵便局敷地附近にありし墓地及び火葬場を廢止し、新に墓地を下山手通四丁目に設け、明治三年相生町所在火葬場及び榮町六丁目所在墓地を廢し、墳墓をば安養寺山に改葬し、明治六年火葬の禁止せらるゝや、宇治野山山本通一丁目及び同六丁目所在の火葬場を廢し、新に城ヶ口に墓地を設け、八年五月火葬の禁解かるゝに及び、火葬場をも同所に設け、明治十年には會下山にも火葬場と墓地とを設け

たり。十四年三月縣が市街寺院境内に屍體を埋葬することを禁せし後は、墓地をば城ヶ日安養寺山外墓の三ヶ所に、火葬場をば城ヶ日會下山の二ヶ所に限り、明治十七年墓地及埋葬取締規則發布せられて、兵庫縣其細則を定むるや、神戸も亦之に基づきて施設の改良を圖れり。然るに明治二十二年には當時神戸の墓地總面積六町歩のみを以てせば、二ヶ年後には埋葬の餘地を剩さざらむとするに至りしを以て、縣は夢野村に埋葬場及び火葬場を新設し、同年市に編入せる葺合村の墓地を擴張し、且つ同村字一ノ谷に火葬場を新設せしめ、其他の火葬場をば二十三年限りとし、爾後其使用を禁止することとせり。二十四年五月に至り、兵神埋葬火葬株式會社の組織せらるゝあり、夢野村字松本及び葺合村字春日野に合計九町四反歩を購入して、埋葬場を經營せむことを出願し、市會は異議なく副申せしも、出願者等其後計畫を更め、埋葬及び火葬場敷地をば之を市に寄附し、會社は火葬と神佛葬具喪服の貸與のみを營まむと乞ひしを以て、許可を得ず。此外に二十五年五月夢野村に於て火葬のみを營まむと乞ふ者ありしも、亦許可を得るに至らずして止めり。蓋し當時市會議員中には、火葬場及び墓地を市營となすを至當なりとする者多かりしを以て、市は遂に埋葬場及び火葬場敷地を買収

し、火葬のみは出願者に許可することゝ定め、夢野村松本・荻合村春日野に於て合計八町二反餘の山林を買収し、二十七年一万餘圓を投じて地均工事を竣へ、三十四年九寶株式會社の出願を許可して火葬の事に當らしめ、三十五年十一月共葬墓地使用規則を制定して埋葬場を開けり。此規則は三十七年五月に一たび改正せられ、三十九年九月更に取扱手續を定めたり。四十二年市は夢野墓地を擴張し、夢野・春日野兩墓地に達する里道の修築、並びに墓地の整理等の爲めに、約十萬圓を投じて土工を施こし、大正三年安養寺及び廣嚴寺の墓地を廢して、其墓碑を夢野に移し、大正四年には城ヶ口墓地を廢し、其墓碑を城ヶ口谷に移さむとして工事に著手せしが、大正七年には未だ完了を見るに至らざりき。然るに是より先き大正六年以來夢野村火葬場は、同村の發展を阻害するのみならず、當時將に開設を見むとしつゝありし市立屯田療養所に接近すとて、其移轉を主張する者あり、兵庫縣廳亦之を市に懲通する所ありしを以て、市は大正七年二月九寶株式會社と交渉し、十一萬圓を以て其事業を買収し、市營に移すことゝし、同時に火葬場移轉地を長田村笠灰に相し、同地地主等が長田村の發展阻害を理由として之に反對せるを排し、六反五畝餘の土地を買収して、著々市營の準備を進めしに、

偶、同年流行性感冒未曾有の猖獗を極め死亡者續出するあり。私營の火葬場のみにては到底死體を處理し了ること能はざりしかば、夢野及び荻合に二ヶ所の臨時市營火葬場を設け、以て其急に應じたり。

外人共同墓地

大正七年末市有共葬墓地の面積は合計十六町九畝にして、此外に支那人を除ける諸外國人の共同墓地あり。此共同墓地は開港の當初徳川幕府の許可せる所にして、元居留地の東、生田川堤防に沿へる小野新田にあり。明治二年十月兵庫縣廳は其地域を定めて九反餘とし、永代借地とせしが、三十二年四月外國人と其の契約により、市は筒井町字筒井一町二反二畝餘の地を以て、新に外國人墓地と定め、九月外國人埋葬地規則を制定して其使用料を徵收することゝし、爾後小野濱なる舊墓地に埋葬するを禁止せるも、先塋の側に埋葬を欲する者に限り、料金を徵して、特に之を許可することゝせり。支那人の爲めに設けし宇治野村二反歩の墓地は、明治三年六月地代を徵して之を貸與せるに始まり、爾後再三の擴張により三反四畝を増せり。

諸衛生會の事業

上述の外、保健的施設として擧ぐべきものに、衛生會並びに衛生組合あり。兵庫縣地方衛生會は明治十二年發布の地方衛生會規則に基づける同年三月の兵

庫縣達によりて成立せしものにて、其委員は地方衛生事務に參與し、其管區内に衛生關係の布達を周知せしめ、其實行を獎勵し、區町村の質疑に應答し、區役所に上申し來る衛生上諸般の報告を調査するを任務とせり。明治十五年五月兵庫縣が別に郡區衛生會規則を定むるや、神戸區は該規則により別に區長の管理の下に、戸長二人、區吏員一人、醫師三人、町村會議員三人、町村衛生委員五人を以て衛生會を組織し、區の衛生状態の視察、及び布告布達の趣旨の徹底に力めしむることとし、區役所を會場として毎月一回會議を開き、所要經費は町村協議費を以て之に充てたり。然るに此衛生會は明治十九年に廢止となり、地方衛生會も翌二十年に至りて廢せられ、閣令により新に地方衛生會規則發布せられたれば、神戸にても之による衛生會の組織を見るに至れり。以上諸種の衛生會以外に、明治十七年四月藤田積中、神田兵右衛門、小磯吉人等の主唱により組織せられし大日本衛生會、神戸支會あり、市内唯一の私立衛生會として、夙に報知新聞と稱する月刊新聞を發行し、衛生思想の普及發達を計り、市民を鞭撻して水道敷設の必要を唱へ、傳染病豫防、防疫吏員の養成、看護婦養成、捕鼠の懸賞獎勵等を行ひ、トラホーム患者に施療し、衛生講話會、路傍講話會を開催し、大正六年には衛生博覽會を開

きて、保健防疫に關する智識の普及に力めしを以て、亦も其功勞の顯著なるを認め、大正二年以後之に補助金を交附し、以て其發展に資せり。

衛生組合の
組織及び事
業

衛生組合の前身たる町村衛生委員の設置せられしは明治十二年四月にして、同年六月には町村委員より區への報告事項に關する規程定まり、梅毒患者の状況、開業醫師の缺乏より特に町村醫の設置ある地方の衛生成績、種痘普及の状況、賣藥鍼灸業等の狀況、學校病院其他旅籠屋、芝居、貸座敷湯屋等の衛生上の設備、埋火葬場の利害改良法、衣食住其他職業上の衛生状態、及び井戸、溝渠、厠園等の状況に關しては定期に、傳染病、飲食物の中毒、有害なる著色料、顔料等發見、獸畜流行病、魚鳥獸肉牛乳等による被害等に關しては臨時に報告を提出せしむることとなり、爾後數回の改正追加ありし後、明治十八年に至りて町村委員廢止となり、其事務は戸長に引繼がれ、町村の衛生事項は協議會にて必要に應じ施設することとなれり。市制實施後明治二十四年六月市條令にて衛生組合及び町村衛生委員設置の方法定まり、委員は一ヶ年を任期とし、市會の衛生常設委員會の推薦により市參事會之を指名し、委員の協議によりて約二十戸毎に一衛生組合を設け、組合をして組長一名を互選せしめ、組長及び組合委員の任期を一ヶ年とせり。

組合の心得としては、隣保の交誼を以て互に警戒扶持し、家屋内外の掃除、飲用水、便所、茶溜、下水等の掃除、及び種痘に留意するはもとより、悪疫流行時は特に相警めて衛生に注意し、組長は時々組合内を巡視し、異状ある時之を町村衛生委員に申告し、衛生組合委員は町村衛生委員の招集に應じて協議に與ること等なりき。三十年八月傳染病豫防法に基づき縣令衛生組合規則の發布せらるゝや、神戸市は該規則に據り、翌年三月神戸市衛生組合假方法を定め、之と同時に明治二十四年制定の衛生組合及び町村衛生委員に關する條例を廢止せり。組合假方法は一町村を以て一組合區域とし、其組合幹部たる組合長、副組合長をば、衛生常設委員會の推薦に基づき市參事會之を指名し、別に十戸毎に組合長の指名による定期及び臨時の清潔法を行はしめ、井戸臺所、廁園、芥溜及び溝渠の修理改造をなさしめ、組合の負擔として公衆便所の掃除を行ふ等の義務あり。傳染病流行に際しての飲食、交通集會等に關する注意事項、及び種痘に關する施行方法等、亦此時を以て規定せらる。然るに三十六年に至り衛生組合規約に關する標準、縣令に定められしかば、神戸市衛生組合假方法は自ら廢止となり、市はこれより市内諸町に

組合組織の勸告をなし、規約を作らしめ、指示誘導する所ありしを以て、三十六年二百八十八を算せし衛生組合は逐年増加し、大正七年には三百四十二組合となれり。而して此等の組合は、組織の當初、區域内の尿尿代を共汲取營業者より收受して、經費唯一の財源となせしも、後には此外に組合内家屋の賃貸價格を標準として等級を定めし衛生費を徴收せり。此衛生費は尿尿代の收納減じ、或は却りて費用を投じて汲取らしむる場合漸く多きに及び、組合唯一の確實なる財源となれり。

最初の防疫
記録

神戸の防疫史中特筆すべき事件は、明治十年の虎列刺病流行を以て第一とす。前年東京府下にコロリ類似の疫病流行すとの報あるや、此コロリ即ち虎列刺は、傳染病中惨害の最も劇甚なるものなりとて、兵神兩港にても深く警戒を加へたりしが、翌十年九月二十二日西南事變より凱旋せる兵士を載せて兵庫港に歸還せる船舶中に初めて虎列刺病患者あり、病毒直ちに市中に傳染せり。是より先き神戸にては同年春天然痘の流行ありて、市民恐怖の念を懷きしに、踵ぎて虎列刺の襲來を受けしを以て、人心恟々たりしが、病勢猖獗十月に入りて益甚し。是に於て内務省衛生局は其豫防に關する論告を發し、神戸病院は綿密なる防疫法

を訓示し、縣亦豫防心得を達示して、鯉、蟹、果實其他不消化物の賣買を禁止し、祭典及び興行を停止せしめ、海岸通三丁目に兵庫縣檢疫委員派出所を設け、神戸、兵庫兩區長及び副區長合計九人をして檢疫の任に當たらしめ、檢疫消毒所を和田岬に設けて、入港船舶の檢疫を開始し、東山避病院の外に吉田新田、和田岬等にも病舎を設けて患者の收容に努め、市内の死亡者は其病症の如何に拘はらず、埋葬に先だち嚴に屍骸の檢案を行ひしかど、當時衛生思想尙ほ頗る幼稚にて、豫防方法の遺憾なき實行を期する能はず、道路に斃死する者さへ生じ、十二月に至りて僅に其終熄を致すを得て、市民始めて安堵の思を爲せりといふ。

十一年乃至二十三年の防疫施設

明治十一年には二月大阪及び和歌山に虎列刺流行の兆ありしも、神戸は其傳染を免れしが、同年十月長崎港に該病患者の發生を見るや、神戸にても家屋内外の掃除を勵行し、和田岬に消毒所を設けて、長崎經由の船舶を檢疫し、船中に死亡者ある場合、船員及び乗客の著衣に熱氣消毒を行ふ等、百方防止の策を講せしを以て、幸にして傳染を見るに至らざるを得たり。翌年二月兵庫縣が縣達を以て虎列刺、痘瘡、發斑、室扶斯、腸室扶斯、實扶的利亞を五種傳染病と指定し、四月更に赤痢、麻疹をも加へて七種となせしは、これ實に内務省が始めて系統的なる傳染病

十二年の虎疫流行

豫防規則を發布し、虎列刺、腸室扶斯、赤痢、實扶的利亞、發斑、室扶斯の六種を傳染病と定めしに先だつと約一年なり。然るに同年六月神戸又虎列刺病の襲ふ所となり、日々多數の患者を出せしを以て、檢疫委員出張所を海岸通四丁目に設け、同所なる舊荷改所を衛生委員の詰所とし、和田岬に消毒所を設けて、流行地たる愛媛、大分兩縣經由船舶の檢疫を行ひ、市民の集會を禁じ、溝渠の大浚濬を行はしめ、指定不消化物の賣買を停止し、死亡者の火葬場を會下山に限り、其葬送通路を制限して十七線となす等、諸種の方法を講せしも、患者遂に千二百人に達し、死亡者を出すこと六百五十、十二月に入りて漸く終熄せり。流行の激甚なるや、侍從長の叡旨を奉じて實狀を聴取するあり、翌十三年三月に至り兵庫縣は内帑一千圓下賜の命に接せり。内務省は是より先き十二年三月省令虎列刺病豫防規則を發布し、十三年九月には清潔法、攝生法、隔離法及び消毒法等に互り詳密なる豫防心得を達示し、神戸にても此年衛生委員を設置し、飲料水取締規則、下水溝構造規則並びに街路便所構造規則等を發布し、虎疫亦幸に年を終るまで發生せざりしが、明治十四年鹿兒島地方に虎疫蔓延の兆ありしを以て、神戸にても入港船舶の檢疫を開始し、十月香川縣を流行地と認めて、金刀比羅神社參詣を禁じ、諸興

行には午後八時を限り閉場を命ずることとせしかど、死亡者通計百四十名を出すに至れり。因りて翌十五年には流行期に先だち、豫め各町衛生委員を督勵して衛生談話會を開催し、衛生思想の喚起に力めしに、八月に入りて又虎疫の發生ありしかば、新に船舶検査規則を發布し、検査所出張所を海岸通三丁目及び島上に設けて、入港船舶の検査を開始せしも、死亡者百二十餘を生せり。明治十六、十七兩年にはいづれの傳染病も甚しく流行するに至らざりしが、十八年に至り春期に入り、痘瘡の流行猖獗にして、患者千三百人、死亡約四百人を出し、踵ぎて虎疫の襲來あり。初め長崎港に虎疫發生せりとの報至るや、入港船舶の検査直ちに開始せられ、和田岬沖には新に検査船を置き、其施設頗る具備せるものありしかば、日本政府の消毒及び避病院の設備に不安を感じて、一度は艦内該病患者を隠匿せむとせし、長崎經由米國軍艦々長も、和田岬の消毒所を検分するに及びて、大に意を安じ、始めて患者隠蔽の事實を告げ、正當の検査及び消毒を受くるを肯じたり。因りて先づ該艦と他船との交通を遮斷し、其患者十二人を直ちに避病院に收容し、同艦乗組軍醫をして醫療に従はしめたり。此時熊本、鹿兒島、佐賀、福岡諸縣にて該病の流行を見しを以て、其等地方の諸港をも流行地と認め、病毒の高島

十八年の傳染病

十九年の大流行と防疫施設

嶽に附著し輸入せらるる虞ありしを以て、其輸入取扱心算を定め、神戸市中の諸興行を停め、生蠶の賣買を禁止する等種々の方法を講じたり。而かも患者四百七十人、死亡者四百人を出し、十一月下旬を以て始めて終熄を見たり。翌十九年には五月に至り、又虎疫流行の兆ありしを以て、先づ諸興行の停止を令し、神戸警察署内に検査監督部を設け、湊川を限りて市の東西兩部に各一検査支部を置き、六月新に検査所を海岸通四丁目に建築し、検査本部を置き、且つ再三布告を發して豫防方法を諭せり。然るに同年の虎疫患者總計二千人、死亡者千七百人を算せるのみならず、腸窒扶斯及び發疹瘰癧患者各七百を超え、傳染病患者の總計四千三百餘人となれり。二十年より傳染病患者著しく減少し、二十二年に至るまで一ヶ年多くも六百五十人を超えず、而かも其多數は赤痢又は腸窒扶斯にして、虎列刺病者は僅に十人内外に過ぎざりければ、市民安堵の思を爲せしが、二十三年七月に至り、又虎列刺病流行の兆あり、是に於て市内四區に巡回醫一人宛を配置し、貧民部落の巡視診療を行ひ、八月豫防本部を開設して防止消毒に力められたる患者一千五百人、死亡千二百人を出し、米價の騰貴、細民の窮乏と相俟ちて、慘狀言語に絶せりといふ。

二十三年の傳染病と市況の沈衰

二十六七年
の惨状

明治二十四年腸窒扶斯及び發疹室扶斯の流行熾に、虎疫も亦百餘人の患者を出し、翌二十五年には痘瘡最も流行して患者六百餘名を出し、腸窒扶斯患者亦二百人を超え、二十六年には虎疫患者僅に五人なりしも、前年來の痘瘡の流行衰へず、爰に於て從來毎年約一万人に施こせる種痘を擴張して約四万人に施こせしかど、尙ほ千四百人の患者、八百六十人の死亡者を出し、七八月の頃より赤痢の流行を加へ、患者續發二千人、死亡者を出すこと六百人に及べり。而してこの外に尙ほ五百餘人の腸窒扶斯患者ありしを以て、同年の傳染病患者の總計四千人、死亡千六百人となれり。就中赤痢の流行は延きて翌二十七年に及び尙ほ終熄を見ざりければ、市は私立衛生會神戸支部に囑して、衛生講話會を開き、巡回醫を置き、細民部落を巡視し、隱蔽の危険を説かしめしも、患者數は遂に四百人を超え、外に二百名以上の腸窒扶斯患者あり。加之此年は英領香港に於けるベスト病の流行ありしかば、市の防疫事務大に多忙を極めたり。二十八年五月に入り四年間殆んど跡を絶ちし虎列刺病の新に流行せむとする兆ありしかば、市内各停車場に檢疫所を設け、六月健康診斷を開始し、蒼合區に五人の患者を發見するや、直ちに祭典興行等荷も群集の因となるべきものを停止し、不潔果實の賣買を嚴禁

二十八年の
虎疫の流行二十九年の
痘瘡の大流行

せしかど、患者千八百人中、死亡者千四百人を出し、虎疫以外にも腸窒扶斯患者の如きは四百人に上れり。翌二十九年には痘瘡、腸窒扶斯共に流行し、患者合計三千人を算せしが、就中痘瘡最も猖獗を極め、毎日平均十七八人の新患者あり、且つ流行の長期に亙りしこと從來曾て見ざる所なりしを以て、市は新に一名の市醫を置きて、市内を巡察せしめ、熱心に種痘を奨勵せしかど、遂に患者二千人、死亡者一千人を出し、流行は延きて翌三十年に及び、患者六百人に達し、三十一年に至りて纔に終熄を見たり。唯幸なりしは三十三、三十一の兩年に、痘瘡以外の傳染病患者殆んど跡を絶てることなりき。

三十二年乃
至三十九年
の防疫施設

明治三十二年七月神戸市は前年政府新に定むる所の八種傳染病豫防法により、傳染病豫防委員を設けたり。同年よりして以後三年間はベスト以外に傳染病の流行甚しからざりしが、三十五年六月に至りて虎列刺疑似患者、翌月同眞症患者を出し、その發見の頃には、病毒既に全市に散布蔓延したりしものゝ如くに、忽にして患者續出の状態を呈せしかば、臨時防疫部を市役所内に、其出張所を橋通に置き、豫防委員をして兵庫縣防疫官吏と協力せしめ、清潔方法、交通遮斷、健康診斷等を行ひ、衛生會神戸支部は縣當局と共に約二万人に豫防注射を施こせ

り。然るに同年の虎病患者八百四十、死亡者六百に達せしのみならず、腸窒扶斯及び實扶埜里亞患者も合計三百五十人を超えたり。三十六年には傳染病患者總計四百人中、實扶埜里亞最も多くして百三十人あり、腸窒扶斯之に次ぎ、三十七年の患者總計九百人中には、腸窒扶斯最多數にして五百人に達し、三十八年の總計千三百人中にては、赤痢最も多くして七百五十人を算し、三十九年の七百五十人中にて最も多き腸窒扶斯は、約三百人、實扶埜里亞之に次ぐ。虎列刺病患者は三十六年以後甚だ少かりしが、明治四十年又流行し、患者四百八十餘人に達し、勢頗る猖獗なりしのみならず、三十一年以來殆んど終熄し、多くも一ヶ年三十人に達せざりし痘瘡患者も、此年八月清國人中に發生せるより遽に傳染流行し、市が施行せる強制種痘も、檢病的戸口調査も、容易に撲滅の功を奏する能はず、遂に患者總計四百人を出し、翌四十一年一月に互りて更に流行の勢を逞くせしかば、市は之を防止せむとして、強制種痘を施すこと二十二万人に及びしも、患者尙ほ依然として減せず、避病院及び臨時の隔離所も狹隘を感ずるに至り、同年の患者總數四千四百人中、約二千人の死亡者を出せり。加之同年は痘瘡以外の傳染病亦流行し、其等患者の總計五千人死亡者二千二百人に上れり。

四十二年
及十一年間の
傳染病の
流行

明治四十二年以後大正七年に至る迄の十年間に、赤痢患者は多きは一ヶ年千四百人、少くも百二十人を下らず、腸窒扶斯患者は六百人乃至百四十人を算し、猩紅熱、實扶埜里亞及び明治四十四年に法定傳染病となれるバラ窒扶斯等は、孰れも年々多少の患者を出し、痘瘡は明治四十二年より大正五年に至る八年間殆んど其跡を絶ちしも、大正六年又猖獗を極め、市は定期種痘場六十一ヶ所を開設して豫防に努めしが、而も患者の總數五百五十人に達し、翌大正七年にも二百四十人の患者を出だせり。虎列刺は明治四十三年に約四百人の患者を出して頗る市民を脅かせし以後、屏息凡五年に及びしが、大正五年八月に至りて患者續發全市に涉り、兵庫運河以南特に甚しく、縣市聯合して豫防事務所を兵庫警察署内に設けて、其豫防消毒に全力を傾けしも、患者遂に六百五十人を算し、死亡三百五十人に及びり。然れども大正六年には五人、七年には一人の患者を出だせるに過ぎず。大正七年四月流行性腦脊髄膜炎新に加はりて、法定傳染病の數茲に十種となりしが、該病は此年三月以前大阪市を中心として、猛威を振ひしも、神戸に於ては五月末迄に僅に十五人の患者ありしに過ぎざりしに、六月より漸く患者數を増加し、七月には病勢最も熾に、容易に終熄を見ず、遂に總數百七十人の患者を

腦脊髄膜炎
の流行

出せり。該病は市民中共悪性傳染病なるを知れる者尙ほ少かりしを以て、市は其豫防注意書を市民に配布し、病毒濃厚なる區域内の市民約五万人に豫防注射を行へり。

ペスト病と
防疫施設

ペスト病の神戸市に發生せるは明治三十二年にして、實に我國本土に於ける該病發生の嚆矢なり。是れり先き二十九年一月該病の臺灣に發生するや、神戸にては直ちに和田岬に檢疫所を開設し、同地經由船舶の檢疫を行ひしが、爾後も香港、臺灣より入港せる船舶内に該病患者を發見せること往々なりしに拘はらず、市民幸にして其傳染を免れ來れり。然るに三十二年十一月八日葺合濱邊通五丁目に該病患者發生し、同年末迄には東川崎町、辨天町、荒田町、並びに神戸の中心たる元町、榮町等よりして、合計二十二人の患者を出せり。市は該病患者の發生するや否や、直ちに患者の住宅及び其傍近の交通を遮斷し、同時に葺合區民一帯に對して周密なる健康診斷を行ひ、神戸警察署内に檢疫委員事務所を設け、葺合出張所には檢疫官及び檢疫委員、警察官等九十人を派遣する等、百方防止に力め、跣足の禁止、鼠族の驅除、古着、襪の處分、急性病の届出、疑似症に對する法律の適用、並びに豫防心得等に關し、命令諭告を發すること頻繁なりしも、該病に對す

防疫評議員
會と其徹底
的施設

る防疫の經驗に乏しきより、十分の効果を敢て難かりき。其後ペスト患者は三十三年に三人、三十五及び三十七の兩年には各一人に過ぎざりしと雖、市は病毒の勦絶を期せむとして努力を惜まず、三十八年五月市内の有菌鼠二頭を發見するに及び、更に大に豫防手段を周密にせしが、八月鐘淵紡績會社兵庫分工場職工中より又患者を出し、踵ぎて榮町及び海岸通にも之に罹かる者あり。當時軍隊滿洲よりの凱旋近きに迫り、神戸は其歡迎準備に忙はしき際なりしを以て、十一月以前に該病を撲滅せむと期し、當局大に焦慮せしも、病勢は却りて愈、熾に、同月に入り一層の猖獗を加へしかば、政府も傍觀し難く、勅令により臨時防疫職制を定めて、黒死病豫防事務を管理せしめ、諮問機關として新に防疫評議員會を組織せしが、十二月に入りても、病勢依然として衰へず、因りて防疫評議員會は同月市内必要の區域三万五千戸の除鼠的大清潔方法施行の件を可決し、縣と市とは協力して直ちに其實行に著手し、鼠族交通の虞ある護岸、下水等石垣の間隙充填を行ひ、襪、襪、古着、古綿の處分方法を定め、消毒機關にも改善を加へたり。而かも同年患者の通計遂に八十九人を算するに至る。

抜本的清潔

ペスト病流行の延きて翌三十九年に及ぶや、曩に定めし大清潔法施行區域を

法及び防鼠
施設

擴張して、三万五千戸に加ふるに、更に一万五千戸を以てし、病毒濃厚區域の下水溝一万八千餘間、及び生田川尻と宇治川との間の護岸二千餘間の間隙充填を行ひ、倉庫取締規則を設けて防鼠施設の改善修理を督勵せしが、同年有菌鼠の發見せらるゝもの二千四百頭、ペスト患者遂に六十四人に達せり。翌四十年は患者僅に二人に過ぎざりしも、四百頭の有菌鼠を發見せしを以て、四十一年三月捕鼠隊六組を組織し、春季舉行を例とせる清潔法の實施を繰上げて除鼠的清潔方法を行ひ、移動し得べき一切の物品をば悉く之を日光に曝露せしめ、嚴重なる標準を設けて、天井裏、床下等に鼠族の交通すべき孔穴を填塞せしめ、五月新生田川護岸千五百間に互り、セメントモルタル又はコンクリート充填を行ひしも、而かも月として患者の發生絶ゆるなかりしかば、觀艦式舉行の豫定期日近きに迫るに及び、市は遂に抜本的施設を爲すに決し、十一月葺合二千五百戸、兵庫一千七百戸に對し、最も嚴密なる除鼠的消毒法を行ひしが、病勢依然として終熄を見ず、年を終るまでの患者總數七十六、發見有菌鼠二千二百頭に達せり。而して四十二年に入りてペスト病は遂に未曾有の猖獗を逞しくしたれば、同年一月除鼠を目的として、吾妻通、北本町、三宮、元町、茶町、島上町、宮内町等の七千二百戸に清潔方法を

四十二年ペ
スト病の猖
獗と公私の
防疫施設

行ひ、有菌鼠を發見せられたる家屋には、モルモットを放ちて蚤の捕獲に力め、巡查部長、監吏、人夫等二十七人より成る消毒班三組、及び市吏員、人夫等七人より成る防鼠工事隊三組を置き、且つ特に必要を認むる家屋には鼠の交通遮斷の爲め、家主をして亞鉛板を以て地上高サ三尺の包围をなさしめ、九月防疫評議會の決議により、市吏員、監吏、亞鉛張職工、石工人夫等三十人より成る工事隊三組を編制し、市費を以て二十九ヶ町、一万一千戸の防鼠工事を行ひ、兵庫縣は必要ある家屋に防鼠工事を命じ得べき規程を發布し、市は縣と相俟ちて著々防鼠計畫を進め、吏員、巡查人夫等十五人より成る消毒班二十七組を増設して、合計三十組とし、殺鼠劑捕鼠器配置掛と協力せしめ、十二月衛生組合に命じて防鼠工事の保持と捕鼠とを奨め、清潔方法勵行の爲め、各組合内を若干區域に分ち、一區域毎に擔任者を置きて巡檢せしめ、市の人夫をして公共溝渠を掃除せしむる等、全力を舉げて豫消毒に努むる所ありしかば、此徹底せる豫消毒法遂に其功を奏したりけむ。十一月兩月共に八十人を下らざりしペスト患者も、十二月には十八人に減じたり。爰に於て市は更に奮勵し、翌四十三年三十一ヶ町、二万六千戸に防鼠工事を
行ひ、衛生組合を督して、前年の防止方法を一層勵行せしめたり。されば同年數

百頭の有菌鼠を發見せるに拘はらず、患者は僅に七人に止まり、爾後も有菌鼠の發見は絶無にあらずと雖、患者は殆んど跡を絶ち、大正二年には六人、大正七年には僅に一人を出せしのみにて、全く流行を見ざる年多きに至れり。

鼠の買収

鼠の買収は明治三十二年より引き續き實行しつゝあるも、其買上價格はベスト病流行の状況によりて時々變更ありて、一頭二錢乃至七錢の間を昇降せり。市は尙ほ三十六年より三十九年迄及び大正三年に懸賞法を設け、買収と併行して捕鼠を奨勵し、衛生組合中には市の買収價格に更に一定の割増金を加附し、或は懸賞金を附せしもあり。其買収頭数は三十二年一万頭を超えざりしが、爾後年々増加し、明治四十一年には七十七万頭に達せり、其後は最も多き大正二年といへども五十四万頭を超えず、最も少きは大正七年の二十三万頭なり。

法定外の流行病

神戸の流行病中、法定傳染病以外にありては、明治十八年に麻疹猖獗を逞くし、二十九年に再歸熱猛威を振へる外、久しく特記すべきものなかりしが、大正七年冬期に入りて流行性感冒の傳染流行迅速なること驚くべく、幾もあらずして全市に蔓延せり。されば市は其法定傳染病以外なるに拘はらず、防疫の忽にすべからざるを認め、豫防注意書を配布して市民に自衛を促し、醫藥を受くる能はざ

る者一万余人を調査し、極貧者に對しては醫師・吏員・巡查各一人、看護婦四人より成る治療班四組を編成し、自宅に就きて治療投薬を爲さしめたりしが、同年十一月最も甚しく、一ヶ月間の該病死亡者四百五十人を算へたり。尙ほ同月死亡の肺炎患者千三百人中原因の流行性感冒による者多きを考ふれば、十一月に於ける該病の猖獗想ふべく、一ヶ年を通ずる流行性感冒死亡者の實數は、蓋し同年の法定傳染病死亡者四百人に數倍せるなるべし。

醫師と人口

終りに神戸に於ける醫師・藥劑師・病院等増加の狀を述べむ。神戸には開港場の故を以て夙に外國人醫師の開業し、縣立病院に治療を司り、或は醫學生養成の任に當りたる者あり、土著の醫師中にも洋法を學べる者尠からず。加之縣立神戸醫學校の存立十餘年間の卒業生も、年々十數人を下らざりしかば、明治二十二年には市内醫師の總數百七十人を算し、明治四十二年には三百人を超え、大正七年には五百人に達せり。されど一方に於て人口の増加の更に顯著なるものあるを以て、明治二十二年に市民八百人に醫師一人の割合なりしも、大正七年には市民千二百人に醫師一人となり、又患者と醫師との割合は、明治三十八年に患者延十七万六千人に對し、醫師二百四十一人にて、即ち一人平均七百三十人の治療

に當りしに、大正七年には患者延四十五万人、醫師一人に對する平均は九百人に増加せり。齒科醫は明治三十八年以後大正七年迄に二十二人より九十四人に、藥劑師は五十四人より百二十三人に、産婆は二百人より四百八十人に、看護婦は百五十人より千百人に増加せり。私立病院に在りては、坂本村今の楠町に開ける杉田病院の如く、明治五年三月創立に係かるものあれど、爾來明治十九年までは私立病院の増設を見ず、二十年佐野病院の北長狹通に開かれてより其數漸く加はり、明治三十四年には其數二十に及びり。然れども當時の私立病院には設備の不完全なるもの多く、其全數を通じて醫員の總計三十六、看護婦十名に過ぎざりき。四十四年に至り更に七院を増し、醫員通計九十人、看護婦百六十人に達し、爾後逐年増加して、大正七年には病院三十六、醫員百二十六人、看護婦も三百人に達せむとし、其設備亦見るに足るもの少からず。公立病院入院外來患者の合計は明治三十八年に八万七千餘人、延四十五万人なりしが、大正七年には十二万四千人、延六十五万人を超えたり。

病院患者病
症別比較

公私立病院患者病症別統計によれば、明治三十八年より大正四年に至る迄一ヶ年の患者數六万乃至八万人中、毎に多數を占めしは神経系及び五官病、呼吸器

總患者病症
別比較

病并に消化器病の三にして、就中神経系及び五官病患者殊に最も多く、總患者の約四割あり。大正五年に至りて泌尿及び生殖器病最も多數を占め、總患者九万三千人の二割五分は此種に屬せり。大正六年にも泌尿及び生殖器病は依然第一位に居り、大正七年には外襲性病第一位に上りて、總患者十二万五千人の二割を占めたり。開業醫の治療を受けし患者の病症別は、大正二年以後の統計を缺けど、明治三十八年より大正元年迄消化器病毎に最も多く、總患者の二割乃至五割を占め、之に次ぐは呼吸器病にして、總數の二割乃至三割なり。神経系五官病更に之に次ぐ。外襲性病は時に多數に上るも、概して其數少きは、これ此種患者の大部分が病院にて治療を受くるによるならむ。次に病院治療患者と開業醫師治療患者との兩者を合算し、以て明治三十八年より大正元年迄の患者病症別を見るに、消化器病患者の數毎に第一位に居り、呼吸器病之に次ぐこと一般なるも、明治四十四年及び大正元年に第二位に在るは外襲性病なり、神経系五官病は概ね第三に位し、泌尿生殖器病、皮膚及び筋肉病之に次ぎて多く、傳染性病患者は明治十七年より大正七年に至る三十四年間に、少きは一ヶ年三百人、多きは五千人を超え、明治三十二年以前は人口千に對する患者の割合少きは〇・四三人、多き時

傳染病と飲
料水の關係

は四・四六人を算へしも、水道給水を開始せる三十三年以後は、多きは一ヶ年人口千に對し患者一・三三人に達したれど、最も少き年には〇・二四人に過ぎざるに至れり。これ市民衛生思想の向上にも由れど、上水道の使用與りて大に力ありしものにて、上水使用戸數は給水の開始せられし明治三十三年には僅に全市戸數の五分なりしも、明治四十三年には約三割五分之を使用し、大正七年末の水道使用者五割を超えたるに見て之を推知するを得べし。

三十四年間
の死亡率

明治十七年より大正七年に至る迄の市内死亡者總計二十四万五千人、此中最も少きは明治十七年の二千人、最も多きは、大正七年の一万五千七百人、現住人口千人に對し、死亡者の最も少き年は十五人九、最も多きは六十四人九六なり。此最高死亡率を示せる明治十九年及び之に次ぐべき明治二十六年は、共に傳染病の大流行ありし年なるが、爾來死亡率は著しく減少せり。死亡者の病症別は大正三年以後の統計を缺くを以て、暫く明治十七年以來三十年間につきて之を見るに、中毒病に因る死亡者は、其最も少き年には僅に一名なりしこともあり、明治四十三年に二十二人となれるは、其最多數に達せる場合なるが、概して三十九年以後には稍増加の傾向ありといふべく、骨及び關節病に因る死亡者は、最も多か

りし、明治十九年にも百人に達せず、概して明治三十四年以後著しく増加したれど、四十三年及び大正元年のみは、其數三十人に達せざりき。皮膚及び筋肉病に因る死亡者は概して著しき増減を示すことなく、四五十人内外にあり。唯明治十九年の百五十六人を例外に多しとなす。外襲性病に因る死亡者は年を逐ひて増加し、明治十七年の十二人は、十年後に六十五人となり、二十年後に百六十人となり、大正二年には二百人となれり。泌尿生殖器病に因る死亡者も概して毎年増加し、十七年には七十六人、其十年後には百四十人、二十年後に百六十五人、大正二年には三百七十二人となれり、但し例外に増加の急なりしは明治四十三年にして、前年に比し六十人を増し、四百人の多きを算せり。血行器病による死亡者も次第に増し、十七年に百四十人、其十年後に二百人、二十年後に三百五十人、大正二年には四百三十一人となれり。發育營養不良病に因る死亡者は、三十五年に千餘人、三十六年に九百人を算せしことあるも、其他の年にありては三十八年に至る迄七百人を超ゆることなかりしが、同年以後毎年千人に餘り、大正二年には千四百餘人となれり。神経系五官病による死亡者は、十七年に最も少かりしも、尙ほ五百人を越え、三十七年及び四十二年には千七百人に達したり。此病に

よる死亡者は概して市況甚しく不振なるか、又は戦役等非常事件の突發せる場合に多きを例とす。呼吸器病による死亡者は、明治十七年に四百人ありしが、二十四年に九百人となり、二十五年に千七百人を超え、二十六年には減じて九百人となる等、之を要するに三十六年迄は増減上下一ならざりしが、三十七年以後逐年増加して、大正二年には二千七百人となれり。消化器病に因る死亡者は、明治十七年に三百五十人あり。爾後年と共に増加し、三十年に九百人となり、三十一年には千四百人となり、其後約十年間は著しき増加なく、四十二年に稍増して千五百人となりしも、其後又減少し、大正二年には一千二百人となれり。傳染性病による死亡者の最も不定なるは當然にして、明治十七年には二百人なりしに、十九年に二千三百人となりしが如き其例なり。最も多きは明治四十一年の三千人なるが、爾後の減少年々著しく、大正二年には七百人となれり。これ衛生觀念の發達と豫防方法の周備とによるものならむ。死因不詳の者は、二十三年の如き四十人に達せざるも、三十七年の如きは五百人を超えたり。三十九年には三百六十人ありしが、以後は漸次に減少の傾向を示し、大正二年には二百五十人となれり。

死亡月別
死亡年別

神戸にて一ヶ年間に死亡者の多きは八月にして、九月、十月、十一月、十二月及び一月之に次ぎ、四、五、六の三ヶ月は死亡者少く、就中四月最も少し。これ明治三十七年以後十五ヶ年間の統計の示す所なり。四十年十二月より翌四十一年二月迄痘瘡猖獗を極め、大正七年十一月には流行性感冒の大流行を見るや、死亡の夏期よりも冬期に於て却りて多かりしは例外なり。年齢別を以てせば、死亡の最も多きは一歳乃至五歳の兒童にして、毎年人口百中少くも十人以上あり、大正五年の如きは五十人を超え、十五ヶ年を平均すれば、人口百中此程度の兒童の死亡率四十を超え、就中零歳より一歳の死亡率は最も多く、之を我國諸大都市の統計に比するも更に多し。之に次ぐは二十一歳乃至二十五歳なるも、其死亡數は遙に前者に劣り、十六歳より二十歳の青年又之に次ぐ、最も死亡率の少きは十一歳乃至十五歳の少年にして、毎に人口百中其死亡率三に達せず。然れどもこれとて、他の諸大都市に於ける割合よりも多し。

引用書目

兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣法規大全。兵庫縣會史。兵庫縣ハスト誌。神戸市會成議

録。同議事録。神戸市事務報告。神戸開港三十年史。神戸市水道誌。神戸市水道擴張誌。神戸下水道設計書。下水道調査關係書類。兵庫縣統計書。神戸市統計書。六大都市比較統計。大正七年神戸市下水道圖。

第九章 土木

神戸の土木
費財源

明治維新の始、國政の多端なるに際し、土木事業の閑却せられしは、全國一般のことなれば、神戸が新開港場の故を以て、港灣、河川並びに道路の修築に忙かりしは、寧ろ例外といふべく、而して費途多端なる政府の支出と、限りある地方の収入とのみにては、到底幾多の大土工を完成する能はざりしかば、不足の補填は貿易商より徴收せる五厘金によれり。明治十二年七月兵庫縣は、將來國道及び縣道の修築費をば地方税により、其他の土木費をば暫く町村協議費によりて之を支辨し、唯從來國費を以て修築せるものゝみ依然舊慣に據ることゝ定めしも、市制實施に至る迄の事業中、稍見るに足るものは、盡く此五厘金によりて施行せるものなりき。十三年七月神戸港の土木費をば國費にて、兵庫港、湊川及び生田川の土木費をば地方税にて支辨し、町村費によるべき里道の修築には地方税よりの補助を與ふべきに定まりしかば、十四年八月兵庫縣區部會にて神戸區河港道路、橋梁堤防の起工をば舉げて之を縣廳所管となすに決し、其土木起工具申手續を

定め、同時に一等道路の工費は其八分を、湊川の修築は五分を、各地方税より補助することとし、区内の里道中補助すべきもの六十八線を指定せり。此里道の數は後に至り更に十線を追加し、其中内外國人雜居地域の里道三十三線は、特に貿易五厘金により改修を行ひしも、十九年以後地方税補助を以てすることとなせり。

市の土木費

明治三十年神戸市が縣費の一部を負担し、從來の地方税目は市税として徴收せらるゝこととなるや、地方税により補助を受くべき規定なりし市内里道の土木費は、縣費の補助を受くることとなり、市内國縣道の更正費は盡く縣費支辨となれり。然れども明治二十二年より大正七年まで三十年間の土木費とても、一ケ年の支出平均十萬圓に達せずして、急速なる市の發展に應ずべき土木施設は之を見ること難かりき。蓋し市の財政上止むを得ざる所なるべし。

市の土木事務

明治初年に於ける神戸の土木事務は悉く兵庫縣廳にて之を取扱ひ、事大小となく大藏省土木司大阪出張員の實地檢分を経て、本省の許可を請ふを例とし、區戸長等は僅に奥書副申を爲すに止まりしが如し。明治十二年神戸區置かるゝや、土木事業中區費支辨のものは區長之を取扱ひ、其下に區會議員を以て組織せ

る土木評議會ありて、諸案の審問に應じ、縣費支辨の土木は縣區部會又は區部會常置委員の決議によりて、之を實施することとなる。市制實施後は神戸市役所に土木掛を置き、後之を土木課と改め、二十九年十二月土木課の中に工事地理二係を置きて、土木事務を分掌せしめたり。此等市吏員の外に、明治二十二年七月市條例により、市會議員を以て組織せる土木常設委員會あり、市の道路、橋梁、港灣、溝渠等の新修改築、海岸埋立、市費に屬する土木工事の監督、土木材料の善惡、其價格の當否調査、工事の目論見書調査、治水、疏水、水利、土功に關する利害調査等を擔任せしが、此委員會は明治三十六年廢止となる。

西國街道の改修

兵庫開港以後の土木事業中、市の發展に與りて最も力ありしは、公私道路の新設及び改修なり。神戸の市街は之によりて開港後約十年間に其面目を一新せしが、就中特筆すべきは西國街道の改修なり。西國街道は維新當初神戸を通せる道路中、往來最も頻繁なりしも、其幅二間を出でざるのみならず、紆餘曲折多くして、行通の不便甚しく、且つ同街道が開港場たる神戸市内を貫通すること、外國人との事端を發生する惧なきにあらざりしかば、徳川幕府既に開港に先だちて西國往還附替の議を決し、大阪より菟原郡即ち今の武庫郡住吉村迄は舊街道に

よりしも、同村より西北に折れ、神戸兵庫の背後を迂回して播磨國明石大藏谷に出で、此に於て復た西國街道に合せしむることゝし、其土工成り、宿驛の改正も行はれしが、明治元年三月斯かる大迂回の要なきに至りしを以て、兵庫裁判所は更に路線を變更し、神戸町のみを迂回すべき新道を設け、兵庫相生町より宇治川岸を溯り、再度筋に出で、宇治野花隈城ヶ口北野の諸村を過ぎて生田川畔に達することゝし、其中七百餘間は從來の細徑を利用し、路幅を擴げしも、新道路の開設亦千間に及べり。然るに此新道は其幅廣きも四尺を超えず、西國街道としては、交通運輸の不便甚しかりしを以て、明治二年二月大改修を加へ、路幅を三間とせしに、明治五年外國人居留地の交通自由となり、此迂回すら全く不用に歸し、路面は幾もなく市民に拂下げられたり。

仲町都市街
の開設と福
原町の移轉

西國街道の附替工事につぎて行はれし仲町部、即ち今の湊東區中央新市街の開設は、明治四年に著手せらる。是れより先き、明治三年六月福原町及び其附近一万五千八百坪は停車場敷地と定まりしかば、其住民を神戸山手方面に移轉せしめむとせしに、住民等兵庫地方宇蓼原及び宇橋方面に移轉を命せられむことを請ひ、其後停車場豫定地に變更を見るに及び、新に敷地に當てられし川崎相生

福原三々町及び宇治野村の住民等、亦命のまゝに神戸地方に移轉するを欲せずして、福原町民が發に出願せる兵庫地方に移らむことを乞へり。然るに當時恰も湊川神社造營中に屬せしかば、縣當局者は此際寧ろ此等住民の願意を容れ、速に町割を行ふの利なるを思ひ、四年四月西北は當時の縣廳即ち今の地方裁判所裏通り、西南は湊川、東北は相生町、東南は宇治川を限り、九万八百坪の地域を劃して移轉地に當て、道路の設計及び家屋の建築に關する細則を定め、道路の開設をば二万三千三百兩にて小曾根喜一郎外四人に請負はしめ、福原町の暴風雨に遭ひ多大の損害を被れるを機とし、之に移轉料二万六千餘兩を給して、同年六月新指定地湊川堤防下に移り、新福原と稱せしむ。同地域内の土工は同年十月に竣工せしが、仲町部新市街の土工も六年十一月全く竣工せり。斯くして成れる新街路は縦線に上橋通、橋通、多間通、中町通、及び古湊通の五條、横線に楠社門前筋、東門筋、御前筋、西門筋、東中筋、大中筋、中筋、西中筋、及び福原大門筋の九條ありて、路幅は縦線六間、横線四間乃至六間なりき。此仲町部は神戸の新市街開設工事中最も早く竣工せしものにして、其位置神戸兵庫兩市街の間に介在せるより、從來野徑の相交はるのみなりし畑地は、湊川神社造營竣工と共に全く其面目を一新する

鐵道沿線道路の開設

を得、爾後此地域内人口の増殖著しく、稠密の度市内他部に傑出するに至れり。仲町部に次ぎて市街開設工事の早く著手せられしは鐵道沿線道路なり。鐵道は明治三年七月線路の測量に著手し、遺地として神戸町にて二町六反七畝脇濱以西生田村及び小野新田以東、即ち後の葺合區にて四町一反餘を買収し、四年六月地平均に著手し、同年十一月略、其功を竣るや、兵庫縣は鐵道寮の同意を得て、直ちに沿線街道の修築に著手せり。然れども三宮驛の位置屢、變更を見しが故に道路工事も容易に進まず、五年八月宇治川より三宮驛迄の鐵道線兩側幅四間道路延長合計千三百六十間、五年十一月に三宮驛と舊生田川との間の幅四間道路延長合計五百五十二間の竣工を見たり。工費は地代二千八百兩の外に、約九千二百兩を要せりといふ。

山手道路開設計畫

鐵道線路の土工は延きて山手道路の開設を促せり。蓋し神戸地方山手一帯は夙に内外國人雜居地と定まりながら、其道路は幅一間を超えざる野徑田畦に過ぎざりしを以て、外人等屢、此地域に道路を新設せむことを求めしも、直ちに容れらるゝに至らず。知事伊藤俊介は山手道路開鑿を計畫せしことありしも、費給せざりしよりして、僅に生田神社前より宇治川に至る幅三間の道路を開きし

のみ、然るに明治四年山手に通ずる道路の鐵道線路地平均工事の爲め遮斷せられしもの多かりしかば、此不便を除かむが爲め、先づ四千兩を投じて鐵道線以北山手に幅三間の道路十條、鐵道以南海岸迄の間に、札幌町より幅五間半の道路二百一十一間、西ノ町より幅五間半の道路百八十間、八幡町より幅五間半の道路六間、合計三條總計十三條を起工し、五年四月悉く之を竣工するを得たり。然れども此中鐵道線以北に開ける道路は、從來の細徑の稍、擴張せられしに過ぎざるのみならず、其延長も短くして、鐵道線と山麓との距離の半に及ばず、且つ東西に通じて此等の諸線を聯絡すべき道路未だ開設せられざりしかば、市街として山手方面の發展極めて遅々たりき。されば兵庫縣は沽券税法制定に際し、山手居住の内外國人をして、同方面の道路開設費を負担せしめんと立案せしことありしかど、これは實施を見ずして止めり。

第一次山手道路工事

明治五年兵庫縣は山手新道開設の必要を大藏省に稟申し、同年六月八日東西三條南北五條の大道路を起工せしが、當時大藏省の指令には神戸の將來の發展を豫想し、新道路の幅を七間乃至八間となすべしとありしかど、兵庫縣廳は山手一帯は將來とても、人家稠密の度下町に比すべからずとて、路幅を六間又は七間

として大藏省の許可を得、勾配急峻なる箇所をば、翌六年二月設計を變更し、迂回によりて其傾斜を緩ならしめ、且つ三月には東西道路一條を増すこととし、大藏省の許可を得て工事に著手し、同年九月全部竣工す、之に要せる潰地五町五反六畝にして、工費四万六千兩に達せり。斯くして成れる道路東西に通するもの四條あり、其道幅凡べて七間なれど、各條の延長詳かならず。南北道路は五條にして、其中縣立病院前より宇治野村新東西道路交叉點迄は幅六間延長二百七十三間あり、幅六間の土橋一を架し、三宮神社より以北山麓迄は幅七間延長五百七十間にて、幅七間の土橋一、六間の土橋二を架し、札場町通鐵道線以北山麓迄は幅六間延長四百二十間にして、幅六間の土橋六を架し、西町通鐵道線以北山麓迄は幅六間延長四百三十間にして、幅六間の土橋三を架し、八幡町鐵道線以北山麓迄は幅六間延長五百四十間として、幅八間及び六間の土橋各一を架せしが、尋いで三宮筋溜池の理立により、迂回道路は直線となり、宇治野村民の計畫に係かる村内幅二間の道路を七間に改修する工事も、之に次ぎ落成せしを以て、六年十一月新聞道路の爲めに佳名を撰び、山麓以南東西の道路をば山本通、上山手通、中山手通、下山手通と命名し、下山手通をば東より西へ七ヶ丁に、附餘の三通をば各六ヶ

丁に、外も下山手通七丁目に、西には宇治野表通、南には山本通、南北に通する新五大道路及び従來の三間幅なりし三條の道路をば東より西へ、在本、生田宮、三ノ宮、城ヶ口、前山、諏訪、再度及び宇治野西と命名したれば、山手一帯の地も、茲に其面目を一新したり。然れども此等道路にして尙ほ一段の改修を要するもの多きのみならず、東西に通じて此既成道路を連絡すべき新道の開設亦未だ完からざりしが、費給せずして、荏苒十年を経たり。

榮町通の開
設と宇治川
の架橋

山手新道の竣工に次ぎて成れるは榮町大道路なり。神戸の貿易に一段の進歩を見し明治五年には、居留地の柵門既に撤去せられて、神戸の交通自由となりしも、鐵道線以南にて東西に通する道路は、路幅三間を超えざる元町通と宇治川、鯉川間に、四年十一月竣工せる海岸通の道路あるのみなりしかば、將來の頻繁なる交通運輸の必要に備へんが爲めには、神戸より兵庫に通する大道路の必要ありしこと論を俟たず、因りて兵庫縣は此大道路線を海岸通と西國往還、即ち今の元町通との間に設定し、五年七月縣達を以て、頗る大業につき一時混雜可致候へども、永遠本地盛大の爲に候條、篤と相辨へ、一同勉勵すべしと諭し、九月實測に著手し、道路の延長五百六十三間、幅を溝共十間と豫定し、七年榮町通、幅は溝共八間と

あり、史料缺けて此道幅第一區長生島四郎左衛門に新大道取開總括を命じ、神戸の區縮小の理由を詳にせず。長戸長中より七名を擧げて取開掛とし、縣官町會所掛關戸由義をして新大道取開掛を兼ねしめ、十月新道全線東西五百六十三間、南北三十八間、一万六千九百餘坪の地所を買收し、同時に家作一万二千坪には移轉料每一坪七兩を交附し、借家人三百五十人には一人移轉手當二十兩を給し、十二月十五日を限り、建物の取拂を命じ、以上の外、一間につき六兩二分の新道石垣築造費をも合算して、經費總額十七万七千兩と見積り、神戸爲替會社と契約して必要に應じ支出せしむることとし、神戸町大塚良助をして工事を請負はしめ、六年四月著手、十一月竣工し、佳名を撰びて榮町通と名づけ、東より西へ六ヶ丁に分てり。初め此道路の設計成るや、官民中には幅十間を以て廣きに失せりとすありしが、道路掛關戸由義風に米國に遊びて視察する所ありしを以て、斷然之を排し、遂によく坦々たる大道を竣功し、百年の大計を成すを得たりといふ。此新道路なる榮町一丁目より海岸迄の鯉川筋西側道路は、明治八年二月竣成せり。榮町道路の竣工に先だち、其北なる西國街道には、長二間幅三間の石橋を、舊福原町道路には、長一間四尺幅五間の石橋を、いづれも五厘金にて架設し、宇治川口には、三井私費を以て又一橋を

神戸驛周辺の
の道路工事

架せしは、宇治川兩岸の交通に大に利便を與せり。宇治川兩岸の道路は、前には卑濕且つ狹隘なりき。然るに此道路は、榮町の竣成によりて、海岸なる鐵道寮との交通運輸上、必要の度を増せしかば、之を擴張することとなり、七年一月幅八間延長百二十間を竣工せり。

榮町通の竣工につき、神戸驛周辺の道路も、明治八年一月を以て竣功せり。始め明治五年兵庫停車場即ち今の神戸驛の地域を擴げ、域内民家を移轉せしむるや、相生町及び川崎町の中、爲めに廢道となる部分ありて、不便少からざりしかば、第一區長は兵庫縣廳の許可を得、同年五月幅六間延長三百七十間の新道を竣工せり。此一線のみにては、相生町附近交通運輸の不便到底緩和し得ざりしも、當時相生橋に架すべき地點尙ほ未だ決定せず、同年十月架橋の位置定まり起工せられしも、停車場の區域未定の故を以て、新道工事の著手更に延期となりしが、十一月に至り、縣は第一區長に命じて、相生町に於て八反二畝餘の民有地を潰地となし、豫め道路四條を設計せしめ、驛區域の定まるを待ちて直ちに工を起すこととし、七年三月驛區域略定まるや、先づ驛以西及び驛以南に小道路各一條を通じ、同年五月驛區域全く決定するや、縣は其決定遅延の爲め、地價騰貴し、道路新設

を阻み、發展を害するに過ぎざりしかば、遂に此堤防の削平を行はむとするに至れるなり。兵庫地方の耕地整理は、七年一月兵庫縣之を大藏省に稟申し、許可を得るや、湊町副戸長以下關係町村代表者は、町割に要する費用并びに道路遺地をば地主より寄附すべきを以て、道路の開設費をば縣に於て負擔せむことを出願せしに、縣其乞を容れ、實測六万三千餘坪を新市街地域と定め、此中一万二百餘坪を道路溝渠敷地とし、地主の請書を徴し、八月工を起し、十一月竣工を見たり、而して外輪堤の處分も八年一月決定し、十一月削平工事成る、此等工事に要せる經費總計一万千五百圓なりしといふ。之によりて成れる道路東西六條、南北四條にして、六間幅延長三百四十七間、五間幅三百九十六間、四間半幅七百三三間、四間幅七百三十九間に達せしが、此新市街は湊町、永澤町、三川口町及び西柳原町等に分割編入し、外輪堤削平によりて生せる約二千坪の地も、皆傍近の町々に編入せられ、此區域これよりして整然たる街衢となり、所謂兵庫新町場と稱し、急激の發展をなせり。

有馬道の改修

神戸兵庫と六甲山脈背後山田村との交通は、從來唯一條の有馬道に由りしが、此道路は神戸市中にてすら路幅一間半を超えず、天王谷に至れば僅に一間にし

て、其以北は益々險峻となり、且つ溪水往々暴漲し、行旅困難を極めたり。然るに神戸港の繁盛に、赴くに從ひ、遠く三丹地方より兵庫縣有馬道を経て、此道路に因り以て神戸に往返する者漸く多く、改修の必要頓に加はりしかば、此道路に沿へる神戸、兵庫兩港の町々、奥平野、坂本、荒田并びに山田、三田の諸村等相圖り、六年十一月聯合して三田、兵庫間道路延長を六里三十一町と豫定し、此中三里十五町の新道を開き、殘餘は舊道を改修することとし、其路幅を神戸市内四間、市外二間と設計し、内務省の許可を得たり。然るに發起の町村經費の出所に苦みしかば、兵庫三田間の運輸業を營むべき會社を設立し、其利益金を以て工費を補ふこととし、七年九月土工に著手し、十一月に至りて竣工せり。之によりて成れるもの、即ち後の二等丹波街道にして、其中市内に屬するもの、奥平野村所屬二百七十四間、荒田、坂本兩村所屬四百六十間、天王谷道二千八百三十二間にして、市内の工費合計四千九百圓を要せりと云ふ。此有馬道の竣工につぎて、花隈町より奥平野村に達し、有馬道と連絡する幅三間延長千二百十二間の道路も、八年八月に至りて竣工せり。以上明治維新後十年間の工事により、神戸、兵庫主要道路の新設改修略成りて、市街の面目大に改まり、交通運輸の便亦加はりしかば、それよりして

第二次山手
新道開設工
事

後明治二十年頃までは、専ら力を既成道路の改修に盡すこととなれり。

明治二十年以後の工事中特記すべきものに、第二次山手新道の開設あり。初め明治十四年神戸區長及び神戸港地方町々の總代等、願書を縣令森岡昌純に提出し、歐米都市市區改正の例を擧げて、曩に開設せる神戸の山手方面道路の不備を論じ、改修の必要を説き、工費は區にて負擔すべきも、改修に要する潰地一万一千四百坪をば、國費を以て買収あらむことを乞ひしかど、直ちに其目的を達する能はざりしに、爾來市内の地價急速に騰貴し、其道路工事に及ぼすべき困難年を逐ひて加はらむとせしかば、明治十九年七月北長狹通外五十ヶ町の協議を以て、山手道路の改修を出願し、同時に道路豫定線上の家屋新築を禁止せむことを乞へり、因つて兵庫縣廳は此等五十一ヶ町聯合協議會を開かしめしも、當時の地價之を明治十四年頃に比して約二倍となり、必要なる土地買収に困難を來せしを以て、荏苒二年に互りて何等の決議を見ず。然るに其後國庫よりして二万二千七百餘圓の補助を得ることとなりしかば、總經費の殘額四万三千八百餘圓をば、改修により直接に利益すべき新道沿線地主の寄附によることとし、明治二十一年六月工事著手を決議す。新道路に要せる潰地は、東西の道路に約七千坪、南北

の道路に三千三百坪、移轉せしむべき家屋四十七戸、其移轉料豫算千三百六十四圓にして、工事は二十二年五月竣成し、六月八日盛大なる開通式を擧げたり。斯くして成れる道路は、東西に通するもの三條、即ち上山手通に於て延長約八百間、路幅溝渠共五間、山本通に於て延長三百八十間、路幅四間半、大坂通に於て延長六百五十四間、道幅二間半、南北に通するものは五條にして、其路幅はいづれも溝渠共四間となし、延長は新田筋百六十間、西内筋百七十六間、女學校筋百八十五間、天神筋二百七十間、生田筋二百四十五間なり。斯くして改修道路は縦横合して延長三千間を算し、山手一帯の道路爰に於て大に整へり。

元町通及び
其他國道の
改修

此山手第二次の改修工事と前後して、國道の大改修あり。曩に明治六年七月生田脇濱諸村民等、新生田川より斜に脇濱に達する細徑を改修し、三間幅延長五百間の道路を竣工して新に之を國道とせしが、明治十八年二月兵庫縣は之を廢し、此の道路の北方なる舊西國街道を改修して國道となし、更に之に接續せしめむが爲め、明治二十三年縣費一万圓を投じて、幅四間の新道を新生田川小野柄橋東詰より開設し、同時に小野柄橋を改め架せり。而して當時國道たる元町通は夙に神戸市般賑の中心なれど、路幅僅に二間に過ぎずして、之を相生橋以西なる

六間幅の國道に連絡せしめむが爲めには、大に改修を加ふるの要ありしも、經費の不足に妨げられて久しく著手を見ざりしが、明治二十年三月に至り兵庫縣は路幅を五間に取擴ぐべければ、自今家屋も新築又は改造せむとする者は、前以て検査を受くべしと元町六ヶ丁に達示し、漸次に宅地の買上げを行ひ、二十三年に至り元町通六丁目より起工して、同年百十七間を竣工し、二十五年には同町四五丁目二百二十間を、二十六年三丁目にて百十六間、二十七年元町一二丁目にて百八十間を竣工し、改修道路の延長六百三十三間に達し、之に投せる工費七万六千五百圓なりき。元町通國道に接續すべき相生町國道百十七間は、一万二千七百餘圓にて二十四年に成り、西柳原町の國道三百六十間は、工費三万三千三百餘圓にて二十八年に竣工せり。

以上國道工事と前後して行はれし工事中に、舊荒田村道路の改修あり。荒田村は仲町部に接續し、市部編入以前よりして人口の増殖既に著しかりしも、其道路悉く紆餘狹隘畦畔のまゝなるもの少からずして、道路の新聞又は改修により、速に街衢を整頓するの必要ありき。されば明治二十二年同村の市部に併合せらるゝや、舊同村地主よりして工事施行を市に申請し、同時に經費として五千圓

二十二年乃
至三十年の
道路工事

を寄附し、市は幅三間の道路四線、延長合計六百五十間を開設して、有馬道との連絡をも圖れり。宇治川尻の新道は、桑田村の工事に踵ぎて成れるものにて、是より先き神戸驛構内の擴張により、兵庫、神戸兩部の海岸に沿ひし從來唯一の交通路遮斷となり、不便甚しかりければ、二十三年神戸市は宇治川尻より神戸驛構内を過ぎ、東川崎町に出で、更に有馬道筋に達する幅三間、延長百六十間の道路を設け、以て海岸に於ける神戸、兵庫兩部の交通路を復舊せり。是につぎて改修せられし兵庫北濱道路は、明治二十五年外國船碇繋場擴張せられ、兵庫港にも外國船の來泊を見るに至りしに基因するものにて、市會は將來の交通頻繁を豫想し、道路擴張の建議を可決したれば、市は同年約五萬圓を投じて、北濱一圓、即ち湊川中土橋より西出町、川崎町、鍛冶屋町、島上町等を経て築島橋に達する幅三間未滿の道路の改修に著手し、二十九年延長四百三十四間、幅六間半の道路を竣工し、築島橋をも改架せり。此北濱道路擴張工事につぎて同年兵庫南仲町より同西柳原に達する幅三間、延長三百間の道路も、幅五間半に擴張せらる。三十年には四万四千圓の工費にて神戸部山本通五丁目より下山手通、花隈町を經、北長狹通六丁目に達する延長三百七十間、幅三間の道路は、幅六間に擴張せられ、神戸山手の行

通一層の利便を加へたり。又夢野及び春日野兩市營墓地附近の道路は悉く幅二間以下なりしを以て、夢野墓地への道路は、湊川堤より四百八十間を幅三間四尺、兵庫中道筋より會下山表字大井手川まで二百五十間を幅五間、會下山字大井手川より同山裏夢野墓地迄延長百六十六間を幅三間半とし、春日野墓地への道路は、葺合村國道筋字春日野より熊内橋筋迄延長五百六十六間、熊内橋筋より葺合避病院下迄延長三百八十間、熊内橋筋より春日野墓地迄延長四百間を幅各四間とし、擴張工事費に約四万圓を投じて、明治三十年竣成せり。同年榮町通及び海岸通一二丁目共に焼失せしかば、市は其跡に市費一万二千圓を投じ、幅一間乃至三間の小路六線延長合計二百八十間を新設し、三十年市費五千圓を投じ、中山手通より宇治野山の一部を切開き、沿道地主より遺地五百餘坪と金二千圓との寄附を納れて、奥平野村縣道に達する幅四間延長約二百間の新道工事を起こし、同年内に竣工し、葺合村布引谷に沿ひ、山田村に達する山道延長約七百間を幅二間とする擴張工事も同年竣工せり。

明治二十二年頃よりして市は新設改修を要する樞要道路を豫定せむとし、其調査に従ふこと數年なりしが、三十年に至り五十九線、延長約一万圓を定め、同年

三十二三兩
年竣成道路

中に從來幅三間未滿の元町四丁目及海濱通四丁目間延長百五十一間、下山手通八丁目より安養寺前を經有馬道に達する延長四百二十間、湊川中土橋より比江町を經て湊町迄延長百二十五間、並びに兵庫切戸町より新川迄延長百三十五間の四線をいづれも幅六間に同じく幅三間未滿の加納町より二宮町縣立中學校前迄延長二百七十三間を幅五間とする擴張工事を起こし、三十二年悉く之を竣工せり。三十三年には從來幅三尺の東尻池村道路延長百五十間を二間に、幅一間の荒田町三丁目の道路を三間に擴張し、尙ほ同年中、下山手通八丁目舊神戸病院跡に幅六間延長九十間と、幅四間延長百四十間との二條の新道を開設し、三菱合資会社の寄附金を容れて、御崎村及び今和田新田に幅五間延長三百五十間の新道を開設し、神戸高等商業學校の葺合上筒井に新設せらるゝに及び、熊内橋筋春日野道より市郡境界迄延長四百四十間、幅四間、同校正門より舊國道迄延長三百四十間、幅四間の新道を開設し、石井長田、東尻池三村に於て幅一間の道路延長合計九百間を三間とする擴張工事も、亦三十三年に竣工せり、而して斯く著々進捗せる道路工事の工費は、主として三十一年十月借入れの十萬圓を以て之に充てたり。

三十四年以後の道路工事

明治三十四年以後四十年迄は市營新設道路の記するに足るもの多からず、就中稍顯著なるは相生町一丁目塚本通二丁目加納町六丁目大開通山本通東川崎町一丁目濱邊通二丁目等に於て延長合計約三千間の修繕及び會下山山道三百間の改修等なり。四十一年三菱合資會社の寄附を容れ、外慕新道より南へ和田崎町を経て海岸に達する二間幅の道路延長二百十間を六間幅に擴げ、四十二年三井銀行の寄附を容れ、加納町布引町等に於て新に幅一間五尺乃至三間半の道路延長千五百間を開設し、四十四年楠町七丁目より奥平野村に至る大倉山麓の道路幅二間延長百四十六間を新設し、大正二年和田山通と御崎村間に幅三間二尺の道路延長三百三十六間を新設し、大正三年より同七年迄に東尻池村に於て幅二間又は三間の道路三線延長合計三百三十間を新設せり。此等市營工事の外に神戸電氣鐵道株式會社の軌道敷設に當り、市は報償金免除の代はりに、同社に命じて有馬道をば十二間乃至十五間に、神戸驛前を十五間に、其他の軌道を敷設すべき道路をば八間幅に改修せしめたり。

私營の道路同設事業

市の交通運輸が以上述べし道路工事の市營により、年を逐ひ利便を増せしこととは勿論なるが、此等工事以外に、私營の道路、就中地主の協同によりて成れる數

万間の新道路、數百ヶ町の新市街の開設が、市の發展を促進するに與りて大に力ありしこと亦著しとす。蓋し神戸市には大正三年以前市區の改正に關する機關の設定なく、市が漸く發展の緒に就ける明治十四五年の頃までは、市の中心を除けば、道路多くは狹隘にして、家屋は亂雜に並び、街衢の美觀、交通の利便未だ全く顧られず。縣市の當局者は將來を慮り、改正を計畫せざるにあらざりしも、困難なる當時の財政は其實施を妨げ、荏苒數年を経たり。然るに明治二十一年山陽鐵道株式會社が兵庫西柳原町を起點として鐵道敷設に著手し、翌二十二年に神戸兵庫間をも竣工して官線との聯絡成りしかば、新家屋は先づ該鐵道沿線及び之に並行して北部に通ずる國道沿線に建築せられ、それよりして更に國道以北に及ばんとせり。是に於て兵庫地方の地主岡田徳兵衛等九名は、速に街衢の整理を行はずんば、將來行通の困難甚しく、延きて土地の發達を阻礙するあらむことを懼れ、明治二十一年地主を糾合し、工費及び潰地をば地主の負擔として、兵庫地方全部の耕地を整理し、新道を開かんとし、同年其實測著手を出願し、二十二年工事を起こし、爾後約十ヶ年を費して、湊川以西、林田區境界以東、會下山以南、鐵道線以北、即ち兵庫港地方全部に互る廣濶なる地域の、新道開設事業を完成せり。

これによりて成れるもの、大開、水木塚、本羽坂、中道、上澤、下澤、松本、濱崎、入江、小河、須佐野、松原、蘆原、住吉、今出、大井等十七通百十六ヶ町にして、其中七間幅の道路七百間、五間幅五百間、四間幅四千五百間あり、更にこれに加ふるに三間幅以下の道路を以てせば、總計四十七線、延長一万二千間に達す。湊西區が三十年頃よりして人口の急激に増殖を見しは、主として兵庫港地方に此四通八達の大市街の開設ありしに因るならむ。葺合區の土工も同じく地主の共同經營によれるものにて、三十年以降約十年間に幅二間及び三間の道路合計八十線、延長一万五千五百間を竣工せり。今の葺合區市街の大部分は即ちこれなり。三十五年以後四十二年に至る間には、林田區の中、東尻池村の新道開設工事によりて、一間幅より三間幅の道路五十線、延長九千間と、同區和田岬方面にて幅一間乃至五間半の道路二十三線、延長三千五百間との工事成り、此等の道路新設によりて、正慶、明治、明和、御所、和田山、梅ヶ香、東尻池、眞野、三石、上庄、中庄、和田宮、笠松、小松、濱山、濱添、荊藻、尻池、御藏、菅原の二十通約百ヶ町の市街開設を見、兵庫の西南は爲めに全く面目を新にし、林田區人口の急激なる増加の因をなせり。舊湊川敷は湊川改修株式會社の經營により、一間乃至六間幅の新道三千二百間の工事竣成して新開地となり、

市内第一の熱鬧の巷たるべき基礎をなす、新湊川以南にても、長田村の一部に幅一間乃至六間の新道三十二線、延長三千六百間の工事竣成して、番町一帯三十九ヶ丁の市街開設せられ、此以外に番町市街に接続せる須佐、入江、小河の三通に於て、幅一間半乃至二間半の道路七線約八百間の開設もあり。之を要するに明治三十年より四十二年迄に行はれし道路開設事業は、主として神戸市西部の開發に資せるものにて、而かも皆地主の努力によるものなるが、市の北部にては耕地整理組合が市の補助を得て、大正三年八月より石井村面積三十六町歩の區域内に、幅三尺より三間半迄の道路七十六線、延長六千五百間の新道開設に著手し、同年同月神戸市西部耕地整理組合も亦長田池田、尻池、駒ヶ林、野田の諸村面積約百五十餘町歩を區域として、道路の開設に著手し、後に一部の設計を改めて、八間幅一線九百餘間、六間幅三線千三百間、三間乃至五間幅四十八線一万三千五百間、一間乃至二間半幅の道路合計三十六線約二千四百間を開設することとし、尙ほ大正四年七月長田村の大部に於ても耕地整理に著手せり。此等北部、西部及び長田村の三耕地整理事業完成の曉には、市内全部の耕地整理は大體に於て完了を告ぐることとなるべし。

市の道路幅
と延長

斯く公私の經營によりて次第に改良せられし神戸の道路は明治二十六年に延長九万間を算し、三十四年には十三万間に、四十一年には十六万間となり、大正七年には十八万二千間に達し、其中國道四千九百間、縣道二千四百間、里道十七万五千間あり。然るに其中幅八間以上十五間の道路は約五千間に過ぎずして、三間幅未満の道路は大正七年に於てすら尙ほ十万余間あり。されば道路整否の點に於て、神戸は本邦六大都市中最下位に在るものなり。歐洲大戰勃發以後、都市道路改正擴張問題は有識者の高唱する所となり、自動車が交通上の主要機關となるに及びて、都市の道路は愈々莫大なる重量と高速力とに堪ふべき路幅と舗裝とを必要とするに至りたれど、工費を支出すべき財源に乏しきより、容易に著手せらるゝに至らず。

舗裝道路

神戸の舗裝道路は明治初年外國人居留地入道を石張りとし、後に煉瓦の舗裝四千間を竣工せる外に、明治四十四年始めて市營にて北野町天神道坂路五十六間に煉瓦雜石舗裝を行へるあり、ついで同年内に著手せる濱邊通二丁目乃至四丁目外十線合計三千四百四十間のター・マカダム式碎石舗裝は、大正三年に至りて竣工せり。尙ほ四十四年より大正三年迄には、北長狭通六丁目、元町通一丁目、東

川崎町一丁目、榮町通四丁目等に合計四百十間のター・マカダム式碎石舗裝を竣工し、大正三年迄には、榮町通一丁目より三丁目、五丁目、六丁目、相生町一丁目、北長狭通六丁目等合計約一千間にアスファルト舗裝を施工し、大正五年には、東川崎町一丁目、宇治川沿道に四十間の鐵筋コンクリート舗裝を、駒ヶ林村海岸道路に百八十八間の雜石舗裝を行へり。斯くて大正七年末神戸の舗裝道路は其延長五千間にして、元居留地入道を加ふれば約九千間に達す。然れども神戸に在りても他の大都市と等しく、道路舗裝の材料は未だ試験時代に屬するを以て、其施工も各種の材料を部分的に試用せるに過ぎず。

廢止せる公
園

神戸市公園の沿革は頗る複雑なり。明治六年政府全國都市に令して公園を設けしむるや、神戸にては諏訪生田、和田三社境内を以て公園と定められたれど、其設備十分ならず、和田神社境内は幾もなくして公園の名稱を失ひ、生田社境内五千餘坪、諏訪社境内三千坪は、明治三十四年迄尙ほ公園の名稱を存せしも、其實なく、爾後幾もなくして此二公園亦廢せられたり。是れより先き明治十四年神戸區は當時兵庫縣の管理せる淡川堤塘が市民散策の地となり、茶店を開く者漸く多きを加ふるを見て、縣に請ひ同堤塘の一部を遊園地と定め、此遊園地使用料を規

定せしめ、直ちに遊園の設備を施すに至らず、明治二十三年神戸市が兵庫縣より同堤塘の管理を引継ぐや翌二十四年同堤塘の一部千餘坪を遊園地とし、市條例を以て其使用料を規定し、二十八年市民の寄附を容れて櫻樹一千本を栽ゑしが、これは幾もなく枯死し、または盜奪に遭へり。三十年に至り市は新に天王川堤塘の一部二千餘坪をも遊園地と定めしかど、何等設備の見るべきなきこと、湊川遊園地と同じく、湊川遊園地は三十七年、天王川遊園地は大正二年に廢止となれり。

市營の公園

現存する市内の公園にして其由來最も古く且つ存續の久しきもの、先づ指を加納町遊園即ち舊居留地東遊園地に屈せざるべからず。兵庫縣が開港の當初公園として米國人に貸與せる面積は九千四百九十一坪にして、同公園は明治八年八月諸外國公使との約定により、新に内外人遊園と稱することとなり、其開設費及び維持費等一切は居留外國人の負擔と定まり、明治十六年更に地域千七百十八坪を増加せしが、明治三十二年改正條約實施後、海岸遊園・前町公園と共に神戸市の管理に屬し、大正七年に於ける總面積一万二千八百八十五坪あり。同遊園にては明治三年頃既に外人のクラケット、競技、競馬等を舉行するあり、外國人俱

樂部も既に建設せられ、ローン・テニスコートの設備もあり、神戸唯一の運動競技場たりき。海岸遊園は明治三年日本政府が居留外人の爲めに設けし所にて、其面積一千八百餘坪なれども、道路敷を圍込み、此に松樹少許を栽ゑしに止まり、遊園の體を具備せず。前町公園は今の三宮郵便局の敷地に在り、もと神戸村の墓地なりしを、外人の請により明治五年地料を徴して千坪を公園と爲せしが、三十六年に至りて之を廢止せり。大倉山公園は明治四十三年八月市が公園と爲すの條件を以て、大倉喜八郎より山林一町四反二畝、畑一反五畝二十八歩、宅地二千餘坪及び建物十一棟、建坪百八十七坪の寄附を受け、且つ同時に湊東區の楠町外九ヶ町より其共有財産たる墳墓地二町九反四畝十八歩の寄附を受けしに濫觴し、十月二十七日大倉山公園の經營市會の可決する所となるや、直ちに工事に著手し、翌四十四年九月には更に隣接の墳墓地二反八畝十二歩を一万二千八百圓にて安養寺より買入れ、公園を擴張して一万九千四百坪となし、同山頂上に公尊伊藤博文の銅像を建設せむとの大倉喜八郎の希望を容れて工費を補給し、山麓の道路を新設し、十月竣功と共に開園せり。大正六年市は更に一万圓を投じて、同山中腹に長六十九間、幅五十四間の展望臺を築造し、兼ねて運動場に充て、尙

ほ路面改修芝植付、柵建設並びに電燈設備をなし、大に其面目を革む。湊川公園も亦大倉山公園と同年の開設に係かるものにて、これより先き湊川遊園の廢止せらるゝや、湊川埋立地を以て公園となさむとするの議屢、市會の議に上りしかど、財政上直ちに實施の運びに至らざりしが、四十四年十一月市は三十万圓を以て荒田、福原、上澤、下澤諸町に所屬せる舊湊川切均地三町五畝六歩を湊川改修株式會社より買收し、直ちに土工を施して同月開園し、大正元年には石垣二百三十間の工事を行ひ、大正五年公園表門を建設し、柵を作り、芝生を植付け、六年勸業館前に築山泉水を造り、公園東側に遊動圓木等運動具の設備をなせり。同公園の現在の面積は一万九百餘坪なり。

區費の遊園

以上現存二公園二遊園は、いづれも市の經營に係かるものなるが、此外市内には尙ほ區費經營の公園二あり。就中諏訪山遊園を以て由來最も古しとなす。諏訪山はもと神戸附近諸村の入會草山なりしが、明治四年頃兵庫縣の公金を取扱へる小野組は、同山の將來有望なるを思ひ、一坪一分二朱の割合を以て、入會村村より同山を買入れしことあり。然るに同組破産の際政府の沒收する所となり、同山麓なる諏訪神社境内は、明治六年神戸三公園の一に指定せられしこと上

に述べた如きなり。然るに明治十四年頃同山拂下の運動をなす者ありしかば、時の神戸區長村野由人之を私有に歸せしむるの不可を思ひ、區會に諮り、同山を區に拂下げて、區有遊園地たらしめむとせしに、區會議員中、拂下を不必要とする者多くして、一度は否決となりしも、村野區長熱心勸説に力めしかば、區會も遂に前議を翻し、拂下げを大藏省に稟請することとなり、十九年許可を得、五厘金七千九百圓を縣より借りて代償に充て、同山一万四千餘坪は茲に區有となれり。然れども爾後十餘年間依然として何等遊園の設備なかりしに、明治三十六年第五回内國勸業博覽會の大阪に開かるゝや、同會神戸協賛會は同山の遊園設備費として一千圓を神戸區會に寄附せるを以て、區會は之を機とし、更に區費五千七百圓を投じて切均工事に著手し、金星臺に五百五十餘坪の展望臺を開き、山頂三ヶ所に合計四百餘坪の平地を造り、幅三尺と六尺の山道延長合計千餘間を新設し、尙ほ別に八千圓を投じて休息所其他の設備を施こし、同年六月開園せり。爾後神戸區は區費又は區民の寄附を以て、或は喫茶所休憩所等を設け、或は櫻苗、藤、植等を栽ゑて、遊園の美觀と便利とを加へたり。湊西區の經營する會下山遊園は面積一万三千五百坪あり、四十二年一月の開園に係かり、年々千四五百圓を投じ

私營の布引
遊園

て道路の改修、花卉の補植を爲し、市西部の公園として市民の利用する所たり。市費區費によりて維持せらるゝ公園の外に、私人の經營するもの布引遊園ありき。始め明治四年獨逸前領事布引瀧附近の景趣を愛し、私に臺榭を設けむとして縣に請へるや、神戸港名主及び神戸貿易商社員等相謀りて布引山を開き、其東方の砂子山に皇太神宮並びに神武陵遙拜所を設け以て獨逸副領事の希望を絶たむとせり。然るに此時恰も諸國浮浪の新開港場なる神戸に移り來る者多くして、風俗敦厚を缺くのみならず、基督教の漸く神戸に昌ならむとする頃なりしかば、縣當局は名主等の請を容れ、横濱港の例に倣ひて太神宮を遷座し、神威を熾にして國風を發揚するの可なるを思ひ、太政官に上申し、九月神祇官の許可を得、先づ山麓より布引雄瀧までを四十八區に分ちて競賣に附し、其所得を以て社壇造營費及び遊園開設費に充當せしむることとし、經營をば一切之を商社に委ねたり。此に於て商社員は新に花園社を組織し、資金として合計九百兩を醸出し、別に五厘金をも借入れて之が經費に充つることとし、糶貸規則を定め、布引地域内にて許可すべき營業の種類を定め、次ぎて三千餘坪の競賣を行ひ、敷金約一万二千兩を得たり。因りて翌五年金六千圓を投じて橋梁、木戸及び門を建設し、

山道を改修し、雄瀧附近の巖を切開き、雄瀧降り口に石段を築き、山中に休息所を設け、且つ花卉を栽植し、同年八月更に五千六百餘圓を以て布引山十五町八反七畝餘を拂下げむことを出願せしに、縣廳は花園社が同山の施設に巨額の資金を費せるを思ひ、無代償下附あらむことを大藏省に副申せしを以て、六年二月に至り同山は縣の副申の如く花園社に無償下附せらる。然れども此遊園の經營豫期の如くならず、花園社は資金の償却に困しみ、同山樹木を伐採して償却に充てむとして其許可を得ず、山林をば社員の名義となして少許の資金を得しも、遂に維持に窮し、幾もなく解散し、布引山の所有權は其後轉々して明治十七年に至り川崎正藏の買得する所となる。明治二十八年三月市營にて布引瀧道路を修築し、大に遊覽者の便を増せしも、明治三十年布引谷を以て市水道貯水池となし、且つ鼓ヶ瀧及び雌瀧に小堰堤を築きて取水場とするに及び、瀧の水量著しく減じて、頗る美觀を殺ぐに至れり。

神戸の下水工事は明治の初年道路の新設と共に著手せられ、溝渠の掃除に關しては頻繁なる縣達によりて、其取締りを嚴重にせるのみならず、其構造にも改良を加へしかど、多くは一時應急の施設たるに過ぎざりしが、明治二十九年神戸

下水工事

市は兵庫縣訓令を奉じ、爾後溝渠改修の場合に必ず溝縁石垣をも修繕若しくは新設し、溝底に煉瓦張工事を施すこととし、明治三十年工費一万四千圓を以て溝渠七千間の改修と、暗渠三百間の新設とを成就し、爾後毎年約一万間づきの改修を行ひしかば、三十五年末には市の溝渠延長二十五万間に達したり。されど其大部分は軒下溝渠にじて、其等小溝渠の汚水雨水を集むべき大下水に至りては、其延長二千間に満たず、されば市が年々區費を投じ、溝渠の新設及び掃除を行ひ、市制實施以後明治三十三年迄は、其費せる所總計十二万圓に達せしに拘はらず、下水の排除完全ならずして、降雨ある毎に床下に浸水すること屢なりき。是を以て市は三十三年八月完全なる下水道を敷設せむとして、其調査に著手し、三十五年市内を九區に分ち、下水幹線及び枝線の總延長を七万二千間とし、延長六万二千間の土管を埋設し、延長十六万七千間の軒下下水を新設する計畫を定めしも、其經費見積額二百萬圓は、當時市の財政事情の能く辨する所にあらず、三十九年八月下水道法に基づきて、新に雨水のみの排除を目的とする溝渠改修を計畫し、從來の大下水の中に就き幹線六を選び、工費二十三萬四千餘圓を以て四十年二月工事に著手し、四十四年三月竣工せり。これによりて成れる琴緒線幅二

尺八寸乃至一間一尺、延長六百六十二間、外川線幅四尺五寸、延長四百八十八間、奥平野線幅二尺五寸、延長百八十間、御原線幅五尺五寸乃至一間一尺、延長七百三十五間等は、新にコンクリートの暗渠となり、宇治川線幅二尺五寸乃至八間二尺、延長四百七十間、蟹川線幅二尺五寸乃至一間二尺、延長千六百間をば、下流の一部のみ開渠となし、爾餘の大部は從來の暗渠のまゝにて改築し、尙ほ外川線を延長すること八百間に及びたれば、新設改修合計四千九百三十五間となり、之に在來の脇濱、筒井、狐川、裏川、鯉川、花隈、新蟹川、新外川、逆瀬川等の大下水溝を加ふれば、市内の大下水は延長一万間に達するに至れり。爾後下水道法に據る大下水溝の改築なかりしが、大正七年末に及び、大正八、九兩年度の繼續事業として、下水道調査に著手すべきことと定まれり。

生田川の附替

河川の附替改修工事中、最も古きを生田川の附替とす。生田川は其源を山田村に發し、布引瀧となりて落下する後、芋川と合し、其合流點より千四百五十間にして小野濱に注ぎしが、水源の荒廢せるが爲め、豪雨ある毎に川水暴漲し、堤防の決潰すること屢なりき。されば明治元年居留地設計の際、外人等既に居留地の水害を除かむとして、生田川堤防改修の必要を唱へしかど、其設計案によれば、工

費に十數万兩を投ずるも、尙ほ完全を期する能はずとのことなりしを以て、明治三年外務大輔寺島陶藏は民部大藏兩省官吏と共に實地を檢分し、堤防の修築よりも寧ろ河身附替を利ありと認め、四年二月生田川落口を東に移し、布引瀧下なる熊内村字馬淵より脇濱地先小野海岸に注がしむることに決定し、三月工を起し、六月竣工せり。新川の爲めの潰地は田畑合計六反七畝にして、河身一千間、川床幅十間、深二間五尺、堤防敷六間、高一間一尺、馬踏二間半、東西堤防延長各八百八十間、附替經費三万六百七十二兩を要せりと云ふ。而して舊生田川敷及び堤防敷合計五万九千坪中、神戸町に屬するもの四千餘坪、生田宮村二千五百坪、北野村一万七千餘坪、熊内村九千五百餘坪、生田村三千七百坪、中尾村千六百五十坪、筒井村四千四百餘坪、中村及び脇濱村各三千餘坪にして、外に官地一万坪ありしが、此總面積中、中道以北の四万一千七百餘坪をば入札賣却に附することとなりしに、五千五百十八兩にて神戸上組加納宗七及び和歌山町の有本明に落札し、二人の共有となりしを以て、落札人等四年十一月より地均工事に著手し、舊川敷中央に幅十間の道路九百七間、幅六間の横路五線、延長合計三百間を開き、六年五月竣工せり。中道以南の埋立地は其中一万一千六百餘坪を税關用地とし、殘餘の

舊生田川敷
の埋立

九千六百八十四坪をば約千二百圓を以て、兵庫縣下の遺跡土族に拂下げたり。

其後再三の測量により、六年六月には舊生田川敷總面積は六万三千餘坪と決定し、最初測量面積より増加すること約四千坪、而して其中央道路は神戸、葦合兩部の經界となり、其以西の街衢は加納町と名づけられしが、爾後同町の人口増殖著しかりしを以て、二十一年一月同町及び三宮町の道路を新設改修して、新に町割を正し、二十七年九月加納町を六ヶ丁に分ち、神戸港地方字川端山を同町一二丁目に編入せり。此加納町附近は三十二年葦合區の新道開設工事の一部竣工して、舊生田川埋立地中央道路北東に新市街開設せらるゝに及び、其等の新市街と共に更に急激に發展せしのみならず、幾もなくして阪神電車終點の加納町六丁目に置かるゝあり、市街電氣鐵道の該中央道路に敷設を見し等により、人口の増殖甚だ顯著となれり。

生田川の附替に次ぎて行はれし兵庫新川の掘割も亦明治初年に於ける大工事の一にして、其成功に約二年を費せり。初め兵庫縣當局は和田岬を迂回する小船の風浪の難に遭ふもの甚だ多きを憂ひ、運河を掘鑿し、小船をして該岬を迂回することなく兵庫港に入るを得せしめむとし、屢、兵庫の市民に説く所ありし

兵庫新川の
開鑿と沿岸
新市街の開
設

も、工費の財源を得ずして、久しく計畫の實現を見る能はざりしが、明治五年に至り、時の第二區長神田兵右衛門奮起して、兵庫和田堀より今和田新田、御崎、東尻池、西尻池を経て、駒ヶ林海岸に通ずる延長千三百六十間餘、幅四十間、満潮時水深二丈八尺、干潮時水深一丈八尺の堀割と、一万四千四百坪の舟溜とを計畫し、明治七年更に其設計を縮小し、小舟の避難場として、島上町海岸より略、半圓を畫き、西仲町、逆瀬川町を經、出在家町海岸に達する運河を開鑿し、同時に新川沿岸の土地を開拓して、新市街と爲すことに改め、同年一月三十一日、戸長副戸長等と連署して、縣の實地檢分を出願せしに、縣應之を許可し、專任の新川掛官一名を置きて、其工事々務を擔任せしめしかば、出願人等は、一社を組織して、新川社と稱し、開鑿費として、縣應保管の貿易五厘金中より二万五千圓の貸下を請ひ得たる外、社員をして各五千圓を出金せしめ、之に對し百圓につき日歩四錢の利息を附し、土工竣成によりて得べき土地をば、區長、戸長及び社員の決議によりて處分することゝ定め、神戸町島田組と約して、豫算以上の費用を要する場合に一時立替出金せしむることゝし、二月には川幅を十五間とし、新川の兩側に設くべき屋敷の豫定、奥行及び道敷の豫定幅を合計十九間宛、兩側にて三十八間として、總計五十三間幅の

地域の地所買収家屋移轉に著手し、六月には新川沿地全部の賃租免除の許可を得、七月工事を一万千六百圓にて西田梅吉なる者に請負はしめ、同月十一日起工せり。而して新川々敷豫定線に當れる切戸町元大阪町奉行兵庫勤番所敷地約千坪、今出在家町元長吏屋敷二百四十坪の拂下は、十月許可せられ、十一月八棟寺跡及び平清盛墳墓地合計千七百八十八坪、藥仙寺境内の一部約七百坪の拂下をも得たりしが、新川の土工も此頃大に進捗し、元築島舟入場の滙渚の埋立、及び島上町の新川入口兩岸の整理を竣り、船改所を此に移すを得たり。然れども新川社に入社する者なかりしのみならず、一方には此新川開鑿を以て營利事業なりとして之を誹議する者無きにあらずしかば、神田兵右衛門等之を慨し、七年九月地方名望家を説き、伊丹町小西新右衛門をして一万五千圓、神戸北風莊右衛門をして一万圓を出金せしめ、借下金二万五千圓と合して資金を五万圓とせしが、八年一月島田組破産し、經費の出所を失ひしを以て、事業將に頓挫せむとし、兵右衛門等の苦心名狀すべからざるものありき。幸にして九年一月御影村加納治郎右衛門をして經費支出を繼續せしむるを得たれば、事業これより遂に進み、同年五月一日新川の土工全く竣工せり。其所要經費十二万六千九百圓にして、潰

地一万四千六百二坪、屋敷道敷等九千五百坪の買収費に三万六千六百圓、建物取除料二万二千六百圓、工事費に六万七千六百圓を要せりといふ。新川社は運河開鑿の副事業として、新川沿岸に新に三万一千三百坪の市街を開き、濱地の開拓をも成就せしが、此濱地は是より先き明治三年頃兵庫灣内の洲島開拓者よりして檢地を請ひしことあるも、沽券税法施行の期近けりとの故を以て、許可する所とならざりしを、明治六年十二月縣之を實測し、海岸地一万四千四百坪を得て、地券の下附を行ひしものにて、尙ほ海岸延長二百五十間、幅二十二間の埋立を行ひ、之を擴張し九年五月竣工せしかば、兵庫の海岸爲めに大に整頓せられたり。

兵庫運河の
開鑿

新川の開鑿が小船をして避難場を得せしめ、大に交通運輸の便を加へしこと論なけれど、和田岬迂回の危険と不便とが全く除去せらるゝに至りしは、兵庫運河株式會社事業の竣成によるものなり。該會社が明治二十九年一月に起工せる運河は、爾後三たび設計を變更し、三十一年五月竣工せしものにて水深十五尺、水面幅百二十八尺の本線、千三十五間と、水深十二尺、水面幅五十尺の支線、四百間、本線船溜約一万九千坪、支線船溜六百坪とより成り、此濱地總計十三町歩、工費六十万圓を超えたり。此運河の竣工により、小船船は八部郡東尻池村より和田岬

を迂回することなくして、兵庫南浦瀬川町に達し、新川によりて兵庫港に入るを得別に支線によりて、兵庫港に達するの利便をも加へたれば、年々此運河に入るもの五万隻、棧一万連内外ありき。然るに利用年と共に加はりし此運河も、竣成以來殆ど修理を施すなく、設備漸く曠廢せしかば、明治四十四年兵庫縣知事は運河會社に命ずるに、運河を干潮面以下八尺八寸の深に浚渫し、同時に護岸を修築し、橋梁を改築すべきを以てし、同時に神戸市に對し道路の改修を諭告せしを以て、市は直ちに十四万餘圓を以て開運橋通道路を擴張し、荷揚場を設けて改良の實を擧げしも、會社の施設は遅々として進まず、市民の往々之を批難する者あり、大正六七年頃遂に市營論起るに至れり。

湊川の改修

湊川の附替は運河開鑿に比して更に多くの變遷を経たり。抑も湊川は源を再度山の西北方に發する天王川と、鍋蓋山の北方に發する石井川との合流に成り、其合流點より川崎濱落口迄は延長千四百十二間、川床幅平均七十八尺、上幅九十六尺、最大水深三尺八寸、川床より堤防上まで六尺乃至十二尺なりしが、水源地方山林の荒廢により、大雨毎に河水氾濫し、其被害少からず、明治七年の洪水にも堤防決潰し、被害甚だ大なりしかば、大藏省は湊川修築心得及び修築方法を定め

て兵庫縣に通達し、土木司出張所を置き、所員の事務取扱心得を定め、其工費として二万四千圓を貸下げたり。因りて兵庫縣廳は同年二月工事に著手し、堤防八百間を修築し、一部の川幅を擴げ、六月に至りて竣工せしに、竣工の當夜偶、暴風雨ありて堤防再び決潰すること三百間に及び、石垣の崩壞亦多かりしかば、同年七月更に工を起こし、石垣をば總て龜朶箒に改め、堤防千二百間の改築を行ひ、十月竣工し、同時に道路を擴げ橋梁をも改め架せり。然れども湊川の流下する夥しき土砂は、年々其川床を高め、從ひて堤防の嵩上を促し、明治七年の堤防決潰當時にも、川床の平地より高きこと既に二十尺に垂んとし、交通運輸の支障甚しかりしを以て、是より先き明治六年計畫の築港設計にも、當事者既に此土砂吐出に留意し、明治十年神戸港修築の議世論に上りし時にも、先づ湊川附替より著手すべしとの説甚だ有力なりき。されば兵庫の有志者中には、湊川を附替へ、洪水の危険と交通上の障害を除かんとして、熱心に斡旋する者あり、政府の要路にある人の神戸を經由する毎に、之を湊川に案内し、國費附替を行はむ事を懇願せしが、容易に其目的を貫く能はず。民間事業として附替工事を計畫せる者亦これ無きにあらざりしも、これも遂に著手せらるゝに至らず。然るに明治二十九年四

湊川附替工
事の概要

月湊川改修株式會社の附替及び舊川堤防切均工事を出願するや、市民中之に反對する者ありて、工事著手の許可を得る能はざりしが、同年九月の大洪水により、市民早急の改修を切望するに至り、會社の出願遂に許可せられて、計畫俄に進捗し、翌三十年十一月起工式を舉げ、三十四年七月通水式を行ひ、附替事業の完成を見たり。斯くして成れる新湊川は天王石井兩川合流點たる兵庫地方字下地、鼻を起點とし、隧道を穿ちて會下山を貫通し、長田村にて苅藻川と合流し、南下して東尻池の海に注ぐものにして、延長二千四百四十二間、川床幅十二間乃至二十四間、洪水時水深五尺五寸乃至十四尺二寸、之が爲めに要せる潰地五万三千餘坪なり。之を舊湊川に比するに、舊水路は水面勾配甚だ急にして、落差千分の八、洪水一秒時速力十一尺九寸、同一秒時流量三千九百立方尺なりしに、新湊川に在りては、起點より隧道入口迄三百七十五間をば川床幅二十四尺乃至九十六尺、最大水深十四尺、水面勾配千分二乃至二・五とし、隧道三百七十間をば高二十五尺、幅二十四尺とし、高七尺三寸迄は厚一尺五寸の石疊とし、其上部は總て厚さ四枚の堅燒煉瓦張とし、水面勾配を千分の二・五とし、最大水深を十四尺二寸とし、隧道入口には上流水路より落差六尺の瀧を設けて、河水を隧道内に導き、隧道出入口河床に

長三間の張石を施し、隧道出口より蒭藻川合流點迄は之を二區に分ち、共に河床幅八十尺、最大水深十四尺、水面勾配千分の二となし、合流點以下流末迄は、蒭藻川の洪水量一秒時千七百立方尺をも收容し得べき設計にて、同川を利用擴張し、河床の幅平均百三十尺、水深五尺五寸、水面勾配千分の五とし、川口には突堤を築き、波浪による新川口の壅塞を防ぐ工事をも行へり。堤防及び隧道の維持修繕は、命令書の定むる所に據り、附替竣功後五ヶ年間會社之を負擔せしが、明治三十九年八月九日より神戸市に於て之を管理することとなる。

辨天濱の埋立
川崎濱一帯の埋立工事

海面埋立工事中最も早く著手を見しは宇治川尻東方の辨天濱入江にて、明治五年三月起工し、五月一部を竣成し、尙ほ二千五百餘坪を残せしが、同入江年を逐ひ埋没し、小舟すら通行し難きに至り、存在の必要を失ひしかば、明治十一年五月兵庫出在家町久保善五郎は、自費埋立成效の後、埋立地の下附を得るの條件にて埋立の許可を得、同年五月起工、經費一万七千圓を投じて、十二年二月二千五百四十五坪の埋立を竣工し、名づけて辨天町と云ひ、埋立地先に長三十間、敷十四間、上幅二間の波止場も設けしかば、大に貨物積卸の便を増せり。

川崎濱一帯の埋立工事は、和田岬方面と共に屢、施工せられたり。明治九年第

二區副區長松井吉右衛門等、東出町、西出町間舟入場千五百坪を浚濬して波止を築設せむことを出願せしも、其必要なとして許可せられず、其後の出願者亦目的を達する能はざりしに、明治二十六年此入江に隣接せる西出町地先千餘坪は、兵庫船渠會社の埋立つる所となり、東川崎町一丁目宇高濱入江北方の海面九百坪は、湊東區有財産造成の爲めとして埋立を許可せられ、三十年九月竣工し、日本貿易倉庫株式會社は三十一年高濱入江六百八十坪を埋立てたり。東出町、西出町間の入江は殆んど埋没し存置の要なきに及びて、三十五年區有財産造成の理由を以て、湊西區其埋立を出願して許可を得、同入江八百五十坪の埋立を竣工せり。川崎造船所は三十七年十月東川崎町二丁目地先二千三百坪を、大正元年其隣接海面五百坪を埋立て、湊川改修株式會社は三十八年東川崎町、東出町間地先の湊川尻約二万坪を埋立て、三菱倉庫株式會社は四十三年十一月東川崎町一丁目宇治川尻一万五千餘坪の埋立に著手し、大正二年一月竣工し、東京倉庫株式會社は明治四十三年高濱地先三万五千坪の大埋立を起工し、大正四年竣工し、東神倉庫株式會社は大正三年十二月小野濱一丁目一万六百坪埋立の許可を得、四年六月工事に著手し、大正七年一月竣工し、繫船壁百七十間、荷揚場七十五間も同

時に落成せり。

兵庫濱及東
尻池の埋立
工事

兵庫濱に於ては明治七年新川社の北濱埋立以後久しく埋立工事に著手する者なかりしが、和田倉庫株式會社は明治二十九年六月和田崎町地先にて三千七百坪の埋立を竣工し、三菱造船所は三十年九月工費四十四万円を以て、今出在家町新川入口と和田崎町との間二万七千坪の埋立を出願せしが、其後屢設計に變更を加へ、三十五年五月埋立面積を九千五百坪に縮小して、明治四十四年竣工す。同社が此埋立及び防波堤船渠等に支出せる總額は約五百万圓にして、此種事業中の最大工事なり。爾後兵庫濱沿岸に於て屢埋立を出願するものありしも、其等は皆許可を得るに至らず。東尻池方面にては兵庫運河株式會社の明治二十九年五月三千坪を埋立て、今の苧藻島を築き、三十三年一月其隣接海面三千五百坪の埋立をも竣工せるあり。葺合方面にては葺合區が明治二十八年十二月區有財産造成の爲め、元小野濱造船所入江の加納橋以北埋立を出願すること再度に及びて許可を得、三十一年千四百六十坪を竣工せるあり。葺合港灣改築株式會社の事業たる眞砂通二丁目脇濱町三丁目間地先海面三万三千六百餘坪の大埋立は四十一年七月著手せられ、全部を四工區に分ち、四十二年七月第一工區四

葺合方面の
埋立工事

千三百坪を爾後四十三年二月迄に全部を竣工し、埋立地内の縦横八條の道路、空地小船の避難場、荷揚場、倉庫等も亦落成せしが、其工費九十五万円を要せりといふ。此以外に東神倉庫株式會社は大正二年十一月濱邊通八丁目地先一万三百坪の埋立を出願し、大正三年其設計を變更して一万百餘坪とし、大正六年竣工し、次に鐵道院の計畫に係かる埋立工事中、濱邊通舊加納灣四千餘坪は、大正五年十月竣工し、其以東二万坪の工事は、大正九年中に竣工すべき豫定を以て、大正六年三月起工せり。尙ほ既に起工せるも、大正七年中に竣工を見るを得ざりし工事中には、川崎造船所の葺合港灣改築會社埋立地隣接海面の埋立あり。此工事は大正二年一月四万四千坪の埋立を出願せるに始まり、其後坪數を増加して九万七千坪となせしが、大正三年に縮小して一万七千四百坪となせるものなり。此川崎造船所埋立豫定地に隣接して、神戸製鋼所は脇濱二三丁目地先五万一千坪の埋立を出願せしが、後に縮小して三万九千八百坪とし、大正四年十一月工事に著手し、森本合名會社は大正六年濱邊通一丁目地先に於て九百五十餘坪の埋立工事に著手せり。

埋立による
新地の増加

海面埋立工事に次ぎて述べざるべからざるは池沼の處分なり。維新當初に

於ける神戸市内包含諸村の記録に據れば、溜池の數三百、反別合計五十町歩に餘りしといへど、其明治三十二年以前に於ける處分は之を詳にするを得ず。三十三年以後大正七年迄に埋立てしは約百ヶ所、反別十三町歩餘にして、其大部分は宅地となれり。神戸の如き宅地面積の狭小なる都市にては、市の急激なる發展に應じて宅地を増さんこと容易にあらず、されば溜池を埋立て、更に進んで海面に及ぶは勢の然らしむる所にて、維新以降大正七年迄に、河川の埋立、溜池の廢止、海面の埋立によりて、新地を増せしこと約四十万坪に達し、之に加ふるに築港によりて成れるものを以てせば、更に八万坪を増すべく、大正七年工事中の埋立面積をも合算せば、總計六十万坪に達すべし、人口の増殖、商工貿易の發展に適應するを得しは、此埋立によること蓋し大なりとす。

明治初年の
港灣設備

神戸灣に在りて高濱以東、兵庫灣に在りて新川兩入口間は、未だ埋立工事の許可せられしものなし。これ蓋し前者は神戸築港計畫と、後者は兵庫港修築と相關聯するが故ならむ。神戸の港灣設備としては、明治元年閏四月貿易品を入れるべき倉庫の建築あり、同年兵庫縣外國掛は、海岸一帯砂濱にして、通税を取締ること困難なる故を以て、海岸石垣の築造と、波止の新設とを大藏省に稟申せしかど、

應急港灣設
備とマルシ
ヤルの築港
計畫

これは直ちに許可を得るに至らず、明治三年に至りて大藏省は生田川尻に波止新築の要を認めしも、直ちに工事に著手せざりしが、兵庫縣が更に大藏省に稟申して、通税防止の爲め、石垣及び波止急設の要あるを説くに及び、同年十二月始めて施工に決し、十一万四千兩にて京都府及び長崎縣の石工に之を請負はしめ、殆んど竣工に近づくに及びて四年五月海嘯の爲めに石垣悉く崩壊せり。因りて改造費六千二百餘兩を以て再び工を起こし、十月竣工す。此工事によりて成れるは浪除石垣三百間、倉庫周圍の石垣百六間と、各敷十三間二尺、馬踏三間、延長五十間及び百七十間の波止二ヶ所、並びに長七間幅六間半の鯉川荷揚場等なり。

生田川尻の舊海軍操練所船渠の西には、開港の初一小灣あり、東西六十二間入口百八十間、總て繞らすに石垣を以てし、神戸港の貨物積卸場として唯一のものなりしが、居留地の下水此に注ぎ、爲めに土砂の堆積すること甚しかりしを以て、明治元年五月外人の要求により之を浚深し、五百石積の船舶も貨物積載のまゝにて繫留し得べからしめ、爾後も屢、浚深を加へ、四年六月には居留地溝渠を西方に移轉して、以て此小灣の堰塞を防止せむとせり、然れども其效なく、幾ならずして荷足船の出入すら困難となりしかば、外人の不平絶えず。六年三月神田孝平

は此入堀の壅塞して、輸出入に少からざる障害を與ふるを憂ひ、長二十間の防波堤を築きしも、尙ほ土砂の侵入を防ぐ能はず、浚渫を反復して一時を糊塗する外なかりき。明治六年に至り、縣當局の努力空しからずして、神戸海岸の石垣延長九百五十二間の工事成り、且つ東西兩運上所、鯉川及び辨天濱兩荷揚場、并びに二ヶ所の波止も竣成せしが、此等の諸設備は皆一時應急の施設に過ぎざるものなれば、貿易港としての設備の未だ具はらざりしは言を俟たず。されば明治三年以來神戸港長として港内潮汐干満の調査に従事せる英人ジョン・マルシャルは、神戸築港を計畫し、其明治六年十月兵庫縣令に建白せる設計は、工費三十万弗、二ヶ年繼續事業として、舊生田川東堤及び湊川東堤の二ヶ所より、延長各八百呎、上幅三十五呎の防波堤を築き出し、堤端に白色燈明臺を設け、港門を千九百呎とし、港内に二三百隻の大船を安全に碇泊せしめむとせるものにて、縣令神田孝平之を容れ、大藏卿大隈重信に上申せしが、其許可する所とならず。爾後陸上の設備年を逐ひて成れるにも拘はらず、海陸聯絡設備に至りては甚だ乏しく、稍見るに足るものとは、神戸島田組の架設せる棧橋其他二三に過ぎざりき。此棧橋は島田組が神戸港に毫も海陸聯絡の設備なきを慨き、明治六年旅客の乗降貨物の

海陸聯絡設備

積卸に便にせむが爲め、西運上所前に架せし本橋にして、其長十五間幅三間あり、然るに翌七年神戸貿易會社は之を取扱ち、別に船棧橋を架し、許可を得て橋費を徴せり。之に次ぎて成りしは明治九年鐵道寮の架設せる蟹川鐵道棧橋にして、長約七十五間幅六間五尺あり。其後明治十五年に至り、神戸船橋會社は神戸貿易會社の船橋に接して更に長九十間の船橋を架せり。明治十七年神戸棧橋會社は小野濱鐵道棧橋を架設し、二十年更に約十五間を延長して合計約九十七間半とせしが、此棧橋は四十二年政府の買収する所となり、大正三年に取毀ちたり。明治二十二年七月設立の兵庫船橋株式會社の設けし島上町船橋は長四十一間あり、後に兵庫運輸會社之を買収改築して、幅三間長六十五間半となせしが、大正二年大阪商船株式會社更に買収して、又改修を加へたり。明治三十一年四月政府は第四土木監督局長沖野忠雄の意見に基づき、二十三万五千餘圓を投じて、東西兩突堤、米利堅波止場、百間波止場等神戸港の波止全部に互りて増築若しくは改築を行ひ、三十三年小野濱及び加納町海岸に護岸工事を起こし、船荷役の便を計り、三十五年神戸税關の工事として、加納町地先に防波堤幅一間四尺海面上高四尺長百間と、幅一間四尺海面上高一間二尺長百間とを築きしを以て、舊生田

川尻の波止場爲めに其效用を増加せり。

鐵道分岐と
税關擴張工
事

神戸海陸聯絡設備及び税關擴張工事も亦海港設備として記述の價值あるものなり。政府が市民の希望に副ひ、築港工事に著手する能はざること久しきや、税關を擴張し、其取扱手續を簡捷にし、海陸を聯絡すべき鐵道線路を敷設するにあらざれば、發展して止まざる神戸港貿易の必要に應ずること能はず、年々増加する滞貨の處理困難となるべきこと明かなりしを以て、神戸市會は明治三十三年三月大藏、逓信兩省に計畫を稟請し、此施設の一日も緩うすべからざるを陳せり。其計畫は住吉三宮兩驛間に灘驛を新設し、此より斜に新生田川を渡り、延長約二哩にして税關構内なる海濱に出でしめ、之に連續して三千六百餘坪を埋立て小野濱停車場を置き、築港完成迄の假貨物積卸場を設け、別に海岸に四ヶ所の荷揚場を新設せむとするにありしが、政府之を容れ、三十六年工費百二十万圓を以て工事に著手し、日露戰爭中は一時工事を中止せしも、三十八年九月再興し、四十年七月に至りて竣工せり。

國産波止場
メリケン波
止場の修築

國産波止場附近の整理及び米利堅波止場の増築も亦其工事の重要な點に於て特筆の價值あり。明治元年國産波止場及び第四波止場を設けて、専ら内國

貿易の荷揚場となせし三十九年七月此の兩波止場の外に新に幅五間延長七十九間と、幅二間延長十六間の棧橋各一と、幅二間延長九間半の棧橋二とを架し、尙ほ百間波止場の長きに過ぎ、却りて解船の集散を妨ぐ故を以て、之を四十間に縮小せむとし、工事に著手せしが、此等諸工事は皆四十二年に竣工し、鯉川筋以西、辨天町以東の海岸設備爲めに大に完きを得たり。而して鯉川尻米國領事館今の日本郵船會社神戸支店前に設けし第三波止場、即ち米利堅波止場は、外國航路唯一の乗降場たるに拘はらず、明治元年八月に成りし長十間幅六間の荷揚場あるのみにて、爾後改築工事は行はれざること久しく、爲めに明治二十五年の頃には小蒸汽船の碇繋すら困難なるに至りしかば、二十九年兵庫縣之を改築し、幅を五間半に、延長を四十二間となせしが、其構造海に向ひ低下せるを以て、満潮時には其突端潮水に浸され、不便甚しく、其改造屢、外人の要求する所となり、市も亦其必要を認めざるにあらざりしも、財政の困難に阻まれて直ちに工事に著手するを得ず。三十六年市は應急の設備として一萬圓を投じ、低き部分の嵩上げを行ひ、四ヶ所に階段を附し、四十三年一月には更に約四萬圓の豫算を以て起工し、波止の幅を八間五尺とし、延長に四十四間を加へて八十四間とし、水深をば五尺乃

至八尺となさむとし、且つ四箇所の昇降場新設をも計畫し、四十四年三月竣成せり。尙ほ此等施設の外に、東京倉庫株式會社は三十六年より兵庫灣内山陽鐵道和田支線荷揚場に設備を施し、解荷役の便を計り、三十九年長百間十間半、水深二十六尺の鐵道棧橋を架設して、以て海陸聯絡を容易ならしめたり。

第一期築港
工事と第二
期計畫

以上諸工事の竣成により海陸の聯絡頗る其便を加へたりと雖、之を要するに築港工事を完成するにあらざれば、以て發展息まざる神戸港内外貿易の要求に應ずる能はず。されば神戸市當局の此狀勢に鑑み、明治二十九年頃より奮起せるありしのみならず、市内の實業團體亦大に築港の期成に斡旋せしが、其盡力空しからずして、明治四十年九月に至り始めて工費千七百七十餘万圓、十二ヶ年繼續事業たる神戸港第一期築港工事の起工式を擧ぐるを得たり。而して此事業の完成は其初め大正七年と豫定せしが、後に延期せられて大正十年となれり。第一期工事中海面埋立は、東は小野濱突出部より西は元居留地前面に互り水深二十尺前後の同深線を劃して八万三千坪を埋め、干潮面以上十一尺の高さを保たしめ、八十間乃至百二十間を隔つる四箇の突堤を櫛齒狀に設け、突堤側の水深をば三十尺乃至三十六尺とし、突堤岸壁を延長合計千五百九十二間半とし、大小

船艀十九隻を同時に雜繋するを得しめ、各突堤間に揚揚場總延長二百九十六間、及び埋立地護岸壁九十八間を設け、吃水九尺前後の小蒸汽船を繋留し、第一突堤護岸をば延長三百八十間とし、各突堤には鐵造及び木造の上屋合計十九棟、一万六千坪を建設し、延長十一哩の鐵道を敷設し、埋立地には幅七間乃至十二間の碎石道延長二千十八間を設くべき計畫にて、明治四十三年先づ干潮面以上八尺五寸の東防波堤六百三十二間の築設に著手し、大正六年干潮面以上十八尺の南防波堤五百間を加へ、兩防波堤共に其兩端に燈臺を設置することとせり。尙ほ此計畫の外に大正七年末には第二期築港計畫成り、次年度より十ヶ年繼續二千七百十萬圓を以て、兵庫港の内國貿易設備を主とし、外國貿易設備にも擴張を加ふることとなれり。

神戸の市區
改正事業

神戸の土木事業の記述を終るに當り、記すべきものに市區改正事業調査機關の沿革あり。東京市の如きは既に明治二十二年より市區改正事業に著手したれど、神戸市に市區改正調査機關の常設せられしは大正三年に在り。是より先き神戸市にては明治二十二年以來地主等の引つゞき行ひし道路開設事業に依り、東は葺合より西は林田村に至る間四通八達の新市街開設せらるゝに至りし

が神戸の發展更に長足の進歩をなし、舊市區整理の必要を感ずること切なるに至りしを以て、大正二年十月市は臨時市區改正委員規程を設け、名譽職參事會員三名、市會議員十名、市公民十八名を以て委員となし、同委員會の決議によりて道路、橋梁の位置等級を定め、且つ市區改正に關する施行方法、並びに溝渠、河川、港湾、公園、軌道等の附帶事項につきても調査研究を遂ぐることとなりしが、大正三年四月此規程を廢し、神戸市區改正調査委員條例を制定して、事業を繼續することとなし、翌四年九月には市區改正調査委員職務施行規程成れり。同委員の數は舊に依り三十一名にして、五年一月には議事規則定まり、大體の調査方針として、第一に新設街路の計畫等級、道幅の決定、及び等級に應ずる構造を決定し、第二には現在道路の等級決定、改正必要の有無等を調査することとし、委員會をば調査事項によりて四部に分ち、同年四月第一部會は公園、並びに住宅區開設の爲め市内北部地方の開發を、第二部會は市内貫通の鐵道の改良、監獄本監及び分監の移轉、並びに築港防波堤速成を期する件を、第三部會は市内道路局部の整理及び改正を、第四部會は市區改正財源及び市營事業調査の件を議決し、爾後屢、開會して道路の擴張、電氣事業買収等に關しても調査研究をなせり。同年九月新に第五

部會を設け、市の區域擴張調査に當らしむる事となせしが、大正六年五月の改正によりて、五部を改めて三部となし、第一部會は舊第一、第五兩部會の調査事項を、第二部會は舊第二部會の擔當事項を、第三部會は舊第三、第四兩部會の擔當事項の調査に當り、同年兵庫港修築市營、火葬場市營、生田川改修市營、小野濱附近海陸聯絡道路新設高架線による縦貫鐵道改良速成稟請並びに道幅等級等を議決し、大正七年七月條例を改正して、市參事會員及び市公民より選出の委員定員は舊に據りしも、市會議員より選出せる委員は五名を増して十五名とせしが、同年中委員會はメリケン波止場増築並びに埋立貯炭場市營をも議決し、住宅を増加せむが爲め生田川を改修し、神戸地方山部を開き、隣接町村を編入して、市域を擴張し、將來大都市の出現に應せしめむとせるなどは、いづれも時宜に適せるものといふべく、尙ほ該委員會の議決せる市營事業中、火葬場の市營は大正七年末に決定實施することとなり、兵庫港修築は市營として實施を見ざりしかど、大正七年末に國家事業として第二期の神戸築港計畫中に之を包含するに至れること既述の如し。大正七年四月政府大阪京都及び其他内務大臣に於て必要と認むる都市に對し、東京市區改正條例を準用すべき旨の勅令を發布するや、神戸市は同

年九月十一日準用市としての指定を得たり。茲に於て大正七年末には曩の調査機關たるに止まりし神戸市區改正委員会は、大正七年度限り廢止せられ、同時に國家事業として新に神戸市區改正調査委員會組織せらるゝに定まり、神戸の市區の改正は實にこれよりして新時期に入ることとなれり。

引用書目

神戸開港三十年史、乾坤。條約彙纂。兵庫縣會史同附錄。神戸區有財産沿革史。神戸築港問題沿革史。神戸港修築工事概要。兵庫縣統計表。神戸市統計書。兵庫縣史稿工業編及拓地編。兵庫縣達。兵庫縣布令類集。兵庫縣法規大全。神戸市例規類集。神戸市會成議錄。神戸市事務報告。神戸市役所藏、山手新道關係書類。同、湊川附換一件。同、湊川改修關係書類。同、兵庫運河關係書類。同、兵庫地方新道關係書類。同、弁合新道關係書類。同、埋立關係書類。同、小野濱高濱、弁合港灣海岸埋立書類。同、道路工事關係書類。同、東西尻池新道關係書類。同、東尻池御崎、今和田、新田新道關係書類。同、長田村新道關係書類。同、道路新設擴張書類。同、北部、西部耕地整理組合關係書類。同、溜池關係書類。同、電気鐵道關係書類。同、下水道調査關係書類。同、下水道設計書類。兵庫縣廳藏、舊土木書類。同、鐵道關係書類。同、改正條約實施關係書類。村田平左衛門氏及生田町藏、布引花園社關係書類。神戸市内舊村々明細帳。鐵道省埋立同答書類。神戸製鋼

所同答書類。神戸兵右衛門氏藏、最初の埋立設計圖。大藏省藏、明治五年神戸地圖。同、神戸東町繪圖。同、兵庫實用沿岸宅地舊稅措置圖。同、外輪堤處分圖。神戸市役所藏、明治十四年神戸市地圖。明治二十四、三十、四十二、大正七年神戸市地圖。

第十章 勸業

市制以前の
勸業事務

明治元年兵庫裁判所の設置せらるゝや、兵庫・神戸の勸業事務は専ら同所民政用掛にて之を取扱ひ、後に之を司農方の所管に移せしが、兵庫縣廳設置以後市政局之を管掌し、區戸長等をして、其事務を補助せしむることゝせり。明治九年縣廳其事務分掌に改正を加ふるに及び、勸業事務は第二課の所管となり、十年四月勸業心得の制定あり。爾來事務次第に繁多を加ふるや、明治十二年第二課を勸業課と改め、且つ地方税を以て支辨すべき新費目として、豫算中に勸業費を計上せり。然るに是年兵庫及び神戸を合して神戸區と稱することゝなりしかば、新設の神戸區役所にては、庶務掛をして區内の勸業事務を處理せしむることゝし、同年二月には縣制定の農事通信規則に據り、神戸區に通信員一名を置き、以て區内農事關係一切の事項の報告の任に當らしむ。十六年三月政府町村に令し、事情に従ひて農區又は商區を置かしむることゝするや、神戸は三商區を設け、宇治川以東の五十一ヶ町を第一商區、宇治川以西、湊川以東の三十四ヶ町、一ヶ村を第

二商區湊川以西の四十四ヶ町を第三商區となし、第一商區に二名、第二、第三兩商區に一名宛の世話掛を置き、以て商區内産業關係願届の調査及び副申等に與らしむ。十八年兵庫縣は前年發布の太政官布告に據り、縣内各郡區をして勸業委員一人宛を選擧せしめ、之を以て民間事業興起の方法、同業組合準則利用の方法及び勸業に關する事項の諮問機關となし、且つ同年七月新に勸業會準則を定め、以て明治十五年の縣會にて議定せる農工商業會認可方法に代へ、大に勸業會の設立を奨励せしかば、二十二年には斯くして組織せられし諸の勸業會の聯合成り、其創立總會は神戸に開かれ、私立兵庫縣勸業會茲に其設立を見るに至れり。

神戸市の勸業事務

明治二十二年市制實施せられてより、神戸市の勸業事務は庶務課の處理に屬し、同年七月市會議員四名より成る勸業常設委員會設けられ、市參事會監督の下に市の諮問機關として、凡百の勸業事項に干與することとなりしが、三十六年同委員會廢止となり、三十九年五月庶務課内に勸業係特設せらる。爾後大正七年に至る迄勸業に關する職制に變動なし。

市の實業獎勵規程

神戸市の實業獎勵に關する規定久しく具備せず、従ひて事務の取扱方區々に流れしが、大正二年四月初めて實業獎勵金規程を制定して、將來重要物産となる

べき見込ある工業の創設、改良又は振興を圖る者、重要輸出品として有望なる商品の販路擴張を圖る者并ひに是等の目的を以て學術技藝を修め、又は調査に従事する者、其他市長に於て必要なりと認むる者に對し、毎年豫算の定むる所によりて獎勵金を交附し、其目的を達成せしむることを圖り、且つ實業上の施設に關する建議をなし、又は諮問に應じて意見を市長に具申し得べき實業獎勵評議員十五名を置くこととし、同評議員の任期を二ヶ年と定め、同年十二月評議員の囑託を了せり。此外に明治四十四年五月制定に係かる日清貿易研究生補助規程あり、其目的とする所、實業獎勵金規程に類し、志望者をして東亞同文書院商務科に入り、支那の商業及び支那語學を修得せしめ、卒業後五ヶ年間、市の指定する業務若しくは市の承認を得たる業務に従事する義務を帯びしむるに在りき。

神戸商業會議所の濠觸

勸業に關する市民私營の機關中にて特筆すべきは神戸商業會議所の設立なり。明治初年兵庫區長神田兵右衛門は兵庫津の商業神戸に比し振はざるを慨き、神戸商法講習所長甲斐織衛に諮り、兵庫に商人懇談會を開きて、商業を振興せしめむとせしに、偶、東京に設立せられし商法會議所に倣ひ、十一年八月縣官及び兵庫の有志を會して兵庫商法會所を設立し、後幾もなく兵庫商法會議所と改稱

して、新に規則を定め、同年十月設立の認可を得たり。其目的とする所は、時勢推移し、問屋仲買等の舊慣破壊せる後に續出せる弊害を矯正し、米穀肥料の二大商業の復興を圖り、金融を圓滑にするに在りて、同時に兵庫の倉庫をば悉く之を會議所に借入れ、以て從來の倉入の弊害を除去せむとせり。明治十二年兵庫神戸の二部合して神戸區となるや、此會議所をば兩港にて之を維持するを利便ありとし、神戸商法會議所と改め、區より一時金五百圓の補助を得、十三年六月神戸商業新誌を發行するに至りしも、其後會議所の維持困難となり、商業新誌の發行をも繼續し能はざる状態に陥りしかば、縣勸業課員本山彦一等之を憂ひて盡力する所あり、遂に貸下金の出願となりしが、縣の容るゝ所とならず、十四五年以降は會議所の名ありて其實を失へり。加之此頃貿易會所も紛糾を重ね、貿易商人の統轄に困難を感ずるに至りしを以て、夙に別に會議所を設けて商工貿易上の機關とし、著々成績を挙げ來りし神戸の外國商人等は、内外商事上の交渉起る毎に、或は大阪商法會議所に、或は直接兵庫縣令に交渉し、神戸の商人をば度外に措くの有様となり、市内商人の不利擧げて數ふべからず、而して一方には神戸以外の諸都市中、商業會議所を新設して、商業の振興を圖る者漸く多かりしかば、明治

商業會議所の復興

十九年兵庫縣令内海忠勝有志に勸めて神戸に商法會議所を復興せしめむとし、神田兵右衛門、山川勇木、小寺泰次郎等亦大に斡旋する所あり。同年十一月神戸俱樂部内に神戸商法會議所の復興を見、翌二十年六月會頭村野山人以下副會頭、理事等の選舉を了し、同月貿易會所の財産賣却代金六千圓を縣より下附せられしを機とし、遂に縣補助金二千圓を以て拂下げし、東川崎町鐵道用地を敷地として、會議所の新築を起工せしに、神戸區之に三百圓の補助を與へ、米商會所其他寄附金をなすものあり。而して復興と共に縣官及び區吏員等の援助により、募集せる會員も百名の多きに達せしかば、同年七月最初の總會を縣會議事堂に開き、九月常議員の選舉を行ひ、會議所の組織茲に全く成り、二十一年四月新築落成と共に此に移り、十月農商務大臣の命に基づき、商業諮問員六名を擧げ、明治二十三年九月商業會議所條例の發布あるや、十二月九日を以て新に神戸商業會議所を組織し、舊商法會議所の財産を新會議所基本財産となし、二十四年二月會議所議員四十名の選舉を行ひ、ついで會議所定款の認可を得たり。爾來神戸商業會議所は市商工貿易の鎖鑰となり、二十一年一月以降引つゞき刊行の月報によりて内外の商況を明かにし、神戸商人間の紛議を和解し、當局の諮問に應じ、或は進み

て建議をなし、又内外商業の爲めに賣買紹介の任に當り、市内鐵道の改良、港灣修築等に幹旋し、其目的の貫徹に與りて大に力あり。

神戸實業協會の事業

神戸商業會議所と共に市の勸業上の機關として重きをなすもの、神戸市實業協會あり。初め明治二十三年頃貿易取引上の惡弊甚しかりしや、有志の輩其矯正を圖らむが爲め、神戸雜貨貿易商組合事務所に協議會を開き、更に雜貨商以外の貿易業者をも網羅し、會員を廣く京阪兩市に募りて二百餘名を得、明治二十五年神戸貿易商業俱樂部を設立し、機關雜誌として神戸商業俱樂部雜誌を發刊し、商況を明かにし、會員の意見を發表せしが、此機關雜誌は其後幾もなく廢刊となれり。二十八年日清戰役の影響により市況著しく活氣を呈するや、五月同俱樂部は神戸實業協會と改稱し、同年十二月會員有志の事業として關西商業日報を發刊し、其他にも協會の事業見るべきものあり。土鶴鐵道問題、港灣の修築税關擴張等の如き、いづれも協會の大に力を注ぎし所なり。然るに明治三十年三月資金の關係より關西商業日報は廢刊となりしのみならず、此頃神戸商業會議所の基礎大に定まり、而して協會員は多く商業會議所會員たりしを以て、特別の場合を除く外、商業會議所と離れて活動する機會なく、爾來協會は寧ろ社交機關

の性質を帯ぶるに至れり。

同業組合組織の沿革

神戸市同業組合の組織は明治十七年組合準則の發布によりて、急速の發達をなせり。是より先き同業相排の弊に堪へざりし神戸商人等、明治八九年頃より私に組合を結ぶもの多かりしと雖、其勢極めて微々たりしが、十七年組合準則の發布せらるゝや、各業者相競ひて組合を結びたれば、二十一年末には材木、生魚、漁業、水車、燐寸、貿易、煙草、米、小賣、氷、理髮、酒類、呉服、太物、洋服、菓子、蠶糸、茶商等の二十四組合成り、爾後も益々増加の勢を示せり。然るに同業組合の本旨たる、同業者間に無益の競争の弊を絶ち、信用を増進するに存するに拘はらず、神戸の商人中には、組合の組織のみを以て直ちに大に同業の利益を加へ得べしとなし、組合濫設の弊に陥るあり、或は規約の拘制する所となりて、進取の氣象を失ひ、萎靡不振に陥るあり、或は組合を以て利益を壟斷するの具となすあり、或は準則の發布を以て政府の組合組織を強制するものとなし、之に反抗せむとするものあり。此等はいづれも皆組合設立の本旨を失ふ者なれば、縣廳は時弊救済の目的を以て、組合設立の利害を商業會議所に諮問せしが、組合中にては雜貨商組合の如き、明治二十二年同業者の自制により、粗製濫造の弊を除き、需要供給の關係を詳にし、信用

を博するに努力すべきを標榜するあり。明治三十年に於ける組合の数は農業二、蠶業二、茶業二、漁業二、商工業三十六、合計四十四組合なりしが、其後重要物産組合法の發布ありしより、組織を變更し、廢合するもの多く、四十年には組合數減じて二十三となり、大正七年には更に減じて漁業二、商工業十二、合計十四組合となれり。

以上述べたる同業組合の外、明治三十三年發布の産業組合法に據れるものに、明治三十九年創立の有限責任神戸第一信用組合あり。本社を三宮町一丁目に置き、其出資者大正七年に四百人、金額六万円を算ふ。大正四年創立の神戸中央信用購買販賣組合及び大正五年創立の兵庫縣信用組合聯合會も亦同法に據るものなれど、共に出資額僅少にして、未だ大に振ふに至らず。三十三年發布の重要物産同業組合法に據る組合は、明治四十年に神戸蠶絲販賣同業組合以下十四、其組合員合計八百人あり、就中花筵及び眞田業組合の如きは、其區域甚だ廣く、其組合員の住居範圍は一府六縣に互れど、多數の組合は其範圍を市内に限れり。一たび組織せられて後に解散となれるものに、神戸蠶絲販賣、日本花筵、關西眞田、神戸麥稈眞田、神戸海産物及び日本燐寸の七組合あれど、神戸米穀商、神戸商標印

産業及び重要物産同業組合

刷、神戸輸出包装箱製造、兵庫縣具部、同、ナマコ、帽子製造、同、眞田、神戸、コークス及び神戸藥種賣藥等八組合の新に成立するあり、更に之に加ふるに從來より存続の神戸眞田、同材木、同貿易、同竹材、同燐寸、軸木商、兵庫縣燐寸、小箱及素地製造、神戸石炭商及び日本安全燐寸等八組合を以てすれば、大正七年組合總數十六、其組合員合計三千五百人に達せり。

明治初年の農民

神戸に於ける市街の發展に伴ひ、農業、牧畜及び漁業等の衰退せるはいふまでもなし。開港後神戸附近日を逐ひ繁盛に赴き、農民の本業を廢して猥りに商家に移り、或は土工に従ふ者ありしを以て、兵庫縣當局は村々人口減少の荒地を増加し、遂に農業衰微の因となるを恐れ、明治元年七月令して、許可なく縱まゝに在方より神戸に移住し來るを禁じたり。然れども開港に踵いで起れる大土工の受負人等、工夫を募るに當り、利を以て農民を誘ふありしかば、農民等移住制限の縣令を喜ばず、生活窮乏を名とし、小作米の減額を地主に強要するあり。因りて縣は制限を稍寛にし、本業を怠る者ある時は嚴しく處罰すべきも、農隙を以て日雇稼を爲す者は之を許すこととし、且つ諭すに舊弊一洗の折柄、租稅寬容の沙汰

もあるべきにより、目前の小利に走りて将来の福利を忘るべからざるを以てし、農民の動搖を鎮むるに力めたり。

農業の衰退

然れども神戸の發展につれて耕地の漸次に減少すること、勢奈何ともし難く、明治二十一年迄全面積の約五割を占めし耕地も、二十二年には周邊村落の同年市域に併合せらるゝものありしに拘はらず、減じて全面積の四割となり、二十九年にも廣域なる村落の併合ありながら、耕地は全面積の三割に減じ、明治四十年には一割九分となり、大正七年に至りては僅に約一割を殘すに過ぎず、而かも全耕地四百五十町歩の中に、作附を廢せるもの三百町歩を超え、實際の耕地は僅に全面積の百分の三に止まるに至れり。農民の増減に關しては正確なる統計を缺けど、總人口一万につき、明治二十九年には百人強ありしが、明治四十二年に三十八人となり、大正七年には僅に五人に減じたり。されば主要作物たる米の産額の如きも、其減少著しく、維新當時の兵庫神戸及び葺合村の石高計八千石なりしが、大正七年の産額は七百石に満たず。開港以後五十年間に於ける農業の衰退之を以て推すべきなり。而して此衰退は、之を以て當局が獎勵を怠りし結果とはなし難く、農産の種類によりては却りて發達を見しものなきにあらず。養

農業の衰退

蠶の如きは維新草創の際より當局の留意せし所に於て、兵庫縣知事伊藤俊介は明治元年十一月、津山縣小野天王谷外六ヶ所約八町歩の荒地を開墾し、桑苗を下附して栽培を奨め、明治二年再び津山及び湊山温泉附近等の無税地二十餘町歩を桑樹栽培地と定め、因人をして之を開墾せしめ、又開墾費桑苗代等の貸與によりて、大に桑樹栽培を奨むる所あり。然るに斯かる獎勵も其效なく、桑樹の栽培は遂に失敗に歸せる如くなるが、之につぎて明治四年十一月には米國種大麥及び小麥を輸入し、之を花隈村及び石井村に試播せるあり。大麥は一反歩三石九斗、小麥は二石一斗の收穫ありしを以て、五年六月其結果を大藏省勸農寮に報告し、風土に適し國益たるべしとて獎勵を加へしかば、爾後播種するもの漸く増加せり。大麥、小麥に次ぎて兵庫縣令神田孝平の明治五年米國産馬鈴薯の種子若干を奥平野村、村田平左衛門等に分與し、試作を奨むるあり。平左衛門是時桑畑の拂下を受けし際なりしかば、直ちに之を同地に試作し、春秋二期の收穫を得たれど、其味食用とするに堪へざりき。然れども平左衛門は衆の嗤笑を顧ずして、栽培の改良に焦慮し、神田縣令亦指導を怠らざりしかば、數年の後初めて良種を得、近隣の農夫も亦之に倣ひて栽培する者あり。明治十七八年旱魃風霜等

の災害相踵ぎ農家の困窮甚しきや、平左衛門會、縣會議員の職に在り、縣民の食料補充には收穫豊かなる馬鈴薯の栽培に若くものなきを唱へ、良種を縣民に頒ち、縣廳も亦之を奨めしを以て、明治十五年迄四十町歩に過ぎざりし縣下の馬鈴薯作附反別は、明治十八年に増加して百五十町歩となり、爾後も其栽培愈盛にして、遂に縣下の主要農産物となるに至れり。

兵庫縣模範農場

農事改良を目的とする機關としては、明治十年三月下山手通四丁目に設けられし兵庫縣模範農場なるものあり。一万餘坪の地域を米、麥、穀菜、桑、苗、果、樹、食用及特用植物、用材、苗木の七區に分ち、外國産亞麻、米、國産棉、大麥、小麥等をも試作し、十三年九月には種苗分配規則を定めて良種を農民に分與せしが、十四年縣會議事堂建設の爲めに其地域縮小せられ、且つ試作をば民間に依託すべしとの議も起れり。然れども明治十五年迄は縣營にて繼續し、十三年以來の配分の種苗米十石、麥十六石、馬鈴薯十九貫、綿實三十三貫に達せしに、明治十六年此農場の經營は兵庫縣農會の事業となり、十八年試験農場と改稱し、地方費の補助を受くることとなりしが、二十六年全く廢止となれり。

神戸市農會の事業

兵庫縣農會は明治十三年十月の縣選なる農會設置方法の發布によりて設置

せられ、其事業としては、神戸區製菓物品評會、同製菓物品評會等を催し、模範農場を經營せる等、神戸の農事の改良に資する所少からず。然るに神戸市人口の増加に伴ひ、内外人の嗜好に投すべき蔬菜、果物、園藝植物、家畜并びに畜産製品の改良の管に勸業上切要なるのみならず、衛生上重大の關係を有することとなりしかば、農會の活動以外に完全なる成績を擧げ得べき方法なしとせる有志者等、新に神戸市農會設立を計畫し、末正繁太郎、外九名を設立委員とし、市長坪野平太郎亦大に斡旋する所あり。明治三十六年法律を以て農會法の發布せられしを機とし、明治三十七年三月神戸市農會の組織を成就し、市は同年度に四百圓を、爾後大正四年迄引つゞき四百圓乃至八百圓を補助して其發達を圖れり。此市農會は其設立後幾もなく、葎合に蔬菜試作場を開き、諸種の外國蔬菜及び本邦産各種の結球白菜、苺果類を栽ゑ、間作として麥を播種し、畦畔にはクロパーを栽ゑ、石井に果樹試作地を設け、又耕作者に補助を與へて、螟蟲、浮塵子の嚴密なる驅除法を勵行せしめ、明治三十八年には共同苗代を野田村に設け、蔬菜園をも開き、更に東尻池村にも蔬菜試作地を作り、野田村と共に略葎合と類似の試作を行ひ、同年又神戸地方山林一町四反歩に果樹林を設けて、曩に明治十年佛國より輸入せられ、福

羽逸人によりて神戸に試作せられしオリヅを栽培し、其他家畜の改良、飼料の改善にも盡力せること少からず。四十一年野田東尻池の兩試作場廢せられ、オリヅの栽培は前田正名の經營に移り、市農會の事業稍縮小せしも、而かも尙ほ屢産米の検査に關する講習會、俵米及び小作米品評會、畜産品評會、蔬菜園藝品評會等を開催し、或は耕地整理を奨勵して、一面に於て市の面目一新に寄與する所多し。之を要するに市農會は其設立當初に在りては直接指導を事とせしも、神戸の商業都市として發展するに従ひ、其事業漸次間接の奨勵に傾けるは、蓋し勢の已むを得ざる所なるべく、大正五年には市補助金減じて百圓となり、大正六年より全く廢止となれるも、此大勢に循へるなり。

更に各種農産物の産額に就きて之を見るに、粳米及び糯米は明治二十九年に合計八千石を算し、三十九年にも尙ほ六千八百石を産出せしが、大正元年には大に減じて二千六百石となり、大正七年には七百石に滿たざるに至れり。大麥・小麥・裸麥等は明治三十一年に合計一万四千石に達せしが、三十六年以後減少年毎に著しく、大正元年には三千石、大正七年には僅に二百石となれり。米麥以外多量の産出ありては、豌豆・大豆及び馬鈴薯にして、就中馬鈴薯は明治三十一年に十

神戸の農産物

万貫を産せるも、これ亦遂に減少を免れず。大正七年には僅に二万貫となれり。舊時神戸の名産の一たりし蕎麥も、明治三十四五年の頃より産出なく、明治初年兵庫縣廳の奨勵せし綿の栽培も、二十五年頃より既に全く其跡を絶ちしが、果實の産出は比較的多量にして、明治三十九年に四千貫あり、爾後も一万五千貫に達せる年ありて、大正七年尙ほ約七千貫を出せり。蔬菜中蘿蔔・胡蘿蔔・蕪菁・茄子・水菜・菠薐草等市民日常の食用物の、大正七年に於ける産出價額は約十萬圓なり。洋種蔬菜は之を兵庫全縣に就きて見れば、其産額次第に増加し、大正七年には販路を海外に求むるに至りたれど、神戸市内にては早くより試栽せられしキャベージ及びトマトすらも、其産額極めて少量なり。

明治初年の外人經營屠場

牧場の初めて神戸に設けられしは明治四年二月に在り。是より先き慶應元年兵庫沖に來泊の外國軍艦乗組員等農家につきて牛肉を求めしも、農民嫌忌して應ずる者なく、已むを得ず長田村糸木の牛商人に説き、生牛數頭を得、艦内に於て之を屠殺せしが、後には兵庫和田岬にて屠獸を行へりといふ。明治元年外國艦船の出入頻繁となり、外國人の神戸に移る者漸く多きに及び、其需要に應せむ

が爲め、英人キルビーは神戸海岸通の酒造庫を借りて屠場と爲せり。これは幾もなく市民の抗議に遭ひて廢業せしも、當時別に英國人にして小野濱海岸に屠場を開く者あり、佛・米・清三國人之に加はるに及び、共同して屠場七ヶ所を設け、生牛の供給は米利堅波止場前の墓地に牛馬市場を開ける邦人之に當れり。明治三年に至り藤田泰藏は外人經營の屠場に隣接せる地所を縣より借り得て、諸鳥獸取締商會なるものを設け、牛馬の賣買を開始し、四年神戸の藤田組・宇治野組・神戸組・大榮組及び京都の京都組等の商社聯合して小野濱に鳥獸賣込商社を設け、外國人に牛豚家畜類を供給し、同時に屠場設置の許可を得たり。これ邦人經營屠場の嚆矢たり。同年二月御崎村の彌三郎なる者、諸地方の博勞に交渉して商社を組織し、牧場を東尻池村に設けむとせしに、縣は牧畜獎勵の爲め冥加金の上納を免じて之を許可せしかば、彌三郎等即ち牛馬を放養し、牛馬市をも開きしが、此牧場は幾もなく廢止となれり。然れども邦人にして屠場を經營する者爾後漸く多く、明治八年頃には神戸の需要牛肉の大半を邦人屠場より供給するに至り、明治二十二年外國人の屠場閉鎖し、二十七年清國人屠場も亦廢業せし以後は、屠畜業は邦人の獨占する所となれり。

邦人屠場の嚆矢

家畜市場と屠場の沿革

神戸市の維新市内に供給せらるる肉のみならず、遠く内國各地に販路を有すること、其由來頗る古し。明治元年英國政府が横濱在住一英人に命ずるに、軍艦乗組員用として、毎年肉牛百頭宛の供給を以てするや、該英人は神戸の高松助次郎なる者に資金を貸與し、以て肉牛買入に當らしめしが、後守谷類藏なる者高松に代り、各地方牛馬商と圖りて肉牛の供給に従事し、運輸會社と特約して横濱及び東京へ海路の輸送をも開きたれば、爾來神戸は牛馬の集散市場として益々盛大に赴き、明治十四年頃鳥獸賣込商社の廢業するや、守谷等小野濱に牛問屋を設け、明治十六年之を新生田川尻に移し、二十二年屠畜取締規則の發布となるに及び、翌年一月組織を改めて神戸屠畜株式會社となし、屠場を新築し、設備にも頗る改良を加へたり。同會社は明治三十年に解散せしも、三十五年には東尻池村に株式會社神戸家畜市場を開く者ありて、附屬屠場をも設けしが、大正六年屠場營業滿期となりしを以て、新に大正八年三月迄の繼續許可を得たり。然るに其滿期後には解散すべき豫定なりしかば、神戸市は之を買收して市營屠場を設けむとし、大正六年八月先づ市會の可決を経、翌年六月屠場新設費二十二万四千五百圓の支出を決し、大正八年度より開場すべき豫定を以て屠場の建築に著手せり。

神戸牛の優良なる理由

神戸牛の製産地は三丹地方及び淡路四國三備地方安藝長門の諸國なれど、其神戸牛として賞美せらるゝ所以は、當初外人よりして巧妙なる屠畜法を習得せるに因るなるべし。神戸にては他地方の如く、屠殺に先だち多量の水分を給して重量の増加を圖ることなく、數日間乾飼料を與へて以て肉質を善良にし、放血を十分ならしむるのみならず、筋膜等の不用物を除去すること巧妙に、且つ其集散の分量多きよりして、肉牛の撰擇自由なるを得、加之主として和種牝牛を屠ること、皆其名聲を博する所以ならむ。初め外人屠場にては、外人の嗜好に應じて専ら壯齡肥滿の牝牛を屠り、柔軟多脂肪の肉を供給せしも、邦人は寧ろ脂肪少き赤味肉を嗜みしを以て、邦人屠場にては最初多く使役に堪へざる老齡の牛を屠りて需要に應せしが、後邦人の嗜好一變するや、邦人經營の屠場にては、外人の屠殺法に倣ふに至れりといふ。

神戸牛賣買高と屠畜數量

神戸牛の賣買高は明治三十四年以前を詳にするを得ず、三十五年以後の神戸家畜市場に於ける賣買は年により不同なれど、多きは一万二千頭に達し、少きも五千頭を下らず、而して此中七割は東京、横濱及び大阪に輸送せられ、殘餘の三割は神戸市民の需要に充てらるゝものなりといふ。神戸市にて屠殺の獸畜は明

牛乳と羊乳

治十七年に四千六百頭、百二十三万斤、明治二十七年には六千五百頭、百七十七万斤なりしが、日清戦争後頗る増加し、二十九年には一万一千頭となり、斤數二百八十万を越え、三十三年には一万四千二百頭、三百五十万斤に達せしも、其後は頭數及び牛肉の斤數却りて減少を示せることあり、大正七年には九千頭、二百六十二万斤となれり。牛肉以外の獸肉に羊豚肉及び馬肉あり。羊豚の飼養は神戸市内に限られしものにて、羊の屠殺數は明治二十七年以來年により不同なれど、多きは八百頭、三万五千斤、少きも三百頭、二万斤を算へしが、四十一年より年を逐ひ減少し、大正七年には絶無となれり。豚の屠殺は明治十九年頃より頗る増加し、明治四十年には四千頭、四十二万五千斤に達せしが、其後漸次減少の傾きありて、大正七年には二千三百頭、十八万斤となれり。馬の屠殺は明治三十四年以前には多く行はれざりしものゝ如く、其後屠殺の最も多き年に在りても七百頭、二十三万斤を越えず、大正七年の屠殺は四百五十頭、十二万斤なり。

神戸に於ける牛乳の需要は明治初年に始まりし如くなれど、其取締規則の發布は虎列刺大流行の翌年なる明治十一年十一月を以て嚆矢とす。同年の牛乳販賣高は百石なりしが、五年後の明治十六年には搾取場十、搾取高五十石を増せ

り。其後は明治三十七年に搾取高三千石となり、前年に比し千石を増せるは増加の最も著しきものにして、大正三年には三千四百石となり、大正七年には四千八百石に上れり。山羊乳の搾取は明治四十一年頃より始まり、十石に上りし年あるも、大正七年には二石となれり。

畜産製品

畜産製造品中神戸に於て最も早く製造せられたるは牛肉罐詰にして、明治十二年三月兵庫縣立倉密所にて之を創製し好評を得るや、商人をして其製造に従事せしめたれども、遂に盛なる能はざりき。其後久しく畜産製品として擧ぐるに足るものなかりしが、明治四十一年十一月に至り縣農會の開ける酪農講習會一時大に當業者に歓迎せられ、牛酪製造所を起こすものあり、其他二三の燻肉製造所を起こすものありしも、大正七年には肉製品たるハム・ベーコン・ラード・ソーセイジ及び乳製品たる練乳・バター・ヨーグルト等を合計するも、其價額二十万圓に達せず。

養雞業

養雞業の神戸に起これるは甚だ新しく、明治三十八年には飼養雞尙ほ未だ五百羽に達せざりしが、翌三十九年激増して三万羽、産卵百二十六万個となり、明治四十四年二万七千羽、産卵二百九十万個に達したれど、爾後は概して振はず、大正七年には一万三千羽、産卵百七万個となれり。蓋し大正四年以後飼料及び土地賃賃價格等の暴騰の爲め、市の畜産業頗る萎靡不振となり、乳牛は泌乳量を減し、養豚業は全く廢たれ、養雞業者亦著しく其飼養数を減するに至れるなり。

神戸の漁業

神戸市の地勢上もと漁業に従事する者多かりしも、其數年を逐ひて減じ、大正七年には其漁撈額市民の需要を充たすに足らざるに至れり。蓋し亦市の發達に伴ふ自然の勢なりとす。維新以後漁業に關する取締令の出すること屢、なりしも、容易に漁業者の統一を見る能はざりしが、明治十七年組合準則の發布せらるゝに至り、兵庫及び駒ヶ林の漁業者等率先して組合を結び、後に脇濱にても組合の組織ありて、十八年には三組合員合計三百人ありき。其後明治二十九年十一月大日本水産會兵庫支會設けられ、翌三十年には大日本水産博覽會の神戸に開かるゝあり、市は市内出品人に七百圓の補助を與へて出品を奨励せり。明治三十五年市長坪野平太郎は神戸漁業者の近海に躑躅するのみにては到底發達の餘地なきを思ひ、先づ漁業組合の統一を計りて以て、遠洋漁業の經營に及ばしめむとし、三十七年四月神戸市水産組合の設立せらるゝや、同組合に市の補助を

知事に申請せるを以て、縣は湊川水源地並びに數ヶ所の砂防工事費約十一万円を支出し、明治三十五年先づ神戸區有山林の一部に砂防工事を行ひ、其成績良好なるを見るや、翌三十六年には縣市共同の事業として再度山鹽の池の工事に著手したり。同地附近は曾て東京農科大學講師フェレーをして、上水水源地として其荒廢世界に比類なかるべしと歎せしめし場所にて、從ひて工事も極めて困難なりしかば、市は技術者を滋賀縣に派し、同縣の砂防工事を見學せしめ、其調査に據り山林九町五反歩に互りて工事を施し、檜一万本、松六万本、檜六万本を植ゑ、其後國庫補助をも受け、以て縣費のみにて施工に難き區域四町二反歩にも砂防工事を施し、工事施行區域及び其附近合計十二町歩に松、扁柏等十萬四千本を植ゑたり。然れども縣市共同の事業たる此砂防植林も、荒廢せる山林の一小部分を被ふに過ぎざるを以て、市は引き続き山林調査に従事し、三十五年面積約五町歩の苗圃を開設し、各種の苗木凡九十一萬本を植ゑ、十一月葺合區有地藏谷山林三十三町歩及び神戸區有口一里山林十二町七反歩の地拵に著手し、三十六年に松十五萬本、檜十九萬本を植ゑ、踵いで市百年の大計として大植林事業を計畫し、博士本多靜六の手に成れる造林施業案に依り、市會の可決を得て第一期造林

植林の完成
と植林反別
及び苗木表

計畫を定め、三萬四千圓を投じて、布引谷以西島原谷に至る口一里山約五百町歩の地に四ヶ年繼續の植林事業を行ひ、更に之に八ヶ年間の手入を施すこととす。同年内に神戸地方口一里山百十五町歩に赤松、檜、樟、欅、杉、草楨、公孫樹、樺等合計七十三萬三千本を植ゑ、且つ赤松、欅、公孫樹の種子合計三斗四升を播種せり。同年神戸區は同區有字口一里山合、谷八町歩餘に檜、黒松合計八萬四千本を植ゑて學校林となし、葺合區亦三十五、六兩年度に植林せる字大平山二町五反歩を學校林として、之に檜、黒松等三萬三千本を植附け、後屢補植する所あり。

明治三十六年度に著手せる造林計畫は、豫定の如く三十九年に至りて完了せるを以て、市は引き続き、四十年に中一里山にも造林を行ふこととし、同年より三ヶ年度に互りて、新植及び補植を行へり。此等三十五年以降の市の植林事業による反別を合算せば、反別六百五十町歩を超え、新植苗木三百五十萬本に達し、補植反別約千九百町歩、補植苗木百二十萬本を算せり、即ち左表の如し。

年 度	新 植		補 植	
	反 別	苗 木 数	反 別	苗 木 数
明治三十五年度	三、八九、一七〇	二九、七〇〇	五〇、六二、二六〇	六、四二、二五〇
同 三十六年度	二、五三、五五〇	七三、二八三〇	一三、四三、〇一三	一、四一、一〇〇
	檜、杉、松、樟、赤松、黒松、樺、欅、ボブ		檜、杉、松、樟、赤松、黒松、樺、欅、梅、植	

同	三十七年度	一五、一六〇、六八	赤松、黒松、杉、樟、榎、松、	六八、一七七〇	一七、七一六、〇九四	一八八、四五〇
同	三十八年度	二五、四七、一五〇	榎、松、杉、樟、榎、松、	六六、三六四三	四二、六一三三	二二、三二五〇
同	三十九年度	一八、五八、二五〇	榎、松、杉、樟、榎、松、	五九、九五〇〇	四二、五九、三三二	二〇、五、七九〇
同	四十年年度	六八、三三〇、〇〇〇	赤松、黒松、	二九、一五〇	一九、二二、〇〇〇	一三、三、五三〇
同	四十一年年度	三三〇、八二七〇	松、樟、榎、	一三、四、六五〇	三二、八、五、〇〇	二二、一、九五〇
同	四十二年年度	二二、九四、三三〇	馬柏、松	一〇、五、九〇〇	六、七、七、三三〇	五、四、七、〇〇
同	四十三年年度	六五、二六六、〇五六		三、四、七、三、二四三	一八、七、三、七、三、七二	一、三、三、三、六、七〇
合	計					

而して四十四年以後は年々五万本以上の補植を爲すと同時に周到なる手入を
も行ひたれば、十五六年前荒廢見るに堪へざりし市背一帯の山容全く一變せる
のみならず、苗圃にては年々數万本の松柏樟等の苗木を賣却し、樟腦及び樟腦油
の原料二万五千斤を産出するに至れり。

山と鐵道

明治三十六年四月神戸港沖に觀覽式の舉行あるや、神戸港地方前山に鑄形の植林を爲し、山を鑄
山と稱し、四十年九月神戸築港起工式を擧ぐるや、鑄山の東に神戸市鐵道狀の植林を爲し、山を鐵
道山と稱せしに、此兩者の形狀、樹木の生長と共に年々進んで鮮明を加へ、遂に海上より認むるを
得るに至れり。

精銅製鐵業

神戸の工業物價格が大正七年に三倍二千万圓に達し、之を明治三十年に比し
殆ど四十倍せるは、以て神戸の工業の異常なる發展をなせるを徴すべきものな
り。而して諸種の工業中神戸に於て最も早く計畫を見たるは、精銅及び製鐵事
業にして、精銅工場は明治二年十二月民部省之を東川崎町に設け、幾もなく改め
て大阪造幣寮の所管とし、熔礦爐等を築設し、明治三年東京商人岡田平藏をして
精銅に従事せしめ、廢藩置縣の令出づるに及び、大藏省に沒收せる諸藩の砲礮を
神戸に輸送して之を精銅材料とせり。此精銅工場は明治六年十一月平藏之を
拂下げ、自力にて經營せしも、七年一月平藏死して事業亦廢絶せり。製鐵所は明
治二年米國ツレジンダ商會が川崎濱に起こせるもの、外に、同年四月金澤藩士
等兵庫縣の許可を得、商社を組織し、川崎石堡塔西方の地三千坪を借入れ、製鐵工
場を建設して之を兵庫製作所と稱するあり。明治三年兵庫製作所が工場敷地
の永代借地を出願するや、兵部省は至急を要する海軍兵器をば、爾餘の注文に先
だち製作せしむるを條件として之を許可せしが、工部省は翌四年十二月此製作
所を買収せしのみならず、六年にはツレジンダ商會經營の製鐵所をも併せて買

造船業及び
其他の機械
工業

收し、新に修船臺、船渠等を設けて、兵庫造船所と改稱せり。明治十九年四月に至り川崎正藏年賦を以て之を拂下げ、之を川崎造船所と改稱す、即ち株式會社川崎造船所の前身なり。明治十一年英人ギールの小野濱に開設せる造船所は、明治十七年海軍省之を買收して小野濱造船所と稱し、二十三年吳鎮守府の管轄に移せしも、二十八年之を廢止せり。以上の外三菱會社の三十八年に造船所を和田岬に開設するあり。歐洲大戰勃發後に及びては、造船所を起す者前後相踵ぎ、大正七年には造船所の總數十九、其資本二千六百萬圓を越ゆ。造船所以外の機械工業には車輛、金屬精煉、諸機械器具及び金屬雜品等あれど、此等は歐洲大戰勃發以後に於て頓に其生産を増せるものにて、大正三年機械工業に従事する工場百七十、其工産額千萬圓なりしが、大正七年には三百二十八工場、一億四千三百万圓となれり。

内外人の瓦
斯事業

神戸瓦斯事業の濫觴は明治五年五月神戸居留外人等三万弗百五十株の資本を以て、瓦斯商社を起こさむと企て、縣廳に諮りしに始まる。縣廳其舉を賛し、貿易五厘金の收入を以て三株を引受くることとし、商社設立の許可あらむことを大藏省に稟申せり。然るに大藏省は縣が豫め其許可を經ずして、私に外人設立

商社に加入を認せるを難じ、且つ瓦斯會社の設立を一たび外人に許可せば、將來之を邦人の手に移すこと容易ならずとて、其設立を許さず。因りて外人等更に内外人の共同事業として、資金六万弗の瓦斯會社を起こさむとし、小野濱外人墓地に隣接する千六百餘坪の地を借用せむことを乞ひしに、兵庫縣廳はこれ縣廳限り許可するも、差支なき地なりとて、獨斷にて之を貸與す。此事後に外務省の詰責に遭ひしも、縣令神田孝平共處置の不當ならざるを固執せしかば、外務省も遂に之を默認せり。斯くて居留地内の瓦斯燈點火は七年十一月内務省の許可する所となりしが、居留地以外の瓦斯事業をば本邦人の會社をして經營せしむるを可なりとし、上述の瓦斯商社が八年一月を以て居留地外にも瓦斯管を敷設せむことを出願するありしかど、遂に之を許可せざりければ、瓦斯商社は専ら居留地内の瓦斯事業に従ひ、後に組織を變更して兵庫瓦斯株式會社と改稱せり。一方に於て内務省は縣廳をして、設計の見込ある者を申出でしめたれど、之に應ずる者なく、爾後二十年間神戸には新に瓦斯事業の起こるなかりしが、明治三十一年六月に至り、北本町二丁目に資本七十万圓の神戸瓦斯株式會社の設立あり。三十九年九月神戸瓦斯株式會社は兵庫瓦斯株式會社の事業を買收し、大正二年

其事業を擴張して西尻池にも製造所を設く、大正七年に於ける同會社の資本四百七十五万円なり。

内外人の製
紙事業

製紙事業の起これるは明治七年にあり。是より先き明治二年米國人にして同國領事を介し、製紙工場敷地貸與方を縣廳に交渉せる者ありしを以て、知事伊藤俊介は其地點の選定を了り、出願するを待ち、支障の有無を調査して貸否を決すべしと回答せしが、事遂に著手を見るに至らざりき。然るに七年七月に至り米國人ウォルス、前英國公使オルコック等十餘名ウォルスホル商會と號する製紙會社を組織し、菟原郡小野新田に於て工場敷地を借用せむと出願するあり。其設立願書には、襤褸古布屑等を以て原料とする製紙業は、將來有望にして、神戸運上所の主要の収入となるべく、大阪造幣寮製造に係かる硫酸の如きも、全部此製紙場にて購入使用するを得べく、又日本人職工を雇用すべきが故に、彼等之を傳習する後には、日本の工業發達にも資する所あるべしと陳べ、更に一步を進めて、内外國人合同を許さざる日本政府の態度を難じ、舊時の鎖國と同様なる無謀なりと評し、此の如きは文明開化を唱道し、國利民福を圖る所以にあらずと詰れり。内務省は此出願に對し一たび不許可の指令を與へしも、明治八年一月遂に

設立を許可し、敷地を二ヶ所、地内三官町に於て、一年四段の地位を以て三千三百餘坪を貸與せり。然るに該會社は幾もなく解散し、明治九年英人其後を襲ひて日本製紙株式會社を設立し、明治十二年ウォルス等米國人數名更に英人に代りて合資組織に改め、神戸製紙會社と稱す。明治三十一年三菱合資會社の製紙工場を兵庫縣加古川に設立するに當り、此神戸製紙會社の事業建物一切を買収して、之を加古川に移せり。翌三十二年四月日本邦人始めて神戸に合資會社神戸製紙所を設立し、神戸の製紙事業始めて日本人の經營する所となれり。爾後大正七年迄に製紙工場の新に開かるゝもの七ヶ所にして、大正七年の其製産高は五十六万圓に達したれど、神戸の工産品として甚だ微々たる地位にあり。

燐寸製造の
沿革

燐寸は神戸工業の大宗たり。初め兵庫縣當局者は燐寸製造の有利なるを見、明治十年貿易五厘金中より約四千圓を貸與して、神戸監獄に燐寸工場を建て、囚人をして製造に従事せしめしが、同年別に下山手通に製造場を開く者あり、翌十一年には早くも上海に輸出するに至れりといふ。然るに明治十四五年の頃同業者の續出するありしも、十七年輸出の激減により、多くは廢業し、燐寸製造業萎靡して振はざりしかば、明治二十年四月製造業者等組合を結び、翌年三月大阪の

同業者と聯合して、輸出検査所を神戸税關構内に置き、商標の不正、濫造品の輸出を監視し、且つ巡回視察の法を設け、製品改良に努むる所ありしかば、信用の増すと共に販路亦漸く擴がるを得たり。其後日清戦争後の物價騰貴に遭ひ、職工減少し、軸並べ其他手工を要する方面に於て支障殊に甚しかりしが、恰かも輕便軸並べ機械の發明ありしにより、僅に窮境を脱するを得、三十一年十月には重要物産同業組合を組織したり。明治二十二年に於ける製造工場は明治十二年成立の明治社、十四年成立の清燧社等を始めとし二十あり、製産高六十五万圓に達せしも、其資本一万圓を超ゆるものなかりしに、明治三十年に至り日本紙軸燧寸會社は二万圓、瀧川合名會社は三万圓、良燧合資會社は十二万圓、開榮株式會社は十五万圓を以て、新に大規模の工場を開き、工場數も同年中に六十となり、神戸工場總數の六割を占め、其製産高三百万圓に達し、神戸の主要産物となり、其輸出の増減は市況を左右するに至れり。爾後燧寸製造は年を逐ひて愈、隆盛に赴き、其販路は支那、印度、南洋、濠洲に及び、其生産高明治四十年には五百四十万を越え、大正四年には千三百万圓、大正七年には二千二百五十万圓を越え、大正七年の八會社資本八百二十万圓、工場五十、職工は一万人に達したり。

石鹼製油精
製糖の化學
工業

製紙及び燧寸の外に化學工業として陶磁器、礦物製品、石鹼、製糖、蠟、薄荷製油、樟腦、人造肥料等あり。此中神戸に於て古き沿革を有するは石鹼にして、明治十年頃既に其製造所を開くものありしが、明治十三年四月播磨石鹼製造所開設以後、斯業漸く盛大となり、明治十八九年頃には十四万餘圓の産額あり、多くは支那に輸出せられ、神戸主要の工業品たりしが、三十年頃よりして不振に陥り、大正七年にも四製造所の産額十萬圓に過ぎず。陶磁器、蠟、樟腦、人造肥料、護謨、製油等は、大正七年にいづれも二百萬圓以上の産額あり。就中製油は明治四十三年の産額百万圓なりしに、大正六年には九百万圓となり、大正七年には千四百万圓に達せり。護謨は明治四十三年には製産皆無にして、大正二年にも五萬圓に過ぎざりしが、大正三年には二百萬圓に達し、大正七年には八百四十萬圓を算せり。樟腦の製産は明治二十四年葺合樟腦株式會社の設立に始まり、三十三年には臺灣總督府の改良樟腦工場神戸に設立せられ、三十五年には合名會社鈴木商店の精腦所起こるありて、産額年々増加し、明治四十三年の産額百八十萬圓なりしに、大正三年には三百七十萬圓となり、大正六年には七百七十萬圓となれり。大正七年には減少して二百八十萬圓となりしも、尙ほ化學工業中主要の工産品たるを失

はす。此等化學工業製産總額は明治四十三年千三百五十万圓なりしが、大正四年には其二倍を超え、大正七年には六千万圓を超えたり。

染織工業

神戸の染織工業の隆盛となりしは、明治二十九年十月鐘淵紡績會社分工場の設立以後にして、其以前は主として家内工業の製綿織物・染色等に止まり、明治十二年に於ける産額合計二万圓を超えざりき。然れども織物中帆木綿のみは、古くより駒ヶ林にて製造せられ、兵庫帆の名聲を博せるありしが、明治十六年野田村南佐兵衛なる者、メリケン帆木綿と同様の織法を工夫してより、其産額漸く増加し、三十年には約三万圓に達し、三十二年頃帆木綿廣幅物を發明する者あるに及びて、産額更に又増加せりといふ。鐘淵紡績會社兵庫分工場は諸地方に散在する同社の分工場中規模最も大にして、製産額も甚だ多く、綿絲紡績のみにて、其産額明治三十六年に五百万圓、四十四年に八百万圓、大正七年には二千万圓に達せり。神戸市の紡績製綿織物・染物・毛織・編物・刺繡等染織工業總産額は明治四十三年に九百万圓にして、爾後大正四年迄は増加著しからず、大正五年以後激増し、大正六年千八百万圓となり、七年には一躍して三千万圓を超えたり。

茶葉及酒類
醸造の衰盛

より行はれ、當初外國商人は元茶を輸入して横濱に於て再製輸出せりといふ。明治四年米國が茶の輸入税を免除するや、神戸よりの輸出大に増加し、内外商人等山城大和伊賀近江等より元茶を仕入れ、神戸に於て之を再製し、其工場の數明治十年頃に十あり、明治十六年神戸區長勸めて製茶共進會を開かしめ、製茶改良に盡力してより、神戸茶の信用更に加はり、輸出額年を逐ひて多く、市内の再製額明治二十年に二十万圓、三十年に五十万圓、三十五年に百二十万圓となり、其盛衰は一時燐寸と同じく市況を支配する勢なりしが、三十六年以後の産額百万圓を超えず、大正六年以降には全く産出を見ざるに至れり。酒類の醸造に在りては、神戸も灘地方と同じく、もと酒造を業とする者多くして、明治十四年清酒及び味噌の醸造高七千石を算し、明治二十五年頃迄は減少を見ざりしが、爾後漸次に減じ、大正七年には微々として殆ど數ふるに足らざるに至れり。

機械精米精
糖并粉粉業

精穀は水車によること久しかりしに、明治十八年英國人イー・エツチ・ハンターの兵庫に機械精米工場を設立せしより、之に倣ひて機械精米を爲す者多く、大正七年には三百十二の精穀工場中、水車工場僅に九にして、爾餘は電氣或は瓦斯動力により、精穀額は明治四十三年に二百三十万圓なりしが、大正七年には千五百

万圓となれり。神戸の精糖事業は明治三十九年臺灣精糖株式會社が其工場を神戸に開きしに始まり、明治四十三年の生産價額六百五十万圓なりしが、爾來漸次に増加し、大正七年には二千万圓に垂んとせり。機械製粉は明治二十年日本製粉株式會社の設立に始まり、四十年には同社分工場及び増田製粉工場の設立あり、四十二年には前年に倍して其生産額五百万圓を超え、大正二年には八百万圓となり、大正六年よりの増加更に著しく、大正七年には二千万圓に達したり。以上の外、飲食物工業品に清涼飲料水、菓子、飴、乳肉製品、水産製品等ありて、飲食物工業生産總額は明治四十三年に千六百万圓、大正四年に二千三百万圓、大正七年には六千万圓を算せり。

竹材製品と
屏風

上述諸工業の外に雜工業として大正七年百万圓以上を産せるもの竹木細工、屏風、印刷及び製本、燐寸、軸木、同小函及び木地等あり。竹材製品は明治八年始めて輸出を見、爾後其輸出増加に伴ひて、市内に釣竿、晒竹等を製造する者多く、十八年には産額十萬圓に上り、三十年には三十萬圓、四十年には六十萬圓、大正六年には二百三十萬圓を超えしが、大正七年減じて百三十萬圓となれり。屏風は明治三年榮町三丁目懸田工場の製作品始めて輸出せられ、外人の好みに投じて明治

二十四五年頃迄神戸の主要輸出品の一たり。其産額は輸出價格によりて微少なは、明治八年には千三百圓に過ぎざりしが、十六年に十萬圓に上れり。然るに其價格會て一雙六圓内外なりしもの、十八年頃には僅に七十錢内外となり、粗製濫造の聲囂しかりしかば、同業者は大に製造に注意し、二十年には二十五萬圓、三十年には四十萬圓の輸出を見しが、爾後は漸次減少し、大正元年に三十萬圓、大正七年に十二萬圓となれり。

鑛業

鑛業に在りては、慶應三年舊幕府海軍操練所が長田村鷹取山炭坑を開き、稍有望なりとの外人の鑑定に基づき採掘に著手せるを、神戸附近鑛業の嚆矢とし、石炭會所を兵庫に設け、豫定に近く二百六十萬斤の石炭を得たりしかど、幾もなく明治維新となり、此事業一旦中絶す。明治元年四月に至り、東尻池、西尻池及び池田の三村よりして、此炭坑の採掘を願ひ、許可を得たりしも、事業意の如くならず、忽にして又廢坑となれり。明治四年九月、東尻池村末正久、左衛門が採掘の許可を得し、鷹取山に隣接する車村炭坑は、幾もなくして廢坑となりしが、七年四月には大阪商人の再び同炭坑を開掘するあり、又妙法寺村にても同年石炭坑を開く者ありしが、何れも良品を得ず、著手後幾もなくして廢業せり。銅坑は明治七

年熊内村布引山に之を發見せる者ありて、神戸松屋町山口幸次郎其試掘の許可を得たれど、著手を見ずして止めりといふ。爾後鑛業會社の神戸に設けられしもの多く、大正七年には十六社資本合計八百萬圓に達せしかど、皆市内に於て稼行するものにあらず。

市營の商品陳列所

神戸市實業獎勵の機關たる商品陳列所の市營となれるは明治三十六年にして、其以前には此種施設の見るべきもの殆どなく、唯僅に明治十八年神戸區役所内に設けられし商標陳列所あるのみなりしが、これすら幾もなくして廢止となれり。然れども此種の施設の必要なるは市民一般の感せし所なれば、市は明治三十六年四月第五回内國勸業博覽會神戸協賛會が神戸に設立せる神戸商品陳列所の建築物を借入れ、市費と協賛會の寄附金とを以て、商品陳列所の經費に充て、所長・幹事・書記・看守等の職員を置き、博覽會閉鎖に引續き開館し、場内をば先づ二分して參考部及び賣品部となし、兩部の商品共に農業・水産・工産・鑛産・園藝品及び雜品の區分に從ひ、兵庫縣下一般に出品を勸誘せるのみならず、農商務省より内外商品の見本を借受けしが、翌三十七年には陳列品約二萬點、一ヶ年の觀覽者

勸業館の開設

延人員十三萬七千、賣上二萬三千、踏八千圓に達し、外人にして來觀せる者三千の多きを算し、其成績頗る見る可きものありしを以て、市は三十八年四月を以て此陳列所建築物を買收し、四十年印刷物を在外日本領事館及び外國實業諸團體に送附して、陳列所の概況を廣告すると共に、取引を希望する者に對しては、爲めに仲介の勞をとることとせり。然るに此陳列所の敷地は四十二年九月縣より返納を命せられしかば、市は已むを得ず之を閉鎖し、爾後此種機關を缺如すること久しかりしに、大正三年に至り、神戸商工協會は、兵庫縣下物産の陳列及び勸業獎勵の目的を以て、湊川公園に第二回貿易品博覽會を開催し、會期終了の後、會場本館・附屬建物・陳列棚見積價格五萬三千餘圓を神戸市に寄附せるを以て、市は之を採納して勸業館と稱し、同年六月使用條例を制定し、階下を商品の陳列に、階上をば小規模の展覧會・共進會等に使用することとし、大正七年建物に大修繕を加へ、使用條例を改正し、階下には主として市の生産品の陳列を許し、三ヶ月間陳列の後、は順次陳列替をなし、陳列棚をば無料にて使用せしむるも、看守人給料と點燈費は之を出品人の負擔とせしに、同年末には百四十人の出願者を得、同年夏期の入場人員は一日平均三千人に達せることあり。

各種市場賣
上高

神戸の市場中には宮前町の魚鳥市場の如く、其創立享保年間に遡り、規模極めて廣大なるものあり、明治以後に始まれるものには元年に創始せられ、七八年頃より盛大に赴ける辨天濱青物市場あり、明治十五年に開始せられし脇濱魚類市場あり、兵庫縣に於ける市場規則の發布は明治二十二年一月の魚鳥青物市場取締規則を以て嚆矢とし、爾後市場は定市場及び定期と臨時との三種に分たれ、いづれも縣の許可なくして開設する能はざることとなる。同年神戸には蔬菜果實市場三ヶ所、魚鳥三ヶ所、古着古道具三ヶ所ありき。辨天濱青物市場が晉伍合資會社の經營に移りしも、此年なり。宮前町の魚鳥市場は其賣上高明治三十年に在りて既に一ヶ年二十五万圓に達せしが、明治三十二年株式會社となり、脇濱魚類市場も亦明治四十二年を以て株式會社となれり。明治二十二年以後市場の數時に増減あり、多きは三十三に達し、少きは十ヶ所に減じ、大正元年には十九ヶ所を算せしが、大正四年以後年々増加し、大正七年には三十五ヶ所となる。此中魚類四、魚類及び蔬菜二、蔬菜及び果實三家、畜一、和洋古着古道具十九あり、古道具市場中外國人の營めるもの二あり。神戸に供給する魚鳥蔬菜及び乾物中に

は、北海道よりするもの多し、多きは山陰山陽南海及び朝鮮地方よりの移入にあり、其陸路よりするもの、外は概ね川崎濱、以西、葦原島附近にて陸揚するを毎とし、其集散市場は明治三十九年の頃二十五に達したれど、東京大阪兩市に比し、人口の割合に市場の數多きに過ぎ、其設備完からず、衛生上看過し難きものあるのみならず、價格の不統一なるは幾多賣買上の弊害をも醸すに至れり。因りて價格を統一し、弊害を矯正せむとして、新に完備せる市場を開かむと企つる者ありしも、許可を得る能はざりき。其他市場改善に關しては、兵庫縣南海水産組合聯合會の駒ヶ林漁業組合が明治三十八年四月を以て開始せる魚類共同販賣場の成績良好なるを見、之に則りて市内魚市場を改善せんとし、三十九年該共同販賣場を聯合會に借入れて模範市場を開設する等あり。神戸市役所の公設市場開設の計畫は、夙に明治三十四年に起こり、明治三十九年魚鳥蔬菜公設市場設置の議市會に上りしことあれど、當時は直ちに目的を達するに至らず。爾後十年を経、大正七年に至りて始めて公設市場の開設を見たり。市内各種市場にての魚類賣上高は明治二十二年に二十五万八千圓なりしが、二十五年に三十五万圓に達し、三十五年約五十万圓となり、大正四年には二百万圓、大正七年には約四百

万円を算ふ。青物及び果物賣上高は明治十年に六千圓、二十五年に五萬圓、三十五年に三十萬圓となり、爾後増減ありて、多きは年額七十萬圓に達したることあり。大正四年には二十萬圓に減じ、大正七年には五十萬圓に過ぎざりき。古着古道具賣上高は、二十二年以後大正七年迄に、最も多き年には三十萬圓に達したることあり。

博覽會等に
對する市の
勸業と施設

勸業の記述を終るに當り、神戸に開催せられし博覽會及び共進會中、特に勸業上有效なりしものを擧ぐれば、先づ指を明治十六年の第二回製茶改良共進會、二十年の神戸區製産品評會、明治二十六年の日本産米品評會等に届せざるべからず。二十六年第四回内國勸業博覽會を翌々年を以て京都に開催すべき議決し、同市より賛同を求め來るや、神戸市官民中、神戸が良港灣を擁するに安んじ、從來勸業上何等有效なる施設を講ずる所なかりしを遺憾とする者少からざりしを以て、同勸業博覽會賛同を機として、市の繁榮策を樹て、市民を刺戟する所あらむとし、同年六月市會協議會に於て博覽會協賛を市の事業となし、且つ豫算一萬五千圓を以て博覽會附屬水族放養場を兵庫和田岬に設くるに決し、二十八年三

月千七百圓を投じて、淡川堤上點燈費、布引瀧道路の修築費に充て、尙ほ生田、淡川、和田三神社に裝飾設備費を補助し、四月一日より七月末日迄水族放養場を開けり。明治二十九年神戸市製産品評會及び關西府縣聯合共進會等の神戸市に開かるゝや、市は主催者の請を容れ、合計一千圓を補助し、三十年大日本水産博覽會にも七百圓を補助し、三十二年第二回五二會全國品評會の神戸に開かるゝに當り、市は之に二千五百圓を補助し、三十六年には内國勸業博覽會神戸協賛會の稟請を容れ千圓を補助し、三十七年には白耳義リエージ萬國博覽會米國ポートルンド博覽會の神戸出品兩同盟會並びに神戸に開催の神戸貿易品々評會に對し、各千圓宛を補助せしが、此兩外國博覽會への神戸出品者は悉く賞を受け、三十八年四月二十日より六月十日まで開會の神戸貿易品々評會は出品二萬六千點、入場人員十二萬五千人を算せり。三十九年第二回神戸貿易品々評會開會に際し、市は之に五百圓を補助せしが、同會は第一回に比し一層盛大にして、出品七萬點、入場人員十七万人に達せり。其他市は他府縣にて開催の博覽會又は共進會に對し、市民に出品を勧誘すること屢にして、明治四十年より四十三年迄の間のみにても、其回数約六十に達し、就中第九回關西府縣聯合會東京勸業博覽會第四回